

公職選挙法改正に関する調査特別委員会公聴会議録 第一号

昭和三十七年四月九日(月曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事青木 正君 理事高橋 英吉君

理事竹山祐太郎君 理事丹羽喬四郎君

理事島上善五郎君 理事畑 和君

荒松清十郎君 飯谷 忠男君

藏内 修治君 薩摩 雄次君

中垣 國男君 林 博君

福永 一臣君 小林 進君

堀 昌雄君 山中日露史君

山花 秀雄君 井堀 繁男君

出席政府委員

自治事務官 松村 清之君

(選挙局長)

自治事務官

委員外の出席者

自治事務官 中村 啓二君

(選挙局長)

出席公述人

評論家 小汀 利得君

評論家 長谷部 忠君

新潟県選挙管理 笹川 加津恵君

委員会委員長

弁護士 牧野内武人君

東京都品川区選 岡崎 采女君

挙管理委員会委 員長

評論家 御手洗辰雄君

香川県坂出市編 織 房江君

人会長

民主社会主義研 究会議事務局長 和田 耕作君

本日の公聴会で意見を聞いた案件

公職選挙法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇八号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。本日は、内閣提出の公職選挙法等の一部を改正する法律案について公聴会を開きます。

この際、公述人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、御多用中にもかかわらず、本委員会のために公述人として御出席を賜わり、まことにありがとうございます。

すでに御承知のごとく、昨年十二月二十六日、選挙制度審議会から、公明選挙を是かするため答申が内閣総理大臣に対してなされました。この答申の趣旨に基づき、去る三月一日内閣より公職選挙法等の一部を改正する法律案が提出され、同日本委員会に付託されました。申すまでもなく、本案は公職選挙法の全般に及ぶ大改正でございます。

一般的関心及び目的を有する重要な法律案でございますので、ここに公聴会を開き、学識経験者有する方々より御意見を拝聴し、もって本委員会の審査に資したいと存じます。公述人各位には、それぞれの立場から腹藏のない御意見の御開陳をお願いいたします。

なお、議事の進め方につきまして、公述人の意見開陳の時間は大体お一人二十分以内とし、委員長の名指しの際に御発言を願ひ、そのあと委員の質問に答えていただきます。

それでは、ただいまより公職選挙法等の一部を改正する法律案について、公述人より御意見の開陳を願うことに

いたします。なお、島上善五郎君外二名提出の修正案につきましても、御意見があればお述べいただきたいと存じます。

まず、評論家の小汀利得君より御意見の御開陳をお願いいたします。小汀利得君。

○小汀公述人 だれでもそういう前置きをしますが、私はほんとうにこの方はしろうとで、やった経験もないし、同僚諸君の、一緒に出ておる長谷部君のよりな専門知識も持っていません。ただ大ざっぱな自分の考えを申し上げてみたいと思ひます。

今度問題になっております連座の範囲及び程度の問題であります。これは私は今度の改正案の方がいいと思ひます。公職選挙法改正の審議会ですか、あすこで出したものは少し片寄っております。ああまでどうも極端なことをやるというところは、今の日本は、戦前の家族制度がくずれて、いい面もあり悪い面もありまじりまじり、どうも非常に変なふうな、ヌエ的なものであつて、どうなるのかわからないような家族といつても、今は、たとえは私かなんかですが、それがどうかするかと、その親や兄弟や子供がこの選挙問題について連座するといつたようなことは、どうもおかしくないかと思ひます。

これはもちろん、そのやつていことこの程度によつて多少のことは考慮しなければなりませんけれども、委員会が出した案というものは非常に極端なものであつて、それを今度政府案で締め

られて出されたということは、けつこりなことだと思ひます。

それから高級公務員を限定する問題であります。これは私も、かねがね高級公務員がいろいろ職権を乱用しているか、職場を利用してやつておるしきことを考へて、常に憤慨してお

り、何とかできたらしたいものだと思ひ、何とかが法律できめて制限するといふことになると、これはどうもなかなかめんどろでありまして、一体高級と低いところをどこに線を引き、これは皆さん御関係のそれぞれの各党から案が出たり、あるいは政府でもちやんと案は出ておりますけれども、私は、やはり高級、低級というわけにはいかないから、きめるなら、やはり全体に官職にある者があつた以後にやめて、つまり、選挙の準備にどうもやめたのじゃないか、あるいはそれを何か乱用してゐるらしきことが常識的に考へられる場合は、これは何とか制限していいけれども、こういふものはやはりいかにいかにしないか、どうもなかなかめんどろになる、そんなわけで、この問題も、やはり法律にきめることになれば、なるべく限定すべきものだと思ひます。

それから寄付の問題であります。私は実は理想は個人に限りたいと思ひます。けれども、これは専門の皆さんよく御承知のように、今われわれ個人が選挙費用をまかなうだけの寄付はみんなやつたところで、なかなか困難だ。これはやはり税制問題から

改正していかないといけない。私は、税制を改正して、たとえば各人がその年々の所得の一定以内を寄付する場合はこれを免税にする。これは政治献金と限りませんが、選挙なんといふものは年じゅうありはしないから、まあ小さいのはしよつちゅうあるが、衆議院参議院なんといふものは何といつても何年かに一べんですから、これに寄付する場合は一割までは免税にする、こういふようなことをやれば、私の考へてゐる、寄付は個人に限る、こういふことが可能だと思ひます。しかし、今のところではどうも個人に限るなんといふことはできないから、ほどほどのところではないかと思ひます。そしてこれが今度の論点というが、一番めんどろな問題のようですが、争点になつていふようですが、全体として、選挙なんといふものは、もつと制限のない、ほ

がらかになるか、それとも大へん殺伐なものになるか、その結果はやつてみないとだれにもわからないけれども、もう少し制限のゆるやかな、いわばいい意味のお祭り騒ぎで、まあ騒ぎは困るが、お祭りやれるようにする。何かこまかい法律の知識がないと、いつどこで引つかかるとはわからない、こういふようなことはなかなかおもしろくないことだ。そんなわけで、全体的に制限をもつとゆるめた方がいいと思ひます。

なにかなく、買収とか、いろいろ金銭上の問題ですが、選挙費用の問題、これは買収といふことは実にけしからぬことであつて、何としてもとめたい

を考えておりました。その一つは、厳罰主義を徹底すること、第二は政治資金の規正を強化すること、第三は完全公営と申しますか、当分の間——当分の間と申しますのは、選挙公正の案が上がって、もうこれなら大丈夫と思われるようになるまでの間、過渡的に選挙運動はすべてこれを公営一本にして、私的の選挙運動は一切認めないということにするということ、以上三つのことをぜひ実現させたい、こう考えておりました。

第一の点、厳罰主義ということについてであります。私も先ほど小江さんが言われましたように、選挙はできるだけ明ら、自由な、伸び伸びとしたものにした方がいいことには全く同意であります。しかし、今のような乱れた選挙を正すには、決して好ましいことではありませぬけれども、相当思い切った荒療治的なことが必要でありまして、イギリスの例などを考えてみますと、腐敗選挙を改めるには、少くともある期間に劇薬的の申しますか、荒療治的な厳罰主義というものが必要であり、それ以外には方法がない、そう私は考えます。それが一面に余弊を伴うおそれがあるということも、もちろんわかっております。しかし、選挙公正という大きな目的を達するためには、それらやむを得ないことではないか、そういうふうに考えております。しかし、厳罰主義と申しますけれども、刑罰自体は、現行法はすでに大体極点に達しておると言っていると思いません。懲役何年というのをさらに重くするというにしまして、これは実際効果がない。また、それを重くすることにしまして、ほかの刑罰法規との均衡の問題もありません、なか

なかそう重くするわけにはいかない事情がある。そこでこの厳罰主義の方法としては、連座制の強化、連座制を相対的に切つて強化するという以外には方法はない、そう私は考えましたし、また現在も考えております。この連座制というのは非常に本質的な問題について、いろいろ議論があると思えますけれども、しかしながら、今の選挙公正の目的を達するためには、一つの必要悪といえますか、やむを得ないことだ、そういう根本的な考えに私は立っております。

そこで、その方法としましては、これも結論だけ簡単に申しますけれども、私は現在の総括主宰者と出納責任者の範囲を全運動員に及ぼす、ただこれを捕提することはなかなかむずかしいわけでありまして、これを登録制にして、そしてこれを押えるということにしてはどうか、そういう考え方を持っております。それから今の当選無効の訴訟を起す、選挙人なり、相手の候補者が当選無効の訴訟を起す、今度の改正案では検事がこれをやることになっておりますが、これを刑事判決確定と同時に自動的に当選無効とする、こういうことにしたいというのが私の考え方であります。全運動員を登録制にして、全運動員を連座の対象とするというところについては、これは技術的にはいろいろ検討を要する点があるかと考えておりますが、一つの考え方として、そういうふうな思っております。

うふうに思っております。この点はむしろ政治資金規正法の問題であります。選挙に金がかかる、選挙が金でゆがめられ汚される、物量選挙に陥つておるといふことも、つまりは洪水のよるな莫大な金がかかるといふこと、従つてそのものを正そうという考え方でありまして、そうして、私は実はこの点に一番重きを置いておいたのであります。連座のことよりも何よりも、これができるれば実際の効果は最も大きいと考えておりました。ところが選挙制度調査会の結論は、この原則だけが認められたことになりまして、この点は私は非常に残念に思っております。

第三の点、完全公営のことですが、この完全公営をやれば、売名候補やあるいはひやかしの候補がたぐさん出てきて取捨がつかなくなるおそれがあります。必要経費は候補に立つた人から均分に出してもらうということにしてはどうか、そのかわりに供託金ではなくていいと思いますが、そういう考え方もあります。もともと、先ほど申しましたように、公営一本の選挙と申すことは、選挙本来の性質から申しますと、いわば権道でありまして、これはいつまでもやるわけにはいかなない。そこで厳罰の効果は現われれば、これを自由な選挙に返すということが必要だと思えます。これは選挙制度の審議会でも、私のほかにこれを主張した人が何人かありましたけれども、ものになりませんでした。

然失格の点が最後にやつと取り上げられたのであります。あとは全部だめになつてしまいました。従つて私の立場から申しますと、選挙制度審議会の答申そのものも、選挙制度の目的、つまり最初に申しました腐敗選挙を正すに十分有効に役立ち得る改正という観点から申しますと、非常に不十分である。私は、その選挙制度審議会の答申自体に非常に不満であります。非常に不徹底なものである、そう考えております。ところがその不徹底な答申が、政府の法文化の段階におきまして、まず自治省の原案でゆがめられ、さらに与党の手によってゆがめられたのでありますから、政府の案は、私が目ざしておいた目標からいって三段階も四段階も後退しておるというところになるのであります。これによつて現在のゆがんだ選挙、腐敗した選挙を正すことは、とうてい期待できないと思っております。特に遺憾に思いますことは、政治資金規正につきまして、困など特別な関係にあるものからの政治献金の禁止さえも、これを選挙に限定することに改められませんでした。修正されました。そして、政治献金そのものははずされてしまったわけでありまして、これはどういふ理由に基づくものであるか、私にはわかりません。これがどういふ理由で最も残念に思ふ点であります。

そこで、この政府案をこの国会で通すのはいか、通さないかといふことではあります。この点については二つの考え方があると思えます。一つは、一歩でも半歩でも現行制度よりも前進してやるものである以上、これを成立させて、さらに後日第二段、第三段の改正によつて徐々に積み重ねていく方が建設的なやり方ではないかといふ考

が建設的なやり方ではないかといふ考え方、もう一つは、選挙公正に何がしかの役に立つかもしないけれども、大した役には立ちそうもないと思われる案を通して、これで選挙制度の改革はやりました、国民の要望にはこたえませんでしたとしてお茶を濁されるというよりも、この際はこれを御破算にして、今後には本格的な改正を期待した方がいではないかといふ考え方、この二つの考え方があると思えます。私は、前の考え方も一応もつとだとは思いますが、これは実は皆さん方にお願ひするほかないと思っております。皆さん方が国民の要望、国民が何を望んでおるか、何を願つておるかということとを十分御理解下さつて、そして公明選挙を実現し得るような徹底した選挙制度の改正に積極的に御努力下さるかどうかということにかかつておると思ひます。その意味で皆さんに私は御期待申し上げます。またお願いを申し上げます。次第であります。もともと社会党から提案になつておりますところの修正案が、皆さん多数の御賛成によつてそれが通るといふことであれば話は別であります。私が今申し上げましたことは、政府原案についてでありまして、社会党の修正は、大体審議会の答申の線に戻すようになつておるようでありまして、先ほど来申し上げましたように、私は答申そのものに満足していません。修正案にも満足するわけには参りません。しかし、この程度のものであれば相対的な効果は期待できるのでないかと考へますので、この修正案を決して

が建設的なやり方ではないかといふ考え方、もう一つは、選挙公正に何がしかの役に立つかもしないけれども、大した役には立ちそうもないと思われる案を通して、これで選挙制度の改革はやりました、国民の要望にはこたえませんでしたとしてお茶を濁されるというよりも、この際はこれを御破算にして、今後には本格的な改正を期待した方がいではないかといふ考え方、この二つの考え方があると思えます。私は、前の考え方も一応もつとだとは思いますが、これは実は皆さん方にお願ひするほかないと思っております。皆さん方が国民の要望、国民が何を望んでおるか、何を願つておるかということとを十分御理解下さつて、そして公明選挙を実現し得るような徹底した選挙制度の改正に積極的に御努力下さるかどうかということにかかつておると思ひます。その意味で皆さんに私は御期待申し上げます。またお願いを申し上げます。次第であります。もともと社会党から提案になつておりますところの修正案が、皆さん多数の御賛成によつてそれが通るといふことであれば話は別であります。私が今申し上げましたことは、政府原案についてでありまして、社会党の修正は、大体審議会の答申の線に戻すようになつておるようでありまして、先ほど来申し上げましたように、私は答申そのものに満足していません。修正案にも満足するわけには参りません。しかし、この程度のものであれば相対的な効果は期待できるのでないかと考へますので、この修正案を決して

最善のものとは考えませんが、次善の案、あるいは三善の案としてこれに賛成いたします。通すならば、せめてこの程度の修正はせよと、おぼろげに思っているのが私の希望であります。ただ社会党の修正案を讀んでみますと、連座の親族の項につきまして「意思を通じて」ということが入っております。これは答申にはなかつた点でありまして、私は賛成いたしかねます。どうしてこういふことになしたか、どうしてこういふしほりをおかけたかという理由が私にはわかりませんけれども、どうしてもそういふしほりをおかける必要があるとすれば、その責任の所在を被控側に持たせないと、被告側に持たせる、そういう考え方もあるのではないかと、もちろん私にはさういふことはいふことができませんけれども、どうも検事の方が責任を持つておられることになると、これは逃げ道になるおそれがあるのではないかと、私はさういふふうに見ておられます。

最後に選挙制度の改正に関連しまして、私がかねて考えておりましたことを二点だけ述べさせていただきます。一つは、私は今の選挙の状態をそのままにしておいたらおそろしいことになる。単に選挙の腐敗だけにどまらないうで、政治全体の腐敗となつて、どまるところを知らない状態になるのではないかと、さうしてその結果は、日本の議会政治そのもの、民主政治そのものが危うくなる、さういふ危険があるのではないかというのを心配しております。多少思い詰め過ぎているかも知れませんが、私にはさう思われなかりません。ですから選挙を正すために役立つことであれば、多少の憲法上の

疑義——むろん憲法上正面から抵触するといふようなことはやれるはずのものではないけれども、解釈の仕方によつてはさういふ疑義があるといふ程度のことであれば、これを大目に見て、相当思い切つた処置をとる必要があるのではないかという考え方をしております。

もう一つは、選挙は皆さん方を初め、選挙に出られて、選挙を争われる方にもむろん必要なことであり、大事なことではありますけれども、それ以上、選挙をする側にとつてより大事なことでありますから、従つて、国民が公正な選挙をするにはどうすれば一番いいかというところに一番の重点を置いて選挙制度のことをお考え願いたいというのであります。

以上、簡単にありますが、これで私の公述を終わります。もし失礼にわたつた点がありましたら、お許しを願いたいと思つておられます。(拍手)

○加藤委員長 次に、新潟県選挙管理委員会委員長の笹川加津恵君より御意見の御開陳をお願いいたします。公述人 笹川加津恵君。

○笹川公述人 今度の選挙制度審議会が答申いたしました改正は百数項目にわたつておるのであります。私どもが平素選挙として十分検討し、決議し、陳情したほとんど多くの点が盛り込んでおるのであります。これに對して二、三の点を除きまして、政府の案として国会に提案されましたことは、私は選挙の立場としてまことに喜ばない点であります。たとえは罰則の強化の点でも、罰金以上の刑に処せられた場合には、直ちにその選挙権、被選挙権を失ふといふこと、それから時効期日の延期の点、また連座規

定の問題につきましても、検察当局が直ちに訴訟を起すといふようになつたわけの希望の点が盛り込まれておるのであります。さらに最も私どもが希望いたしますことは、選挙法改正、これに最も大切なことは区制の改正の問題でございますが、それに一歩近づいたような感じのある、人の選挙から党の選挙に移るといふようなことにつきましてたたくさんの措置が盛り込まれておること、これは最も欣快にたえないことでありまして、私は政府案のただ一点を除いて、全面的に賛成するものであります。

この審議会の委員の一人の言葉を借りて申し上げますならば、答申案の中には、さういふ政府も政党内閣もこれをのみ込むことができない、さういふ点がある、さういふことを申し上げておるのであります。たとえば先ほど申し述べられた点でございますが、選挙規定の強化の問題、高級公務員の立候補制限の問題、政治資金規正法の改正の問題などございまして、政府が、この答申並びに意見につきまして十分尊重する、かように申しております。私も、これを直ちに申して、うのみにしてこれを法制化する、制定するといふようなことは言っておりません。かりに審議会の答申がいかに理想案でございまして、そこに現実に面がなければならぬ、また常識的な面がなければならぬ、さらに合法的でなければならぬのであります。責任ある政府は、その行き過ぎを是正し、これを修正することは、むしろ国民に忠実であつて、国会通過の近道であると思つておられます。

そこで、まず公務員の立候補制限の問題でございまして、私は新潟県選挙管理委員長となつて、今年で十年を迎えました。その間に、公務員の立候補制限の問題は、話題となり、議論となつたことは私の記憶にはあります。それはなぜかと考えますと、これは合法的にこれを定めることが非常にむずかしい、また憲法違反のおそれがある、あるいはまた非常にお不公平ではないかといふような点で、何らこれは問題にならなかつたのであります。公明選挙連盟の決議を見ましても、さういふ点は盛つてありません。また、われわれブロック会議の、最もきびしい決議をしておりまして、ある、あるブロック会議の決議におきまして、高級公務員の立候補制限の問題につきましては、何ら触れておらぬのであります。さういふことで、私はいささしく抑り下げまして、この高級公務員の制限の問題につきまして、私の意見を申し上げてみたいと思つておられます。

一体今度の審議会は、答申はできるだけ尊重するが、具体的に意見を一つ出してもらいたい、さういふことになつておられるのであります。それが、なるほど高級公務員といふような公の職を利用して、事前運動がいろいろの選挙運動をやつて、そして票を集めるといふことは、これはけしからぬことに違ひございせんが、しかしながらこの答申は、法律で定める職にあつた公務員は、さういふふうにして、参議院全国区の最初の選挙に立候補することができない、さういふふうな答申でございまして、これを私、考えますときに、どうしても具体的にこれを答申することができなかったのではなからうか、かように考へるのであります。たとえば、一体法律で定めるところの

公務員といふものは何を指すのであるか。大蔵省である、あるいは通産省である、あるいはその職でございせんが、これは事務次官からあるいは部長級あたりまでをさすのか、さらに課長級までをさすのか、さういふことをきめるには非常に困難であり、不可能な問題だと私は考へたのであります。かりに高級公務員であつたといつたとしても、何らさういふような不正な選挙をやらなかつた者でも、またやうとうしやらない者でも立候補を制限するといふようなことは、非常に私はその人に対して同情しなければならぬ点だ、かように考へておるのであります。ことに憲法違反のおそれがある。すなわち憲法第十四条、それから憲法第四十四条、憲法第二十二條などに、この点において憲法違反のおそれがある、かように私は考へるのであります。いやしくも憲法違反のおそれがあるものを、責任ある政府がそのままこれを国会に提案するといふことは、これは無理なことではございまして、むしろこれを修正する、あるいは是正するといふことが当然である、私はかように政府案を支持するものでございまして。

さらに私は、答申そのものをきわめて善意に解釈いたしました。この立候補制限といふものは、制限そのものではなくて、公職にある者がその職を利用して不正な選挙を行つて、そして票をとりがたといふ点にあるかと思つておられます。これは目的ではなくて、一つの手段であるといふような点を考へるならば、高級公務員のみならず、一般の公務員のその選挙違反といふものを罰し、さらにその当選した者を失格せしめるといふことが、私はきびしいところの政府案であ

る。大蔵省である、あるいは通産省である、あるいはその職でございせんが、これは事務次官からあるいは部長級あたりまでをさすのか、さらに課長級までをさすのか、さういふことをきめるには非常に困難であり、不可能な問題だと私は考へたのであります。かりに高級公務員であつたといつたとしても、何らさういふような不正な選挙をやらなかつた者でも、またやうとうしやらない者でも立候補を制限するといふようなことは、非常に私はその人に対して同情しなければならぬ点だ、かように考へておるのであります。ことに憲法違反のおそれがある。すなわち憲法第十四条、それから憲法第四十四条、憲法第二十二條などに、この点において憲法違反のおそれがある、かように私は考へるのであります。いやしくも憲法違反のおそれがあるものを、責任ある政府がそのままこれを国会に提案するといふことは、これは無理なことではございまして、むしろこれを修正する、あるいは是正するといふことが当然である、私はかように政府案を支持するものでございまして。

さらに私は、答申そのものをきわめて善意に解釈いたしました。この立候補制限といふものは、制限そのものではなくて、公職にある者がその職を利用して不正な選挙を行つて、そして票をとりがたといふ点にあるかと思つておられます。これは目的ではなくて、一つの手段であるといふような点を考へるならば、高級公務員のみならず、一般の公務員のその選挙違反といふものを罰し、さらにその当選した者を失格せしめるといふことが、私はきびしいところの政府案であ

る。大蔵省である、あるいは通産省である、あるいはその職でございせんが、これは事務次官からあるいは部長級あたりまでをさすのか、さらに課長級までをさすのか、さういふことをきめるには非常に困難であり、不可能な問題だと私は考へたのであります。かりに高級公務員であつたといつたとしても、何らさういふような不正な選挙をやらなかつた者でも、またやうとうしやらない者でも立候補を制限するといふようなことは、非常に私はその人に対して同情しなければならぬ点だ、かように考へておるのであります。ことに憲法違反のおそれがある。すなわち憲法第十四条、それから憲法第四十四条、憲法第二十二條などに、この点において憲法違反のおそれがある、かように私は考へるのであります。いやしくも憲法違反のおそれがあるものを、責任ある政府がそのままこれを国会に提案するといふことは、これは無理なことではございまして、むしろこれを修正する、あるいは是正するといふことが当然である、私はかように政府案を支持するものでございまして。

すつたり……(笑声)いや、ほんとうですよ。実にひどいんだ。だから僕らは世間へ出てあまりべこつかないんですよ。くそくらえと思ってる。けれども議員さんというのはいくらも投票というものを考えなければならぬから、選挙の前になると、くだらねえやろうだと思つても、やあとかなんとか言わなければならぬ。ばかな話でしよ、出つたでござい。議員さん。そこで僕は一つの案として、それはいやしくも議員に選挙するからには、たとえば島上善五郎という票を入れるが——それはだれでもいいけれども、その投票箱の横におさい銭入れ箱を、それは限度をきめてもいいけれども、まさか一円入れるやろうは大ではないから、十円かなんか入れるでしよ。うまく百円ということになるれば、十万人の投票者が入れると千万円あるから、それでも議員諸君もあまりくだらないことを苦勞なさらぬで——人間なんていうものはお互いにそれはわかっているんだが、ためえがもらつたやろやつはろくなやつがないんだ。そりやろやつに限つて愚息の大学に入る手続も頼んでくる。あるいはそのやろやろが大学を出たら今度就職まで頼んでくる。実は僕は議員諸君、それは自民党からも社会党からもときどき、おい困っているんだというよりなことで、まあよろしいといふこともあれば、それは君だめだぞといふこともあつて、よく知つておられるけれども、よくもずうずうしくいふ者を選挙民が議員先生方に頼むものだなと僕は憤慨している。だからこれはかえつて、一票入れるたびに自分で金を入れたやろやつだと、そりやろやしい根性を起ささない。だから

そりやろやるところまで一つおやりになつてはどうか。大体僕は今の選挙法のむずかしい規則なんているものは大い邪道だと思つてゐるのだ。それは長谷部君なんかが一生涯命あんなむずかしいものをこしらえては騒いだといふのが少しこつ付いたと思つてゐる。(笑声)それは僕の野放し論は昔からで、今いろいろ経験をして、この年になつてきて、いよいよ一回か二回野放しの要ありと思つてゐる。いわば時限法かなんかで、次回とその次だけは幾ら何をやつてもいいといふことをやるといいじゃないかと思ふ。それから申し上げるまでもないが、講師と、はあーなんていう歌い手が立つたことがあるでしよ。大い幾らも投票をとらないで落つこつちやつてゐる。社会なんていうものは、幾ら金を使つたつて、変なやつが出て金を使つたら、かえつていいんばい、とつちやえといふので、投票なんかしつこないのだから、一度富の再分配のため大々的に野放しにおやり願ひたい。(拍手)

○島上委員 これはどうも大へん高邁な理想論を承りましたが、私は理想と現実とを混淆してゐるのじやないかと、いふふりに思つてゐるのじやないかと。しかしそれは議論しても仕方がありませんから……ただ、政府案に御賛成のようでございますけれども、政府案も、もの考へとしては野放しではなくて、もう少しきびしくしよ、こりやろやろえの上に立つておるわけです。そのきびしくしよといふのが、実はあまりにも底抜けで、骨抜きであるから、批判もあるし、私もこれに対して修正案を出しているわけですが、将来日本の国民が、金などを使うやろやろ候補者を軽べつして投票しなくなる、金

はもらうけれども、ごちそうにはなるけれども、投票しなくなる、そりやろやろになつたときには、私はそれでけつこりだと思つてゐる。西ドイツの選挙を見て参りましたが、全く野放しです。野放しですが、買収も何もありません。しかし日本は残念ながら、一都會議員の候補者が、成田のお参りにバス百台連れて連れて行つたという例がある。そしてその人がちゃんと当選してゐる。今そりやろやろな物量選挙になつてゐるといふことは、とうとうたる物量選挙の弊風が強まつてゐるといふことは、そりやろやろな物量選挙が現在の相場のきま目をつけてゐるからだと思つてゐる。私はその現実を問題としなければ、ほんとうの前進ができないんじゃないか、理想論として、将来五十年か、三十年か、あるいは十年先でもいいのです、国民がそりやろやろになつた際には、私も、さつき牧野内さんがおつしやいました、それでよろしいと思つてゐる。そりやろやろの心配するのは、もし現に今そりやろ野放しをしましたならば、少なくとも金のある者が大手をふつて国会をまかり通るといふことになる。そりやろやろと、国民が、そりやろやろの金を軽べつして投票しなくなるその前に、国民が政治そのものに対してあいつをつかすことになりはしないか。自分が出したいと思つてゐない人が当選できなくて、金をばらまいて、目に余るやろやろな運動をした者が当選するといふことになれば、議院政治そのものに国民があいつをつかす、その結果を私もおそれるわけですが、そりやろやろは御心配にならないかどうか。それから政府案に御賛成のようですが、政府案自体

が、現在よりもつと悪質違反に對する取り締まりをきびしくしなければならぬといふ考へに立つておられますから、政府案に御賛成ならば、野放し論とその点矛盾すると思ひますが、いかがでしよか。

○小汀公通人 それはまことに簡単なことで、私は政府案を軽べつしてゐるし、その前の委員会の修正案に至つては、はなはだ軽べつすべきものであると思つてゐる。しかし社会党の案よりも、まだそれでも政府案が幾らかいいから、これを支持する、これはただもろ消極的に支持です。ほんとうなら、こんなたわけたことをやめちやつて、野放しで一度先ほど申し上げたやろやろにやつていただきたい。そりやろやろにやつて世の中がよくなるか。一回ではかやろやろどもが正体を暴露すれば、これで初めてかえつてよくなる、ものはあるところまで極端にいかないと、それはおできだつて、うみが出ないやつを無理に何とかしよといふと、あとへ傷がつくのだ。その点で、もうお互いにそりやろやろみを出すことが急がれる時期だと思ふ。そりやろやろわけですからぞ……

○加藤委員長 次に畑和君。

○畑委員 小汀先生にお尋ねいたしました、先ほどの御議論も承り、また島上委員に對する御答弁も伺ひまして、大体先生の流儀がわかりました。もつとも今まで先生のいろいろ所説も、テレビ等を通じて度々聞いておりました、たいせいそりやろやろお考へではないかといふやろやろな考へをおぼろげながら持つてゐました。まあ自由主義経済の経済評論家としての先生のご意見を、ともかくそんな下手な規制はしちやだめだ、とにかく野放し

しにやつてみて、そりやろやろ今言つたやろやろに、うんと使つてやつは食ひ上げてしまふ、逆療法で行くべしだといふ、こりやろやろな御議論で、大体想像はしておりましたけれども、まあ世間にはそりやろやろを言われる方も確かにございませう。どんでんやろやろと金を使わにかつためしにやつてみる、こりやろやろ議論もございませう。先生と同じやろやろ議論も承つておるのでありますけれども、われわれは現下の選挙界の情勢があまりにも腐敗し、金の選挙であるといふ点から、これを放任して、一体先生の言われる通りにやつて、はたして逆療法で効果が上がるものかといふことに、実はきつめて疑念を反面持つのです。それでいろいろ心配い出しておりました、社会党でも修正案を出し、答申案の線の方が正しいといふことで出しておるわけでございます。しかし先生の考へ方からいたしますると、われわれのやつてゐること、あるいは長谷部先生の非常に突詰めた、思い詰めたやろやろに思はれるやろやろ熱心な廣正論、こりやろやろが実はむしろカリカチュアのように見えられたと思つてゐる。そりやろやろでわれわれとちよつと見解が違ふと思ひますので、あまりに詳しく突詰めて言ひましたも平行線になるので、結局同じことだと思ひますけれども、先ほど先生が言われました連座制の強化、この問題についても、家族を連座制の強化に加えるといふことは、今までの家族制度は徐々に崩壊をして、個人の中心の時代になつておる、それなのに今度家族を連座制の強化に加えるといふのは、家族制度解消という個人本位の今の世の中に逆行するやろやろな印象を受けると

いろいろ御説だった、かよりに私は理解いたした。しかしわれわれの考えでは、もちろん基本的な立場が、先ほど申し上げましたように、われわれはこの段階で、ここで選挙を厳正しなければならぬという考え方に立っておりませんからという理由になるかも知れませんが、家族制度の解消という問題と別に、それとは全然考え方が違つて、次元が違つて、こゝろした家族が隠れみになつて大いに選挙運動をやる場合が多い。しかし、これももちろん人情の自然でございませうから仕方がないといつたしましても、この辺で道義的責任という立場から、家族の違反を本人の当選に及ぼすということやらなければ選挙界が肅正されぬのではないかと、この考えをわれわれは持つております。その点におおきくお考えになりますか、承りたい。

○小汀公述人 まことに、ごもつとも、それは私は根本的にその問題でも、もあなたと対立するほど意見が違つていませぬけれども、しかしそれは、今腐敗しているから肅正するために家族の連座もやむを得ないというの、一つの考えなら、私がさつきから申し上げているように、もうかまわず、野放図にうっちゃりつばなしにしてやらしてみたら、どうもあれはかかもある、娘もみんなやつて、やがて悪いことをしているなどということがわかれば、やはりその何れもは、それが、それが、それが大体悪いこと、それは、人殺しも悪ければいろいろ悪いから、みな一緒にされちゃ困るが、選挙なんというものは、私自身やらないけれども、友人がみなやっているのでわかつて、皆さんには釈迦に説法だけれども、いわけ命がけの問題なんです。天下分け

目のいくさで、何粟かの差で落つたら、もう自分の存在は一応消えてなくなるのだ。それはしゃにむにやるであらうし、少々無理もするであらうといふことは人情の自然で、そういうものは日本に昔からあつて、アメリカがこわしかけたけれども、幸いまだ幾分か残つてゐる。この家族が連帯的に一生懸命になるという美風は維持したいと僕は思う。それはどうもソ連みたいに、細君や息子がおやじを訴えたり、あるいはおやじが子供を訴えたりするようになつちやおしまいなんで、これは僕はどうも連座は法律で縛る方に行けないので、何となくある成功を期するために連座でなく連帯ということは、どうもこれは人情として、やや浪花節的になるが、僕は認めたいような気がするので、あまり責めたくないのです。まあそんなところですか。

○畑委員 もう一つ、その点ですが、これでやめます。先生、今、若干浪花節的になるかもしれぬけれども、そういう人情的な美点としてどうか、これは認めたい、家族の連座制はそういう点で不賛成だ、大体どういふ御意見です。ところでそれは、今一般には論議としては、憲法違反だ、特に即時失格の場合ですが、それが大いに議論になっておるので、先ず生はそれよりもさらに前の段階で、一人の人情として、これまでもする必要はないんじゃないか、こゝろ御議論でございませぬか。

を超越してどうか、それよりもほかの方で考へてゐる。こんなものは法律論じゃないと思つてゐる。国会は法律の府だから、それはなかなかやましいですけれども、僕は法律なんかにく前に、やはり人情とか世の中の一つの習慣とか、そういう伝統というふうなもの、いいものはできるだけ保持していかねばいかぬ。その点で、何かおやじが一生懸命のときに細君や娘があつて何かつたつて、そんなことは——刑法だつて今はだいい違つたらしいけれども、僕ら教つたときとは、親兄弟なんかは隠匿しても罪にはならなかつたのです。それから偽証しても偽証罪も成り立たなかつた。僕はこれがほんとうだと思つてゐる。そんなわけですから、大体お察し下すつて……

○畑委員 これで終わるのですが、今先生のおっしゃいました隠匿罪がどうだかどうだといふことは法律家的な私法律家ですから、それからいいたしますと、ちよつと違ふのです。いわゆる罪九族に及ぶとかなんとかいふ、そういうことではない議論する向きもありませんが、法律的にいいますと、連座制の場合は、その親族が違反したことが本人の失格に及ぶといふことでありまして、ちよつと違ふ面がありますけれども、しかしこれは議論してもしようがありません。

ないところが二、三点ございませぬか……
今の小汀さんの話では、憲法なんといふものはあまり問題にしないで、義理人情でやりたいのだ、道徳心でやりたいのだ、こゝろいろいろお話のようですけれども、全部取つてしまひまして、その場合における基準です。あなたは全部取つて好きなことをやらしたら、あれはおかしいじゃないかといふことになるとおっしゃつたのですが、取つたとき、その基準というものは何になるか。今は一応法律がありますから、法律にはそれなことをすればよくないといふことが一つの基準になりますね。ところが今でも、法律があつても、なお法律にひつかからないように悪いことをしている人があつておつた。しかしそれはやはり国民全体はよくないと思つてゐると思つてゐる。やつてゐる人はよくないと思つてゐない。いいと思つてやつてゐるのでしょけれども、基準は一体どこにあるのか。国民の常識の方に基準があるのか、金をやつたりとつたりする人の方に基準があるのか、法律の問題を離れてけつこうですか……。一体どこを基準にするかといふと、国民の常識が基準でなければならぬので、その常識に反するよりなことをさらに大々的にやれといふことは、どうもおかしいんじゃないか。国民の常識の基準に、全体の法律なりいろいろなものがあるのがやはり民主的な国家といふものの方じゃないかと思つてゐるのですが、その点はいかががでしよるか。

○小汀公述人 それは同じことです。言葉にあるいは正確に言わなかつたかもしれませぬ。
○畑委員 お話を承つて、大へん簡明、率直、明快でよろしいわけでしょうけれども、ちよつと私、納得のでき

○畑委員 選挙法について……。
○小汀公述人 その選挙法だつて、僕は全部撤廃しよつたといふのじゃないです。それは仕方がない。かけ足、かけつくりだつて、ちゃんと規則がある。何だつてみんなある程度の規則はあるが、こんなせつこましい、選挙法ぐらい人の自由を縛つて——あなた方を一番縛るのです。実際においてはどうだといふと、世間の常識が軽べつしているような、ポスターの大きさを枚数から、はがきのことまで、いろいろこまかくきめて、そして考へてみると、大へんな広い選挙区で、案外人が多くて、どうもあの人々の選挙費用は何十何万円じゃ済むまいにと国民がみんな常識で知つてゐるのに、それを選挙法で非常識に縛つてゐる。だから、国民が常識で認めるようなことであれば、それは通るのです。しかるに、そうでなくて、国民が常識で認めないようなことを、議員諸君が自願自縛でだんだんこまかくなつたものだから、そこでこればかりは、選挙違反はつかまつた者が悪いといふよりな感じを与えるようになった。だから、僕は憲法も何もかも撤廃するのではななくて、ほんのわずかの、あんまり愚劣な、微細な点を縛ることはやめたいにしろ。そして、ばか金を使つたらにはろんと使つて——そんな者は四百六十七人のうちで二十人は出ません。いま現れるだろうが、それは一回でいいまいだから、それがいいじゃないか、こゝろいわけです。

○畑委員 それならわかりました。といふのは、さつき審議会の答申もくだらぬし、政府の改正案もくだらぬ、こゝろいわけです。天下分け

○加藤委員長 次に井堀繁男君。

○井堀委員 小汀さんの二つの御意見があるようでありますが、一つは、青天井の野放しでやってみたらという御主張であります。その場合に問題になりますのは、私は政党の問題が出てくるかと思うのです。政党が十分自衛し、野放しにする場合には、今日のままの姿で政党にまかせることが許せるかどうかという問題が一つあるかと思うのです。

それからいま一つの問題は、選挙の管理は、御存じのように、現行法では選挙管理委員会に指導をまかしておるわけですが、私、選挙管理委員会に多大の期待をかけておるわけでありまして、この選挙管理委員会があなたのおっしゃるような趣旨を十分把握して、しかも強力に大目的のために行動するならば、私はごく適切な結果を生むのではないかと思ふのであります。この政党と選挙管理委員会のあり方についてこの際多少手を加えることができるならば、それも一つの方法ではないかというふうにご考慮するもの一人なんであります。

それから第三委員会、御存じの公明選挙推進に関する委員会、この答申が、今回の答申案の中の骨幹ではないかと非常に期待をかけて、この委員会が熱心に質問をいたしたいと思ひ、またいたしてもおるわけでありまして、この関係をこの際ある程度育てることができるとすれば、この選挙法の改正というものは成功するのではないかと、しかし、あなたのおっしゃられるように、ただ取り締まりを強化したり制裁を強化するだけでは中途半端になる。それ、先ほど公述人がおっしゃられたように徹底的にやれば別だ。しかし私

は、徹底的にやるというところは時代の要求に反すると思う。やはり第三委員会

が答申しておる通りに、公明選挙運動をあらゆる手で推進していく。それで国民の自主的な責任感というの上にも野放しが行なわれるというのであれば合理性がある。この点が、あなたの発言は時間がないので非常に誤解を生むのではないかと、私もさういふものに関心を持っておりまして、以上の政党の問題、選挙管理の問題、そして公明選挙の国民運動をやる、この三つの問題について、あなたは何か御意見があるのではないかと、短時間で恐縮でございますけれども、この点について一つ御意見を伺いたしたいと思います。

○小汀公述人 政党法の問題ですが、私はその方はしろうとですけれども、政党法というものを作つたらいいじゃないか、さういふものがあるべきだという、たゞいばごく素朴な考えを持っておりまして。

それから選挙管理委員会について、私は全く知識がない。友だちがさういふ方に大いに関係してはおりますが、あまり聞いたこともないので、全く存じません。

もう一つ、公明選挙の問題、私は公明選挙運動というのには前から入って、まして、それは公明選挙であることと望んでいまして、これはまあ申し上げるまでもないですが、ある理想を掲げていても、その公明選挙運動もなかなかさう活発に動きませんし、さうかといつて、動かさうと思ふと金が必要、その金がなかつたりして、僕はその金を集めるのに多少骨を折つてやったことさえあるくらいなんですが、なかなかさういふものはむずかしいですね。やはり問題は国民が自覚しなければ、残念ながら国民は今日

党なんてところからはるか遠いところ

にうごめいておるのですよ。選挙するその大事な代議士諸君から、せめて弁当でもおらうとか、一本つけてもらおうと思つておる間は、一実際全部が全部ではないけれども、何と云つたつて、あの先生が出てくれるからといって一本持つていこうとか、それこそ弁当でも出さうという気にならな

いとか腹が立つけれども、どうも今のところでは、じりじりとだんだん選挙界を腐敗させてきたというのでしう。さういふふうなきまがこまかくなつて、網の目もこまかいものだから、だんだんそれになれてきやがつて、この間もある友人の代議士が言つていました。昔は、先生のお名前であつたと花輪を出させていただきました。まだそれはいい。近ごろは大きなつらをして、花輪を出して下さいと言つて金まで要求してくる、ふざけておるじゃないかと、さういふものから、僕もほんとうに憤慨しました。われわれも、実はお前の名前であつたと花輪を出させてもらつたから、

「ああいい」とも、金を出さうなんて言わない。当然向こうが出ておれの名前だけ使ふものだと思つておるけれども、どうも政治家諸君にさういふものまで負担させようという根性のやつらが多くなつたので、この際に幾らあなた方がお骨折りになつても、僕らが憤慨しても、僕は、一度劇薬を用いなければこれはおこなない、さう思つて、これでもいろいろやりながら非常に腹を立てているのだ。だから、劇薬療法でいった方がいいと思ふ。おっしゃつたといつても、お言葉は何だが、さういふわけですね。

○井堀委員 謙遜されて政党の問題に

ついては御遠慮なすつたようでありまして、問題は、政党法に依存するのがあるか、あるいは今日の選挙法その他法規である程度政党に規制を加える方がいいか、とにかくまだ民主主義の発達してない今日における政党の地位というものが急に高くなつておるわけでありまして、この問題を振り下げないで、何とか片づけないで野放しのままでは、むしろ危険ではないか。それはあなたが御存じの通り、一回だけのためだということになれば、これは別でありますけれども、他のことと違ひまして、政治の根本を動かす大きな問題なのでありますから、さういふ危険などという感じには国民は非常な警戒を持つておるのではないかと、やはりさういふものについて、は政党がもつと国民の信頼を得られるような姿であるか、あるいは他

の方法で政党に対して国民がある程度さういふ大きな事業をまかしてもいいか、さういふ、何かの、それからさういふことは今のところ望めないというところになりますならば、もう一つの問題は選挙管理委員会だと思ふ。選挙管理委員会の制度というものは今あまり活用されていないと思ふが、あなたは国家公安委員会御経験なさつておいでになりますけれども、私は、民主政治の中で一番大きな役割を期待されるのは、民主的ないろんな制度の中でも選挙管理委員会ではないかと思ふ。ところが、その選挙管理委員会は、

今度の政府の改正案ではほとんど触れておりません。それから、答申案の中では抽象的でありまして、それを具体化するべきものであつたと思ふのであります。これは制度としては私はかなり

高度なものだと思ふのであります。だ

から、選挙管理委員会というものが、もう戦後何回となく選挙をくぐつて経験してきておるわけでありまして、要するに、この実績にある程度国民が信頼を寄せるとか、あるいはさういふものがある程度具体性があれば、私は、野放し論というものは成功するのではないかと、あなたのおっしゃられるような非常措置、切開手術をやるというより、な時期だと思ふのであります。しかし、それをやるには、やはり信頼される医者がいなければ、切開手術をまかせるわけにはいかぬわけでありまして、それは選挙管理委員会か、もしくは

は政党、しかし政党が、今の場合はさうみやかにさういふ姿を取り戻せぬというのが現実に近いのではないかと、さうすると、選挙管理委員会というものの長い経験と、それから組織のよさというふうなものに、私は、これを補強すると思ふのであります。それで実はお尋ねしたわけでありまして。

それから公明選挙のことを、質問で十分申し上げませんでしたから何ですが、今度の第三委員会の答申は、さういふ抽象的なものよりは、一歩出ている、かなり具体的なものを答申しておるのであります。その中で私が非常に関心を持っておるものは、民間の運動、国民運動に期待をかけておるのであります。そのために、あなたも触れられておられますけれども、民間運動の盛り上げられない理由は、幾つもあるでしょうけれども、その一つとして、われわれはやはり資金難だと思ふ。今度の答申案においては、政府はそのために大額の財政措置をやりなさいということをおるのであります。今の

国の財政余力からするならば、こういふところは何も金を惜しむことはないと思ふ。相当財政余力をここに回すことのできるチャンスだと思ふ。ですから、そういう条件がある程度整えて今おっしゃられるような切開手術ということでありましたら、私は、世論は断然軌道に乗ってくるのではないかと思ふ。選挙法改正も、要するに一つの大きな目標を見出すのではないかと、こう思つて、実は一生懸命第三委員会に大きな期待をかけて審議を進めておるわけでありました。

それで、実はあなたが野放し論をおやりになったから、きつとそういうことをお考えの上でおっしゃつたんだらうと思ひまして、三つの点をお尋ねしたわけでありました。政党の問題は、私自身も、そう言ひながら、これはやはり相当時間がかかる、そう急速に民主化するとか近代化するといつてみてみても、できることではない。また、法律であり、これに規制を加へることは弊害が多い。でありますから、私は、選挙管理委員会、それと公明選挙運動を答申案の中に――まあおまのものをみてみますと、私も従来のもものに強弱するといふようなものであります。国民の政治常識を引き上げるために、これは、現行法でも第六条規定で、あるわけでありまして、しかもその金は政府や地方の公共団体の長の息のかつたような金じやなしに、全く選挙管理委員会が自由に――自由といつたところで、法律に基づいた目的はあるわけでありまして、使へるような、委託金のような性質の金をうんとふやして、そうして選挙管理委員会が常時国民の政治常識を啓蒙、啓発し、今の足りな

い選挙運動の、政党のやれない、あるいは政党が行なうことによつて弊害があるような問題を、選挙管理委員会が行ない得るいい素地を持つておると思ふ。そういうところにそういう資金が入つてきますれば、あるいは常時啓蒙、教育をやるための事務局を設置する、あるいは専門家を養成していくとか、あるいは選挙管理委員会が、法の精神やあるいは制度の面目を全うするようになりつばな機能を發揮するようなどことをやるということは、そう難事ではないのではないかと。すなわち、具体的には、ひもつきでない資金を相当ここにつき込むことによつて、画期的な成果を上げ得るのではないかと私は思ふのであります。こういふ点に今まで質問もいたし、政府も督促してきたつもりであります。今回の答申案にそれが出ており、そこにあなただの野放し論がまたまた出たものでありますから、こういうものが前提になつて、国民がある程度安心してまかせられるような状態といふことになると、さういふ公明選挙運動の基礎をなす選挙管理委員会――政党も自衛しなければなりません。それに、今言ふように、要するに答申案にある財政的措置をうんとつき込めたいこととあります。それから将来のことについて学校教育とか公民館教育のことについてまでいつておるわけでありまして、なかなかいいことをいつておるのであります。こういふ点について、小江公述人はすぐれた御意見を持つて、おいでになるだらうと思つて、実はお尋ねしたわけでありました。

○小江公述人 私はいささか政党法については簡単に答へました。選挙管理委員会の方は全く無知です。公明選挙運動は、お説を承りおきまして、これからいろいろ考へてみます。○加藤委員長 小江公述人に対する質問はこれにて終了いたしました。小江公述人には、御多用中わざわざ本委員会に御出席下さいまして、貴重な御意見を御開陳下さいましたことを厚く御礼申し上げます。(拍手)残りの三公述人に対しては、時間がおそくなつてまことに相済みませんが、三公述人に対する質問を纏めて行ないたいと思ひます。質疑の通告があります。順次これを許します。青木正君。○青木委員 時間もなくなりまして、私、簡単に一、二牧野内公述人の方にお願ひいたします。先ほどのお話の中に、高級公務員の立候補制限の問題につきまして、答申案でもよろしいし、社会党案でもよろしい、どちらでもよろしいというお話があったのであります。ところが、御承知のように、答申案は、法律で定める職について立候補を制限するといふ表現になつておるのであります。その職を法律で定めるかといふことが非常にむずかしい問題のために、政府案があいまい形になつたわけでありまして、また社会党案は、その法律で定める職として、地方支分部局を持つておる中央の官庁の局長のうちの特定のものを選び出した、そこに私も合理性を発見することができないではないかという考へを持つておるのであります。公述人の先ほどのお話では、審議の答申案でもよろしいし、それから社会党案でもよろしいし、こうおっしゃいましたが、答申案といふものは、法律で定める職といふことになつておつて、具体的に何も書いてないの

でありまして、具体的に何も書いていないものと、具体的に書いてある社会党案と同じといふお考へ、どういふ御趣旨か私どもわからないのであります。その点についてちょっと御説明願ひます。○牧野内公述人 その範囲については、私自身も、どの程度を規制しているかといふことについては、はっきり具体的な材料を持つておるわけでもありませんし、わかりませんけれども、とにかく、過去におきまして、ことに農林省の人なんかで私知つてゐる例があるのをごまかす、全国的にいろいろ組織をもつて歩いておつて、選挙に出まして全国区で当選してゐる人があつたのです。農林省なんか、いろいろな治山治水の問題もありまして、あるいはさういふ利害関係がついてくるんだと。さういふのはきよ、始まつたことと。さういふのはきよ、さういふよりな人が全国区の参議院議員に立候補していいのかわかるといふことを今まで持つておつたわけですよ。具体的問題になると、どういふ制度が官庁の制度であるかといふことは私個人にはわかりませんが、さういふ意味で、さういふ意味で、考へましたわけですよ。社会党案は、一応出ているようにございまして、具体的な問題になりますと、専門家にまかせるといふ方がないのです。家にはまかせるといふ方がないのです。が、さういふ意味で、私自身がさういふ経験を持つておるものから、どうかと思つて、規制をする必要があるんだといふ意見であるわけなんです。こまかいことになるとわかりません。率直に申し上げます。

○青木委員 私どもも、お話のように高級公務員のある者が非常に目に余る行動のあつたこと、これはわれわれも承知しており、これはやはり規制する必要があるといふことはわかるのであります。ところが、お話のように、私どもも全く同じ考へで、具体的に、私どもをきめるかといふことがむずかしいために、非常に難渋いたしておるのであります。そこで、こまかい点は御承知ないというお話でもありますが、これ以上お尋ねしてもあるいは無理かと存じますが、何か規制するのには、こんなふうなものを規制したいといふんじやないかといふようなお考へが、あります。つまり、社会党案のように、地方支分部局を持つておる局長、しかし社会党案も、必ずしも全部を上げておるわけでも、あるいはまた、過去にさういふ職にあつて立候補して当選した者があつた、さういふ職を選び出すとか、何か具体案を作る場合の基準をどこへ求めたいか、私どもは具体案を見出すことができません、非常にむずかしいといふことは、今回に限らず、前々から、もう三、四年前から、高級公務員立候補制限をせなければいぬといふ立場に立つていろいろ検討してみたのですが、具体的に職を指名することが非常にむずかしいといふか、憲法上から考へても、そこに合理性を発見することができなかつたのであります。何か具体案を作る基準についてお考へが、ありましたら承りたい。

○牧野内公述人 ところで問題は、政府案によりますと、一般公務員に対して選挙違反の場合には立候補する規定がございまして、これは立候補するかどうかについては一般公務員は対象にならぬかもしれませんけれども、やはり感じとしては、具体的にどういふ程

度まですればいいかということになると、繰り返して申し上げなければ、どうもわかりませんが、政府案のように一般公務員まで含めて区別しないという考え方はどうかと思われ、これは立候補の問題じゃございませぬけれども、そういう点が私どもではつきりいたしませんけれども、そういうように一応考えるのです。先ほども申しました通り、下級の人の問題については、むろん、事前運動をすれば選挙違反になるのはあたりまえですが、これは立候補するということがあり得るかも知れぬけれども、影響力が少ないから、規制する必要もなからうか、抽象的になるかも知れませんが、そういう程度ですね。

○青木委員 たいだいまのお話で、やはり具体的に高級公務員の立候補制限をすることは非常にむずかしいというお考えのようでありまして、これ以上私承することは差し控えますが、そういうことで政府案もおそらく具体的になかきめがたいというので、公権を乱用することを抑える。公権乱用ということになりますと、高級公務員に限らず、ほかの公務員も当然押えなければいけませんので、あるいは規定になつたとわれわれ考へるのであります。

それはそれとして、先ほど、資金の規正の問題につきまして、自由民主党の昨年における資金の問題との関連において財政投融資の件をおあげになりまして、それとの何か関連のごく自由民主党の資金のお話があったようでありまして、特に財政投融資と政党資金との関連、どういふ点からその点を御指摘になりましたのか。政党の資金は財政投融資を受けておるところから来ておると限られたものでもありま

せんで、どういふお考えからその点を結びつけたのか。

○牧野内公述人 財政投融資はやはり資本家の方に回っておるわけですね。大体資本家の方に回っておるわけなんです、そのものが受けたからといって、その何割かを政党に寄付するということではむろんないと思ふのですが、そういうものが出されたことによつて資本家が潤つて、回り回つてやはりその政治献金が資本家の方から出るのだというふうに考へても差しつかえなからうかと、こういう意見なんです。

○青木委員 審議会の答申によりまして、財政投融資のほか、ほかのいろいろな政府との関連の問題も出ておるわけでありまして、そこで、特に財政投融資という点をおあげになったのは、何か特別のお考えがあつたのかとどうか、つまり、従来の規定ですと、請負をやつておる団体から寄付を受けることは規制されておりますが、答申の考へ方は、財政投融資のほかに、補助金であるとか交付金であるとか、いろいろな政府との直接の関係のある仕事をやつておるもの、こういうことになつておるわけでありまして、そのうち、特に財政投融資だけ、細までおあげになつて御説明になつたものでありますから、何か特段のお考えがあつたのか、どういふ気持ちで私は承つたのであります。

一つの原因になるのだということをお説く、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○加藤委員 次に高橋英吉君。から、ごく簡単に御尋ねをしたいと思います、今青木委員からの質問に対しては、牧野内先生からお話がありましたのちよつと私は疑問を持つたのです。財政投融資といつても、資本家ばかりに投ぜられるものじゃない。国民金融庫のごときに至つては御承知のことです、中小企業金融庫でも御承知のことです、中小企業金融庫でも御承知のことです、政府の金といつても、国民の税金によつて支弁された財源による政治献金といふふうなことになる、日教組とか公務員の方の関係の拠出金、そういうものも全部国民の税金から回るもので、間接にはそういうことになるのです、そういうものとはちよつと違ふとおっしゃるのですか。

○牧野内公述人 それは違ふと思ひます。これは明確に違ふと思ひます。それは労働運動、労働組合なんか、給料をもらつて、そのうちから会費を出し合つて運動するのですから、ちよつと違ふと思ひます。

あるということが前提になるわけですが、これはどういふものでしょうか。逆に答申案の方がゆがんでおつて、これは修正する方がまっすぐにしたのだというふうな考え方もまた生ずるわけなんです。それは議論の相違となりませうか。

○高橋(英)委員 長谷部先生にちよつと伺います。時間がないので、ごく簡単に御尋ねしたいと思ひますが、何か言葉じりをごらへることになつて恐縮ですけれども、先ほどの公述中に、答申案がゆがめられたというふうなお言葉があつたやうです。ゆがめられたという言葉が再三出たやうでございまして、ゆがめられたといふことになりまして、答申案のものが何か絶対的なものであつて、それが非常にいいもので

○高橋(英)委員 長谷部先生にちよつと伺います。時間がないので、ごく簡単に御尋ねしたいと思ひますが、何か言葉じりをごらへることになつて恐縮ですけれども、先ほどの公述中に、答申案がゆがめられたというふうなお言葉があつたやうです。ゆがめられたという言葉が再三出たやうでございまして、ゆがめられたといふことになりまして、答申案のものが何か絶対的なものであつて、それが非常にいいもので

すると、どういふふうなわれわれが考へます国民常識というものは、何かゆがんだ常識であるというふうなことに結論的になるのでありますかどうか、その点についてちよつとお聞きしたいと思います。

○長谷部公述人 私は、先ほども申しましたように、調査会の答申を絶対のものと思つておられるところではなくて、答申自体が、私の考え方からすれば、すでにゆがんでおるのだということからして、決して調査会の答申が絶対だとは考へておりません。その私の考え方からすれば、すでにゆがんでおるのを、さらに自治省の原案でゆがめ、その上さらにそれを自民党の手でゆがめたといふことを申しあげておりましたが、これは私の立場から申し上げることでございまして、客観的にいへば、これを変更した、こう言つてもいいと思ひます。あなたの非常にお耳にさわつたやうでありますけれども、それはどちらにも言葉の使い方をしてもいいと思ひます。

それから国民の要望というふうなことを私言つたといひますけれども、これは今の腐敗している選挙を矯正する、そのためには、選挙制度をそれに適するやうに変えてくれといふことが国民の要望だといふことを申したのであります。今政府原案を国民の要望としてこれをつぶしてしまへと言つておられるというふうに私は申しあげておる。二つの意見、考え方があつて、通せんといふと、出直した方がいいのではないかと、二つの考え方があつて、私はあの方の考え方をとる。現に新聞の社説なんかを見ますと、非常に不満足なものであるけれども、いつに

なつたらできるかわからぬから、この程度のもを通せという意見も相当出てくるようでありませぬ。それも一つの見方だと思ひます。しかし、私は、先ほど申したように、出直した方がいいという考え方でありませぬ。そういうことと一つ御了承願ひたいと思ひます。

○高橋英委員 仰がめられたというのは、それぞれその立場をとつての方からの言葉であつて、公平に言へば変更だというように御訂正になつたように私は思ひますので、その点については了承いたします。

連座制の問題についてちよつとお尋ねいたしたいと思ひます。私もたびたび申し上げておりますが、意思のないところに責任はないというのが本則だと思つております。従つて、連座制というものは、これは例外中の例外でなければならぬ。従つて、イギリス以外にはこの制度がないということも、御承知の通りでございます。それを日本に限つてこの連座制の強化が盛んに叫ばれている。これはいろいろな関係から、日本独自の選挙界の実情というふうなものからそういうふうな議論も出てくるのでございませぬ。けれども、しかし、家族とか親族に限つて特にこの連座の目標にしなければならぬといふふうなことで、この一応の議論もわかりませぬが、しかし、この議論はあまりに片寄つたものであるといふふうにお考えになりませぬか。すなわち、たとへば話でいいますと、シカを漁る者山を見ずとか、木を見て山を見ないとかいふふうなことで、あまりに局部的な責任の追究に急いで、割ばかり重くすれば何でも解決するといふふうな思想の現われであつて、大局的に見ました場合には大いに弊害があるの

ではないかといふふうに考へるので。たとえば、これもたびたび申し上げるのですが、答申案の通りにしたとすると、わずかに五票か十票ぐらいのいわゆる買収犯といへば悪質ではございませぬけれども、そういうふうな間違ひがあつた場合に、数十万の得票を得た人が当選無効になる、すなわち、その数十万の汚れない投票というものが全然無効になつてしまふのですが、そういうふうなことがあり得ていいわけでしょうか。あまりにその罰は重過ぎはしないか、あまりに過酷過ぎはしないか、そういうふうにお考へを伺ひたいと思ひます。

○長谷部公述人 私は、先ほど申しましたように、連座制そのものは、これを理論的に言へばいろいろやはり問題があるのじゃないか、そう思ひます。私は法律の方のことはよくわかりませぬけれども、刑法の思想なんかから申しますと問題があるのじゃないかと考へるのです。ところが、日本の選挙を肅正するためには、問題はあつたけれども、やはりこれは一つの必要悪といひますか、やむを得ないことだといひますか、日本でもずっと古くから、これはいつでもかかつたか覚えておられませぬ。おるわけなんですかね。そこで、これをやるからには、これはやはり有効に働きて得るものになつてはならぬじゃないか。今は、規定はあるけれども、これは全く死文同様に成つておる。従つて、これを有効にするためには、私は、先ほど申し上げましたように、範囲を広げるといふこと、それから手続をもつ少し簡略にするといふこと、この二つを考へておつたわけだ。

などに広げたといふのは、私から言つて、これはこれでやはり狭いわけなんでは、先ほど言つたように、選挙運動に当たる者全部に広げるというのが私は望ましいことだと思ひますけれども、それにいく一つの段階として、何かそれはひど過ぎる、もう少し狭めたところで線を引こう、それには、極かに引きよがらないからといふことで親族まで広げたのだ、こういうふうには了解しておりますが、連座制といふふうなものには早くなくなつていくことを期待するわけでありませぬ、先ほど申しましたように、私はこれは必要悪だと思ひます。しかし、選挙を肅正するためには、これはどうしてもやらなければならぬ。これをやらなければ日本の選挙は肅正されぬ。従つて、この際はがまんして——これはいろいろ気の毒な人が現われると思ひます。しかし、大きな目標を達するために、大の虫を生かすために小の虫を殺すといひますか、そういう立場から、これは一つ、政府原案でなくて、この場合は社会党の案といふふうなものに御賛成を願ひたい、こゝろ私思ひます。

○高橋英委員 問題は、親族、家族の問題と、それから一般の連座制の問題の二つに分かれますが、あとの方から申し上げますと、今のお話で、小の虫を殺して大の虫を生かすといふふうなお話ですが、これは逆に小の虫を生かして大の虫を殺したことになるのじゃないか、小の虫を生かして大の虫を殺すといふふうな結論にもなるのじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。すなわち、わずかな選挙違反のために、参議院では数十万、衆議院でいへば数万、そういうふうな選挙民

の意思が全然無効になつてしまふといふふうな、このとうといふ選挙民の意思が無効になつてしまふといふふうな、ふうなやり方、それが妥当でありませぬか。すなわち、小さな選挙違反といふものを生かすために、大きな選挙民の意思が無効にしてしまふ、無視してしまふ、そういうふうなことは、公平ではないのではないか、公正ではないのではないか、私はかように思ひます。すなわち、こゝろいふことをこの間も申し上げましたが、国会議員個人は軽いが、されど最後の選挙民は重しといふふうな考へ方を持つておる。そういうふうな意味において、全運動員が、全選挙関係者が、その当落に影響するふうな、その当落を無効にしても差しつかえないといふふうな広範なる選挙違反を犯した場合、すなわち、その投票が当落に影響する、そういうふうな重大な選挙違反であつた場合は、これはもうだれが犯しても連座制を適用していいと思ひます。しかし、今申し上げましたような、わずかな五票か十票の間違いでも——これは私が申し上げるまでもなく、魔がさすといふことでもあります。これは親族の問題、家族の問題になります。ちよつと魔がさして、主人のために、親のために、兄弟のために、五百円なり千円なりの金を出したような場合、それで数十万の選挙民の意思もしくは数万の選挙民の意思が全然無効にされていふものであるかどうか、この点についても私は御見解を聞きたいので。

○長谷部公述人 いや、確かに連座制に今おつしやつたような欠陥のあることをもちろん私は認めませぬ。従つて、こゝろいふものをやらなくて済むように早くしたいわけなんですけれども、しかし、今の腐敗選挙を肅正するために、ほかに方法がない、従つてこれをぜひやつていただく、そのために今言つたようなことが起こることは、まことに残念なんですけれども、これは一つ目をつぶつてやる。それから、私、大の虫を生かすと言ひましたのですけれども、先ほど申しましたように、私は、選挙をこのままにしておいたら、これはほんとうにえらいことになるといふことを心配しておるわけなんです。政党がどうだとか、議会政治がどうだとかいひませぬけれども、それ自体がもう非常に危険になつておるわけなんです。従つて、その大きな目的のために、個々の問題、人権の問題その他いろいろありませぬけれども、こゝろががまんしてもらうといふことが必要じゃないか、そういう根本的な考へ方なんです。それから先ほど、公平に言へば変更といふことに私が訂正したと申されましたけれども、客観的に言へばということでありませぬ、公平であるか、不公平であるかといふことは第三者が判断してくれるわけですから、これは一つ訂正しておきます。

○高橋英委員 いろいろ親族、家族の問題の不合理性をつきたいのです。委員長からこの程度でやめるといふふうな御指示があるので、この程度で、ほこをおさめますが、しかし、とにかく長谷部先生あたりの御熱意には衷心より感謝いたしておりますけれども、とにかく現実的に即して選挙界を肅正しなければならぬと思ひますし、根本的に選挙界を浄化しなければならぬと思ひますが、それについては、

選挙区制度にメスを入れなければならぬではないか、選挙区制度を変えなければならぬではないかというふうなことを考えておられますが、その点についてのお考え方はどうでございますか。

○長谷部公述人 私は、区制の問題については実は結論を持っていないわけでありまして、よく然と今考えておりますのは、名簿式の比例代表でなく、単記移譲式の比例代表を少し検討してみたらどうか、日本の場合にはこれが一番適当ではないか、これは世界のどこでもやっていないことなので、いろいろの欠陥があると思いますが、それを私個人として研究してみよう、こう考えております。

○高橋(英)委員 済みました。○加藤委員長 次の質問に移りたいと思いますが、議員各位にお願い申し上げます。公述人の方もお疲れでありますので、なるべくごく簡単にお願いいたします。島上善五郎君。

○島上委員 委員長の御注文通り簡単にいたします。午後には野党の方も野党の時間を食わないように簡単に願いたいと思います。

それで、御質問の前に、私は笹川公述人に、これは御答弁の要らないことですが、笹川公述人は答申案について少し誤解をされておられるので、申しますが、答申案は、選挙制度審議会において少なくとも理想案とは考えていないのです。前文に書いてありますように、選挙区制や政党制度について検討して、その結果においては現行選挙区制の全面的な立て直しの検討が必要である、しかし、さしあたって、これだけの措置が当面最小限度必要である、というふうな選挙制度審議会

においてはお考えしておりますから、これは理想案で現実には沿わないものというの、これはあなたのお考えとしてはけっこうですけれども、その点を申し上げておきます。

そこで、私は二点だけお伺いします。現行法律にも連座制がございますが、そして政府案は一步前進と申しますか、一步強化だ、こう申しております。私どもは必ずしも強化とは認めませんけれども、そう言っております。笹川公述人は政府案に御賛成のようです。その連座制の必要、そしてその連座制を若干強化するということについての必要はお認めでしょうか、それとも、連座制そのものを不当として否定なさるかどうか、この点を伺いたいと思っております。

○笹川公述人 私に答弁無用というよりはお話でありまして、区制の問題、私はもう小選挙区論者なんです。初めから参議院選挙に間に合うように、この区制の問題と、定員と人口アンバランスの問題等は、この際審議をしないと、いうようなことになっております。小選挙区制、あるいは小選挙区制を主台として比例代表制をとる、あるいは比例代表制を主台として小選挙区制をとる、こういうような重要な問題が残されておるのであります。それがきまらなければ、ほんとうの意味の公明選挙の実現はむずかしい、こういうふうにお考えしております。

私どもが連座制強化を望んでいることは、確かに間違いないと思いません。ただ、私どもの望んでおりますことは、連座制を強化する範囲を広げるといつたところで、おのずからこれは制限のあることになってございまして、賛成ではご

ざいですが、候補者が当選いたしましたも、単に親族なるがゆえに自然にこれは失格するといふようなことは、私はいけません。それからやはり当選人としては多数の善意の票が入っておるのでありますから、先ほど言ったか申されましたように、多くの票を生かして小さい虫を殺す、こういうようなこともございまして、親族になりまして、誤ってエチケットでもつてあるいは多少の犯罪を犯す場合もございまして、警を及ぼすほどのものではないのでありますから、そういう点で私は制限すべきものは制限する、こういうふうにお考えしております。

○島上委員 時間がありませんから簡潔に質問しますから、簡潔に要点だけお答え願いたい。連座制の必要と、その強化の必要をお認めになったようでございますが、私は、現行法にある連座制、及び今度政府が一步前進と称して出した連座制は、あつてなきに似ていふ有名無実のものだと思つて、連座制があつても実際に連座制の効果が上がつていないもの、そういう意味において問題にしなければならぬと思つておられます。あつても効果がなければ、これはないにひとしいのですから、何にもならぬ。私は昭和三十四年の参議院選挙で、全国的に大々的な買収選挙をやつた候補者がおります。今ここで名前は一応差し控えておきますけれども、その第一番の求刑が先月の十二日にありまして、三十四年です。約三年です。これは判決があつて最高裁までいくには、おそろく早くて五年かかるでせう。

それから今度改正になつた法律によつて検事が控訴をしまして、六年の任期中に判決がおりるといふことは考へられますか。考へられませんか。六年の任期でさしかりです。しかもこれは大々的なもので、規模が大きいことは当然です。規模が大きいということは、要するに、言葉をかえて言へば悪質です。悪質な大規模な犯罪の買収犯罪で時間がかかつて、六年の任期中でさえ連座の最終決定がおりない。となれば、これは有名無実、あつてないにひとしい連座制だと言つても差しつかえないじゃありませんか。これを強化しようとするならば、実際に効果にもならないんじゃないか、私どもも考へてざるを得ないわけですが、事実が立証して居るので、三十五年十一月の衆議院選挙における最も悪質な違反、これをたつて第一回の公判求刑があつた。これも、もちろん衆議院は四年の任期を満了にやつたこととあります。かりに四年やつたとしても、現行法では、あるいは改正法では、とうてい失格の判決なんかおきません。私は極論すれば、これでもつて連座制強化だといふことは、國民を欺くにひとしいと思つておられます。それなら、いっそ、連座制というものは不十分だからやめましょと云つた方が正直だと思つておられます。この点に対して、現在の政府案が一体きき目のある、実際に効果の上の連座制かどうか、この点は、長谷部委員にも関連してお伺いしたいと思つておられます。

○笹川公述人 簡単に御答弁申し上げますが、今の連座制はあつた方がいいか、ない方がいいか、こういうことになれば、あつた方がいいにきまつております。ただしかし、それを強化するにもおのずから限度があるのであります。今日政府案として提案せられたものは、われわれが要望しておるのです。全国の四十六都道府県の選挙管理委員会の決議として、これは検察官のみならず訴訟を起すといふこと、これはやみの取引を防ぐといふようなこととでございまして、一面また、これと同時に裁判のスピード化、今六年もかかつた例を示されましたが、これは一つはかの裁判に先んじて早くやつてもいい、というふうなことでございまして、今日裁罰制度を私どもと話し合つた、どうしても検事の数が足りないのだ、裁判官の数が足りないのだ、だからやむを得ないのだ、こう言つておられるが、できるだけ早くこれはスピード化して、特に先んじて判決をする、こういうふうなことを私どもは常に要望しております。

○長谷部公述人 私は、政府の提案になつておる連座制の強化の点は、現状よりも幾らかいいと思つておられます。ただし、これは私が申し上げるまでもなく、親族の方については四つのはり方がある。同居してかつ意思を通じる、これだけで、専門家は、大体これは連座でなくて、共犯の場合が多いので、ほとんど意味のないことだ。それにさらに、禁固以上の刑で執行猶余になつた者を除くといふことになつておられますから、これはほとんど私は有名無実だと思つておられます。それから例の実際上の出納責任者の仕事を支出したといふことになつておられます。これは非常にもつずかしい。これは答申

に比べますと、よほど制限を受けてお
ります。それからもう一つ、事実相当
広範囲にわたって選挙運動を主宰した
者というのが、法文になったものを見
ますと、一つあるいは二つの地区にわ
たって選挙運動を主宰することを定め
られた者となっております。私には法律
のことはよくわかりませ
んけれども、あれで見ると、やはり候
補者がそれを定めるということが一つ
の前提になっているのではないかと考
へます。定めたか定めなかつたかとい
うことに、やはりここに一つの立証の問
題が起ってくる。これもなかなかむ
ずかしい問題ではないかと考へる。

算して、おそらく優に一兆になるの
じゃないかと思ふのです。これは直接
にか間接にかみんな国民の金です。こ
れを財政投融資——投融資は文字通り
投融資ですが、補助金、交付金、利子
補給、これはただで差し上げるので
ね。ただで差し上げる先から、政党が
成長するために献金してよろしいとい
うことは、政治道義上どういふもので
しょうか。私はこの程度は最小限禁止
すべきものだと思いますがね。国が国
民のお金をただで差し上げるのですか
ら、あるいは長期間低利でもって非常
な便宜を与えて、貸し与える、あるいは
投資するのですから。それ以外の一
般の会社や個人や労働組合は今問題
にしておるわけではありませぬけれど
も、選挙制度審議会においては、今後
の審議の対象としてはそういうものも
もつと理想的に検討を深めていこうと
しているのです。それをこの次に答申し
ようとしておるのです。さしあたって
今私が言った程度は規定すべき
ではなからうか、こういう考へですか
ら、そして選挙に關していろいろこと
をつけ加えますと、結局これが大きな抜
け穴になって、何にもならなくなるか
ら、選挙に關するといふ程度は規定はす
べきではなからうか、こういう答申の
案ですが、私は国民の気持から言つて
も、特にあなたは公正な選挙管理委員
をなさつておるのですから、国民の気
持から言つても、さしあたってそのく
らいは必要だといふふうにお考へにな
れないものでしょうか。長谷部さん
もその点をちょっと簡単に言つて
すから……

に、これをどうして選挙資金だけに限
定したかということについては私は全く
不可解に思つております。これはいろ
いろな政治的な罪悪といひますか、政
治悪の源と申しますか、政治悪につな
がることでもありますし、これはぜひ
一つやつてもらいたいと思つておりま
す。

○笹川公述人 政治資金規正法は、今
日これを提案してこれを改正する必要
はない。というのは、今後残された審
議会の問題として、政党法の制定とい
うふうなこともあると思ひますので、
今にわかにかれをやつて改正するとい
うようなことはやめた方がいい、こう
いうことなのであります。ことに今
の政党の現状から見ると、政党の成
長、発展のために、どうしても相当の
会社、団体等からの寄付が必要じゃな
いか、こういうふうには考へてお
ります。もう一つ申し上げますが、政府
から補助金をもらつて、これはおのずか
ら日本の産業のために必要でありま
しょう。そういう人たちが、政党の成
長、発展、そういうふうなことから考へ
ましても、これは何も寄付したつて差
しつかえないものじゃないか、こうい
うふうには考へます。

○長谷部公述人 ちょっと聞き漏らし
ましたけれども、国と請負関係とか、
あるいは補助金をもらつておるとか、
そういうところからの政治献金をい
いか悪いかといふことをごさいますし
ようか。

○山中(日)委員 時間もございませ
んで、きわめて簡単に笹川公述人にお
尋ねしたいと思ひます。

○島上委員 笹川公述人にもう一点お
伺ひしたい。先ほどから言葉じりをと
らえるわけではないのですが、重要な
ことですから伺ひますけれども、ほん
とが政治資金の規正に反対だ、こう
いう言葉をちょっと最後に伺ひました
が、根本的に、政治資金は全然規正す
る必要はない、困の工事を請け負つて
おる請負人が、選挙に關して寄付しよ
うと、政党に献金しようとして、財政投
融資で国から莫大な金と便宜を与えても
らつておる会社がやろうと、補助金を
ただでもらつておる、利子補給をただ
でもらつておる会社が献金しよう
と、かまわない。そんなものは全部野放し
でいい、全然規正する必要はない、こ

○島上委員 現在この改正をする必要
はない、あと残された政党法の審議に
關連してやつたらいい、こういうお考
へのおつて、さしあたって必要措置で
あつて、さらに進んで諸外国の例も
ありますことですから、他の政治献金
についても検討を深める必要があ
ると思ひますが、さしあたって、先
ほど牧野内公述人が少し数字を間違え
ました、これは八千五百億余りの
財政投融資があります。それから補助
金、交付金等を精密に計算したら、合

先ほど笹川公述人は、審議会の答申
に對していろいろ御批判がござい
まして、まず第一に、連座制の問題だ
とか、あるいは高級公務員の立候補の
制限だとか、あるいは政治資金の規
正、こういう問題、答申案は非常
に理想である、しかしながら、現実性
あるいは常識、あるいは合法性とい
うものは欠けておる、従つて、責任ある
政府として、これを法律にする場合に
修正を加えるのは当然だ、こういうよ
うな趣旨の御発言であつたと思ひ
ます。私どもは、その御意見に對しては
いろいろ意見を持つておりますけれど
も、一々それを申し上げる時間もござ
いませぬので、この中で、特に政治資
金規正の問題についてのみ一点お尋ね
しておきたいと思ひます。

○長谷部公述人 全くあなたのおつ
しゃつた通りでありまして、これは私
先ほど申しましたのですけれども、
審議会の中でも、私の言つた全部、法
人、労働組合からの献金を禁止したけ
れども、今の点に關してはほとんど異
論がなかつたように実は記憶してあり
ます。従つて、先ほど申しましたよう

○島上委員 さしあたってその程度は
制限すべしというのが答申です。そ
れから先のことはいくらも検討する問
題として、今笹川さんは、このさしあ
たつてという答申すらも今後検討せ
よ、こういうことですね。私は、これ
はさしあたってこの程度はやつて、そ
の他の残る問題は今後検討する、こう
いうことが必要ではないかといふこと
です。

今島上委員からもちょっと触れたの
でありますけれども、先ほど笹川さん
の御発言の中で、政治資金規正の問題
に觸れた際に、選挙資金と政治資金と
いうものを区別することは現実の問題
としてはきわめて困難だと思ひ、こう
いうふうには御発言があつたわけ
です。この点私どもは非常に同感です。私
どもは決してその言葉じりをとらえて
云々する意味ではありませんが、これ

○笹川公述人 この政治資金規正法の
問題ですか、私は今日取り上げるべき

○島上委員 さしあたってその程度は
制限すべしというのが答申です。そ
れから先のことはいくらも検討する問
題として、今笹川さんは、このさしあ
たつてという答申すらも今後検討せ
よ、こういうことですね。私は、これ
はさしあたってこの程度はやつて、そ
の他の残る問題は今後検討する、こう
いうことが必要ではないかといふこと
です。

今島上委員からもちょっと触れたの
でありますけれども、先ほど笹川さん
の御発言の中で、政治資金規正の問題
に觸れた際に、選挙資金と政治資金と
いうものを区別することは現実の問題
としてはきわめて困難だと思ひ、こう
いうふうには御発言があつたわけ
です。この点私どもは非常に同感です。私
どもは決してその言葉じりをとらえて
云々する意味ではありませんが、これ

は今度の法律の改正案にも非常に重大な点として論議されておるのであります。この政治資金と選挙資金を区別することが困難だとお考えになっておる点でありますが、どういふ点でこれを区別することが困難だというふうにお考えになっておられますのか、その点をお話をお願いしたいと思います。

○笹川公述人 一体、政党の政治活動に寄付をする、あるいはそれを選挙にだけ使うものに限ってこれはいけなというふうな区別がつかぬのかどうか、私も長い間市会議員をやったり県会をやったこともございますが、よく見ておきますと、その金というものは区別できないことです。結局、自分の支持する政党が選挙によって勝つことによつて自分の目的は達せられる、自分の希望が達せられる、こういうことなんです。だから、政党に寄付した金が選挙に使われたのか、政党の政治活動に使われたのか、その区別がつかぬから、私はこれは賛成できない、こういうのであります。それを反対しますと、ほかの全般のこの改正法案がおじやんになると困るから、私はこれは涙をのんで賛成する、こういうことなんです。

○山中(日)委員 その区別の困難である事情はよくわかりましたし、私どももそうだと思うのです。そこで、今度の選挙法の改正で問題になっておられますのは、この政府の原案によりまして、結局、国もしくは公共団体から補助金とか、あるいは交付金、利子の補助金とか、あるいは財政投融資、こういうものを受けておる会社、法人から政党や協会に寄付を受けてはならない、ただし、選挙に關してだけだ、こういうふう

に、「選挙に關して」ということで

はつておるわけですか。答申案の方では、むしろ、選挙に關しては限りはおりませんが、社会党の出しておる修正案では、「選挙に關して」は取り除いておられます。取り除いておる理由は何ですか、笹川さんの御意見の通り、現実の問題としてその区別がつかないのだというところが一つ、もう一つは、先ほどもお話をいたしましたように、国もしくは公共団体からそういった補助金とか、交付金とか、利子補助金とか、財政投融資とか、こういった一つか、財政投融資とか、こういふ一つかの恩恵をこうむっておる会社、法人がある政党や協会に寄付をするということになれば、その寄付を受けたそれらの政党なり政治団体は、その寄付をした会社、法人の利益のために政治行動を行なう危険がある。同時に、その危険は、その補助を受けておる会社、法人は、その補助をしておる国もしくは公共団体に不利益な行為をすることができない立場に置かれておるから、そういったところから結局汚職が生じ、そういったところから結核汚職が生まれ、また選挙の腐敗というものが、起きるのだ。従つて、一般的に会社、法人から寄付を受けることを禁ずるわけにいかぬけれども、せめてそういった立場にある会社、法人の寄付というものは制限しよう、こういうのがこの改正の重大な点だと思つておるのです。今の笹川さんのお話を聞きますと、政治資金と選挙資金との区別が困難だということが、そういった区別をつけるということがきつめて非現実的なことでありまして、それを取り除いて、今申し上げたように、そういった特殊な恩恵を受けておる会社、法人からは政党や協会に寄付を受けてはならないという、この答申の考え方なり社会党の考え方は、今のあなたの現実性という問題からい

ば、きつめて当を得た一つの案じゃないか、こういうふうには私も考へておるのです。その点についてはいかがでございますか。

○笹川公述人 大体、ただいまの御質問に對しましては、先ほど島上先生にお答えしたと思つたので、別に御答弁申し上げる必要もないかと思つたのでありますけれども、ただ私はこの際、このまぎらわしい、これは政党の政治活動である、あるいは選挙の資金であるというふうなことで、ことさら政治資金規正法というものをむすかしくするのは、かえつて複雑にするのではな

いか、また、そういうことは実行不可能ではないか。それとも一つは、利子の補助金や補助金、あるいはこういったいろいろな政府が補助するということ、これは、おのずから別個の問題である、こういったことなんです。私はよく見ておりますと、一つの会社が、自民党にも寄付する、社会党にも、金額は不足でありますが、寄付する。だから、そういった点においてはもう少し慎重に、後日待つてきめた方がいい、こういうことなんです。

○加藤委員長 堀昌雄君。堀委員長 一問だけ長谷部委員にお伺いしたいのです。実はこの前池田総理に私伺いましたときに、――私は、新聞の論議、あるいはテレビその他いろいろなマスコミニケーションでいろいろいわれてる論議と、いろいろの、相当に国民世論を代表しておるものだと判断しておりますが、池田さんは、新聞の論議は必ずしも世論を代表してない、こういう御答弁であります。さつき小汀さんは、新聞記者は年が若過ぎてだめだとおっしゃるのです。が、私は、どうもこのもの考へ方の中

に、特に選挙法の場合には重大な問題がある、国民が発言できるのは選挙のときだけですから、その点で非常に重大だと思つておるが、その国民世論というものと、それから新聞論議その他に現われておる、それに関連をして今度の選挙法改正についての国民の声といふものは、それはどういふふうにあるかといふことを一つ伺つておきたい。

○長谷部公述人 私は新聞に多少関係がありますから、我田引水になりますけれども、一つか二つの新聞がどう書くかといふようなことは、さつき小汀さんの言われたようなことでも解釈がつくと思つておるが、今度の問題のように、ほとんどの新聞が筆をそろえて答申の線を支持しておるといふふうな場合は、これはやはり世論の現われであると思つておることは間違いないと思つておる。こういうことはめつたにあるものじゃありません。

それで堀さんに対する答弁になると思いますが、先ほど島上さんからの御質問のときに、今の政府案の連座をどう見るかといふことを、範圍のところだけを申し上げました。非常に大事なことを落とした。実は私の言ふ当然失格、これがはずされたのは非常に残念ですけれども、せめて、検事が当選無効の訴訟を起すにしても、起訴するときに、公訴に付帯してこれをやるといふ審議会の委員会の段階の結果、これぐらいのものでも出てくればよかつた。検事がやることになつたのは一つの前進でありませぬけれども、時間のかかることは前と少しも変わらないわけですから、これは非常に残念に思つておるから、これもつけ加えておきます。

○加藤委員長 次に井堀繁男君。○井堀委員 時間も大へんおそくなつて恐縮でございますが、公述人の中で、選挙管理委員会を代表されている方が他においでになりましたが、笹川さんに、答申に關して重要な点がございますので、一、二お尋ねをいたしたいと思います。

それは、一つには、今度の答申案の中で、さつき私が小汀参考人への質問の際にも述べましたように、選挙管理委員会が非常に重要な立場に置かれるような強い答申が行なわれておるわけですから、このことはぜひあなたからはっきり何つておきたいと思つておるが、私どももこのところにも、委員会から電報その他文書などによつて、この委員会に強い関心をお寄せになっておるといふ意思表示が行なわれておる。よい機会でありませぬから、ぜひこの機会に記録にもとめたいと思つておる。はつきりした意見を何つておきたい。

その一は、答申案の中で、選挙管理委員会の組織を強化する中で、特に第六條規定にあります常時啓発に關する事項と並行いたしました、事務局を都道府県並びに市には必ず置くこと、そして事務局には常時啓発を担当するため専門職員を置くようにという、事務体制の強化のための具体的な答申がなされておるの、従来ないことであります。これをわれわれは今いろいろ審議の過程において政府にも強く要請をしておるのであります。また法律事項の中にはきつめてありますが、まだ法律事項の中にはきつめてありますが、答申を全面的に実現するようによつて、要請がわれわれに出るからであります。

から、こういうものに対しては御意見がきつとあるだろうと思ふのです。

それから、時間がありませぬから一緒にお答え願うことにいたしました。次の問題は、委員の資格要件についてであります。この中で一人は常勤にすることを条件にしておるようでありませぬ。それから婦人を入れることというのがあります。私どもは、この中で、選挙管理委員を一人常勤にするという点について非常に強い関心を持っております。これらの問題が実現するために、もちろん財政的措置の裏打ちがなければならぬわけですが、この点についても答申案は、国並びに地方公共団体に対し財政措置に対する義務づけを要請しているわけです。これに対する一つの御見解。

第三の問題は、管理執行のための具体的な答申がなされておるのであります。こういう点については、当然、選挙管理委員会としては、強い具体的な要請が必然的にあるはずだ、また、なければならぬと思ふ。こういうものはまだ文書などによってわれわれ正式に受け取っていませんが、いずれくるのではないかと。しかし、もう審議も相当進んでおりますので、できるならばこの機会に一つ選挙管理委員会を代表して——と言えは語弊があるかもしれませぬが、会議を何回かやっておいでのようでありませぬから、こういう点については、はつきりすべきではないか。

それから、前に、あなたが公述の際でありましたか、個人の御意見であろうと思ふけれども、選挙管理委員会は会議において答申案を全面的に支持するという意思表示が行なわれておりますが、あなたはこれと相違するような発言をたまたま行なわれておる

ようでありませぬ。もちろん、個人的な御見解は自由でありませぬけれども、選挙管理委員会の肩書と、しかも十年間も選挙管理委員長をなさっておりますから、選挙管理委員会では相当重要な地位だとわれわれは判断いたしておるわけでありませぬ。この点も一つ、釈明いりわけではありますまいが、見解を明らかにしておく必要があるのではないかと。以上点について、時間を節約する意味で一べんに何もかもお尋ねいたしました。お答えをいただきたいと思ふ。

○笹川公述人 管理委員会の強化拡充の問題につきましては、全く同感でございます。私どもも決議として要望しておるわけなっております。また、その中へ婦人を入れるという点も、希望はしておりますが、実際問題として婦人はなかなか出てこないのであります。ことに審議会の中でも、特に婦人を入れる必要ならぬということも法律にきめることはどうかというふうなことも聞いておるわけでありませぬ。

なおまた、事務局の独立でございますが、これはもちろんそうした方が一番いいのであります。ぜひお願いしたいと思っております。また、そこに常勤の選挙管理委員を置くということも、われわれの希望しておるところであります。何しろ財政の面において、昨年よりは相当多くの公明選挙費用をいたしておるのであります。ことにこの公明選挙費用というものは、第六條に、われわれは選挙の意義を選挙民によく知らしめるといふことが、法律でもって義務づけられておるのであります。今度さらにわれわれと公明選挙

連盟、それから純粋な民間の団体であります。公明選挙推進協議会、こういうふうなものも一つとなって公明選挙を進めていこう、それにはやはり今の法律を改正するとか、いろいろの問題を含めて、われわれはいろいろ問題について努力しておるわけなものでございまして、おっしゃる通り、ぜひ一つ選挙管理委員会の機構を拡充強化していただきたい、そして財政措置を十分とっていただきたい、こういうことを私は考えております。

○井堀委員 時間がありませぬので残念ですが、大事な点は、先ほどあなたは、相当の予算をつけていただいておりますように——満足はもちろんなされておるらぬと思ふけれども、この答申の中で非常に重視しておられるのは、そういう予算に關係しては、地方はもちろん、国は管理委員会の意見を聞きなさいということをおいておる、これは非常に重要だと思ふ。でありますから実はお尋ねしたわけでありませぬが、今あなたの御説明によりまして、常勤の選挙管理委員を一人置く、あるいは常時啓発のための専門職員を常置せしめる、あるいは事務局を設置するために、そのスタッフも相当の数に上ることは、言うまでもないわけでありませぬ。私は、この予算について、さきに委員会の審議の過程で質問をいたしておりましたが、きわめて不得要領で、まだ結論を引き出すに至っておりませぬけれども、どうやら政府は、財政的措置については、答申案とかなりかけ離れた少額のものしか企図してないようによろこばれます。これは選挙管理委員会がよほど積極的な要請を行なわれなければならないのではないかと、いふふうに思つたので、お尋ねしたわけ

であります。選挙管理委員会は、こういうものに対しては、どの程度の御意見があつたか、非常に大事なことでありますので、いい機会でありませぬから、一つ選挙管理委員会を代表して発言するような気がまえでこの機会に主張されることを望ましいのではないかと。実は時間がありませぬから、はつきりした希望だけ聞いておきたいと思ふ。

○笹川公述人 今の質問と同じことではありませぬか。ところが違つておりますか。あなたのおっしゃる通り私どもは希望している、こういうことなんでしょう。

○井堀委員 それからも一つ大事な点は、先ほどお尋ねした中で、選挙管理委員会は答申案を全面的に支持するといふ御意見なんです、あなたは何かこれに対して重要な部分で、かなり違つた意見をお持ちのようでありませぬ。政府案、答申案のどつちですか、その点はどうなんでしょうか。

○笹川公述人 私どもの都道府県選挙管理委員会も、公明選挙連盟も、この答申案を全面的に支持はしております。とにかく、これは修正すべきものは修正する、あるいは是正すべきものは是正する、そうしてより常識的な、より具体的な、より現実的なものにしてほしい、こういうのであります。われわれ都道府県の決議にも、答申案をぜひ一つあれしてくれといふことではなくて、あす寄るのでありますが、今の政府案をぜひ一つ今国会で通していただきたい、こういう決議になると思ふ。

○加藤委員長 以上をもちまして、本日午前中における公述人に関する議事は終了いたしました。公述人各位には、御多用のところ、予定の時間を延長いたしました長時間にわたつて貴重な御意見を御開陳下さりまして、委員会といたしまして厚く御礼を申し上げます。ほんとうにありがとうございます。(拍手)

続いて午後の予定は、一時四十八分より再開いたしますことといたします。暫時休憩いたします。

午後二時五分開議
○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に入ります前に公述人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用のところ、またある方は遠隔の地より御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表しまして厚く御礼を申し上げます。公述人各位にはそれぞれ立場から、大体お一人二十分以内で、忌憚のない御意見を御開陳願いたいと存じます。

これより内閣提出の公職選挙法等の一部を改正する法律案について、公述人より御意見の御開陳をお願いいたします。なお島上善五郎君外二名提出の修正案につきましても、御意見があればお述べいただきたいと存じます。それでは、東京都品川区選挙管理委員会の委員長、岡崎采女君より御意見の御開陳をお願いいたします。岡崎采女君。

○岡崎公述人 私は、目下国会で審議中の選挙法一部改正案について意見を

を申し上げます。

述べ、こういふことで参つたのでございませぬ。私は有権者の立場といたしまして、あるいは今御紹介のありましたように選挙管理委員もやっておりますので、そういうふうな面からも、考えたことを二、三申し上げたいと存じます。

大体この選挙法が昭和二十五年にできました。この公職選挙法が大きな改正というよりなことは一回もなつたことはないかと考えております。今回がほんとうの改正ではなからうか、こんなふうに考えておるのでございませぬ。

そこで今回改正するにあたりましては、政府が審議会を作つて、その審議会の答申を尊重するといふよりなことになつておるといふよりなことでございまして、私どももまことにけつこうだと存じております。しかし、その審議会の答申が、はたして私どもにびつたり合つておるものかどうかといふよりなことも考えなければなりません。私どもも審議会の答申を全面的に支持するといふよりなことには参らなかつたのであります。また現在出されておられます政府の原案にいたしまして、これを私ども一有権者として考えてみましたときに、ほんとうにこれを支持しなければならぬか、あるいは支持した方がいのかといふよりなことを考えてみましたときに、いずれにいたしましても、十分なわれわれの納得のいくような条文ではないのであります。われわれもいたしますれば、どちらにいたしましても、まだ将来に向かつて十分に御検討願つて、そして最もよい選挙法を作つていただきたい、かように考えておるのであります。要するに、皆さん御存じのように、この選挙法を見ましたときに、この膨大な

条項で、だれがほんとうに知つて、そしてこれを実施できるのか、ことに選挙法のようにすべての人に最も重大な関係のある法律といふものは、私ども考えますときには、もう少しやさしいのがよろしいのではなからうか。皆さん御存じのように、あの法規はこまかい字で書いてあつて、このくらしい厚さがある。これでは、われわれのように選挙管理委員をやつておつても、あれを全部端から端までほんとうに読んで人があるだろりかどうかといふよりなことも考えてみなければならぬと思ひます。もちろん、そこにはいろいろなかまかい問題があるのでございまして、あのくらしいこまかくきめても、まだざる法だとかなんだとかといふ悪口を言われるのでございませぬから、もつとこまかいものにしなければならぬかもしませんが、われわれ有権者の立場といたしまして、また私ども選挙を管理している者といひますれば、国民の政治態度といふものがだんだんと高揚しまして、現在に至りますれば、すでに民主主義政治といふよりなものは国民が大体知つておるのではなからうかといふよりなことには参らなかつたのであります。そこで何回かこうしてこの選挙法の改正が出るのでございませぬが、いつも何かの関係——あるいは利害の関係かもしませんが、そんな関係で必ず弄られてしまふ。一昨年の十一月でございまして、ほんとうにこの選挙法の一部が改正になりまして、それは解散の寸前にこれか立ち消えになつて、どこかへ行つてしまつたといふよりなことでございませぬ。ああいうことをわれわれが見せつけられたときに、選挙法といふものはほんとうにだれのためにあ

るのであろりかといふよりなことも考へられる。私どももいたしますれば、もちろんわれわれ有権者、国民と同時に、これを代表するこの国会の皆さんのためにあるのではなからうか。そうしたなら、時々刻々と変化する社会情勢に対応しまして、この選挙法がほんとうに改正されなければならぬといふよりなことは、論を待たないでございませぬ。そこで今回は是非でもこの選挙法を改正しようといふよりな政府の考えから、審議会を設けて、その答申によつて、これを尊重し、その趣旨に沿つて原案を作つて国会に出したといふよりなことに相なつておるのでございませぬ。私どもとしても、その方法は実によろしい方法だとは存じませぬ。われわれの代表が選挙法の趣旨を

作るといふよりなことは、国会の皆さんが、自分のことを自分でやつてはますいんだから、どうかその考えだけでも国民の代表の方から出てやつてもらいたいといふよりなことを言われたのは、私はまことにけつこうなことであり、現在の国会の先生方といひますれば、ほんとうにわれわれにわけのわかつたお話を下さつておるといふよりなことには参らなかつたのであります。いろいろ前置きを並べましたが、そ

うでなくて、この政府提案の原案に対してどんな考えを持っておるかといふよりなことに聞かれておるのでございませぬ。私ので政府の原案について二、三の私の考へていることを申し上げまして、御参考に供したいと存するのでございませぬ。

まず政府案の要綱の三の立候補に関する問題といふのがございませぬ。ここでわれわれがいつも悩まされておりましたところの立候補届出の問題、郵便

等による届出で、選挙管理委員会等が非常に迷惑をこうむつたばかりでなく、他の候補者あるいは有権者の皆さんももちろん迷惑をこうむつておるといふよりなこともございませぬ。それからまた重複の候補者があつたことをわれわれも存じております。同じ選挙に、同一の候補者が二カ所も三カ所も選挙をやつておる。そして、それがはたしてほんとうの選挙をやつておるだろりかどうだろりかといふよりなことも考へられる。そうすると、この神聖な選挙がほんとうに行なわれていかどうかといふよりなことも考へなければならぬ。それとまた、ここに町村長の選挙に供託金をつけたといふよりなことも、これも実にけつこうなことだと思ひます。

それからもう一つ、それに関連いたしまして、要するに秩序保持といひますか、立候補の關係にかんがみまして、泡深候補といふ名前がかつて使われたように考へております。私ども、この問題ではいふん東京都あたりでは悩まされたこともあるのでございませぬ。その問題の一部といたしまして、今回有料、無料の通常はがきに對して、これは政令によつて郵政省で何か表示をするといふよりなことなのであります。聞くところによりませぬと、こ

ういふのが選挙を毒する一つの原因となつておつたといふよりな話でございませぬ。かように考へてみますれば、この立候補に対する問題といたしましては、現在の政府の原案といたしましては、これはまことによろしいように考へておるのでございませぬ。

その次に、もう一つわれわれが、これは選挙管理執行の面から考へましたときに、非常に問題になつておること

がございませぬ。これはどういふふうに解釈するかといふのが非常に問題になる、しかしこれが処罪されたことがあるかないかといふのも問題になる、すなわち事前運動といふ名前の選挙があるものでございませぬ。これに對しまして、今度の政府の原案といたしましては、とりあえず選挙管理委員会に届け、そして選挙運動ができるのだ、候補者と予定する者ができるのだといふことが規定されておる。これらがほんとうに行なわれれば、事前運動なんといふものはなくなると思ひます。しかしこれに関連いたしましては、これの経費その他の選挙費は当然考へなければならぬ問題となつてくるのでございませぬ。しかしこの問題につきましては、私が言うまでもなく、こ

こには衆議院と参議院の問題になつておりますが、これを将来は、地方の選挙にまで伸ばしていただいたならどうか。そうすればほんとうにこの忌まわしい事前運動——先ほどあなたが申し上げましたように、パスが百台でどうしたとかこうしたとかいふよりな問題もなくなつて、正々堂々といふゆる言論、文書によつて選挙運動ができるのではなからうか、こんなふうに考へて、まことにけつこうな条項だと存じます。

それからまた、ここにこういふこと

もございませぬ。ポスターの増加でございませぬ。これらは、皆さんここにいらっしゃる方はほとんど選挙の専門家ではないので、言つてもございませぬが、このポスターの問題にいたしましては、非常にややこしいのでございませぬ。これを考へてみましたときに、どんなふうに行なつておられるかと、これは選

ば、これは選

ば、これは選

選挙執行の面からいたしますれば、形式犯と称しまして、あまり犯罪のうちに犯れておられない。しかし、その取り扱いについては非常にめんどりのな問題、または忌まわしい問題、不明朗な問題あるいは不愉快な問題が起ります。そのポスターの件につきましては、ここでポスターの枚数をふやしまして、そうして自由に選挙ができるというふうなことになるならば、そういうふうなことも少なくなるだろう。政府におきましては、五〇％ないしは一〇〇％のポスターの増加をするというふうなことは、これはまことにけつこうなことだ、こういうふうに考えておられます。皆さん御存じのように、室内用のポスターとか、あるいは何々が来たとか、あるいは無検印のポスターとか、こういう全く常識のはずれたような選挙を必ずだれかが行なっておるといふようなのを耳にし、目にするのでございませぬ。それらを今回のこの改正によって緩和されるので、われわれもいたしまして、あるいは管理執行をする方にいたしまして、非常にやりよくなつたのではなからうか、かような考へるのでございませぬ。

それからいま一つ、これは非常にずつと前から問題になりまして、東京都ではすでに実施をしたことがございませぬが、公営の掲示場を作るというふうな問題がございませぬ。しかしこの公営の掲示場を作るにあたりましては、東京都ないしは五大市のような大都市においては非常に困難を来たすのでございませぬ。御存じのように、なかなかその掲示場を作るという場所がないのでございませぬ。しかしいろいろな方法を考えまして、東京都におきまして、すでに都議会のおきまして、

てみましたところが、なかなか評判がよろしい。それでまた、そこへ行けば必ず全部の候補者がわかるところへ、また全部の候補者が一つとところへ、同じような形で張っておくというふうなことも聞かれます。そういう観点からいたしまして、この公営の掲示場というふうなことはまことにけつこうであります。しかしこれが一つ、街頭演説におきまして、その場所を選挙管理委員会がなるべく確保するように努めろというふうなことになるのでございませぬ。しかし、こういうふうな人がよろしい、というものがきめられた以上は、選挙管理委員会といつたにしても十分にやられることと私は考へておられます。

そんな関係でございませぬが、ここに参議院の全国区はその掲示場から除いておられます。しかしその次に、各地方選挙も、その地方公共団体の条例によつてこれができるといふようになつておられますが、これは、はたしてどんなものでございませぬか、かりにわれわれ東京都の区といたしまして、区議会の議員がございませぬ。この議員が一区について百数十人立候補するところからございませぬ。こういうものを考へたときに、こういうふうな問題はもちろんでございませぬ。ここに法律として出た以上は、各地方公共団体ではこれに対する条例を作ることを考へますので、この点は十分に考へておられます。この点は十分に考へるべきでございませぬ。

いろいろな申し上げたいことがたくさんございませぬが、私がただいままで申し上げたことは、今回の原案について最もよろしいと思われる点を申し上げましたので、われわれといたしましてはぜひこうしたいので、やりやすいようにしていただきたい。

われわれ現在、先ほどお話が出ましたように、公明選挙運動というものをやっております。常時啓発は法律において義務づけられておられます。そのためにいろいろな問題がございませぬ。われわれ選挙をあくまで守っている者といつたならば、有権者の忌憚のな意見を見れば、有権者の忌憚のな意見をおるのでございませぬ。そんな関係から、この選挙法の改正にかんがみまして、まずできるものからどうして選挙法を改正していただくというふうなことが望ましいというふうに考へられます。

まず、今回のこの原案につきまして一番問題になっておられるかと思つては、三点あるというふうなことが言われておられます。はたしてそうであるかどうか私にはよくわかりませんが、その三点と申しますのが、一つは高級公務員の問題でございませぬ。私ども、高級公務員とはどんなものだからよくわかりませぬ。高級といふのはどこからどこまでが高級であるのか、あるいはその下は低級であるのか、中級であるのか、何かそういうふうな法律的段階がないので、その高級公務員と称するそれ自体がどうもおかしい。が、しかしそこにまたもう一つ、それが職階に、職域によつて、そうしてどうも参議院の全国区に影響があるから、これを何とか規制しようじゃないかというものが今回の問題のように考へられておられます。私もここに政府の提案を見ますと、なるほどそういう弊害はあるが、これは公務員の選挙運動という面を取り締まったらよいのではないかと。また立候補をすれば、ここにその第五にありませぬ問題、連座制もこれに加味されておられるというふうなことでいったらどうであらうか、こう考へられておられるのでございませぬ。私どもはそうではなく、毎日話し合いの運動をやつてみますと、問題になりますのは参議院の全国区なのでございませぬ。全国区をどうすればいいのか、廃止したらいいか、どうしてああいうことをやるのか、いつ選挙をやつても、まず知っている人は一人か二人、あとは全部知らない人である。だから参議院の全国区といふのは廃止して、何かうまい形でやれないものだろうかといふような話を有権者の諸君から聞くのであります。われわれ直接聞く有権者の声といふものは、私だけでなく、すべての選挙管理をしておられる方が聞いておられるのではなからうかといふように考へておるのであります。そんなことを考へましたときに、結局、兼職を禁止さどなたでも立候補して差しつかえないのじゃないかといふのが今までの常識になつておられます。法律もそうだと思います。そんな形でなぜこれを拒むのか、どうしてそういう弊害があるのか、そうしたら選挙の方では正しくないで、その他の面では是正することはできないのだからかといふようにも考へられるのでございませぬ。いずれにいたしましても、私といたしましては、この点につきましては現在ここに提案されております政府の案の方がよろしいといふように考へられます。どうも人の権利を剝奪するやうで工合が

悪いだらう、こういうふうに考へておられます。

また、いま一つ、連座制の問題といふのがよく問題になります。これは長い間問題になって、ようやくできたこの法律なのでございませぬ。現在のこの連座制といふのが、今回の選挙法改正に聞いておられます。それで、これが問題点であるといふようにも聞いておられますが、今回の出された法律案について、われわれ有権者の方の側、国会の方々も、大体の点においては、これで仕方がないじゃないか、よろしいだろうといふように一致されておられるように考へておられます。が、しかし今申されました高級公務員との連座制、選挙法につきましてはこの二つの問題が大きな障害になってここに残され、きよりの公聴会もこの二つにほんとうはしぼられて、この問題がほんとうの主体ではなかつたのだからかといふように考へますが、私は前もって申し上げましたように、高級公務員の問題では、先ほど述べましたように考へておられます。連座制の問題としましては、私は法律学者ではございませぬが、法律のことはよくわかりませぬ。しかし、その条文を讀んで考へたときに、憲法第三十一条にはこんなことが書いてあると思つておられます。この場合は刑事上の罰であるばかりじゃないで、本人について法的手段をとられないでその重要な権利を剝奪されることではない、この精神に反するからこの問題はだめだ、こういうふうに考へられます。それはどんなことかといふと、この連座制のうちで、いろいろな問題がございませぬが、その連座になつた者が刑事罰を受けたら、直ちにこの当

選が失格されるというよりなことが問題だということになっており、どうかよく言われる通り、どうも三分の理屈があるというよりなことをごさいますし、同時にまた現今のこの文明の社会において、自分の一身を左右する問題が、知らないうちに、人のやつたことで自分の重大な権利が剝奪されるというよりなことはおそらく安心しては住んでおられないというよりなことになるのじやないかといふように考えます。また憲法の三十二條には、何人も裁判を受ける権利を持つておるといふよりなことがござい

ますので、私どもはこういふよりな条項、いろいろ考えてみましたときに、結局こういふよりになるほど連座制というものは必要ではあるのだが、これを最終的に処断するときは、やはりここにありに、この連座による当選の無効の訴訟は検察官がこれを提起しなければならぬといふことが必要ではなからうかといふよりな考えておるのでござい

ます。審議会の答申は、連座の方が処断されたら即当選が失格されるということになっておるに思いますが、そのういたしたとしますならば、基本的な人権といふものはどういふ角度から考えて論議されるのであろうかといふことを考へますれば、ここにありよりなことがほんとうに望ましいのではなからうか。そしてこういふことが憲法の問題に触れないと触れるのかいろいろ意見がござい

ますが、こういふ問題は今直ちにどうしても解決しなければならぬといふ問題かどうか、こういふよりな考えております。

もう一つは政治資金規正法の問題でございます。先ほど来政治資金規正法の問題についてはいろいろ御意見があつたよりな考へますが、私は現在の政界の育ち方、政治のあり方等いろいろな観点から考へましたときとはどうであらうかといふことを考へまして、ここに提示されておりますよりな

に、選挙の面だけでもとりあえずやつたらどうかといふよりな考へます。この問題につきましては、審議会の答申にも、十分検討の余地があるといふよりな書いてござい

ますから、これも十分検討の余地があるとするならば、以上述べました三点につきましても皆さんに十分御審議を願つて、将来こういふ問題は完全に解決をしていただく、今回はこの程度のような問題でとりあえず、他に幾つかの利点があり、幾つかの前進があり、前向きな姿勢に向かつてい

はういふこと、この選挙法をどうかこの際法律化した

らうか、もし得るならば、われわれのよ

うに選挙の一部を取り扱つておる者に

いたしても、すつきりした

気持で他のもの

のだけでもやっかものも一緒

にどうしても

やらなければ

ならぬといふ

のではないと思

はいます。やは

り漸進的に一

つ片づけるもの

は片づけてい

府の原案の方が答申よりは幾分後退しておるといふよりな気はもちろ

んじやないか、しかし現行法から見

ましたときには長足の進歩ではな

からうかといふよりな考へます

ので、むずかしい、ほんとうに

どうにもならぬよう

な問題は後日に譲るといたしま

して、現在出されております原案

程度のこと

でどうか御可決を願つて、そ

うしてこれを法律化して、来るべき

選挙にはぜひこの気持ですつき

りした選挙をやつてみたい、す

みやかにこの問題を実施される

ようお願ひをいたしまして、私

の意見の開陳をいたしたいと思

存じます。(拍手)

○加藤委員長 次に、評論家の御

手洗辰雄君の御意見の御開陳を

お願いいたします。御手洗辰雄君

の御手洗辰雄君 現在のわが国の

選挙の実情は、はなはだ公明を

欠いて、議院民主政治をあるい

は危うくするのではないかと

いふよりな状態にまでなつて

おるといふことは、おそらく皆

様もお認めのことと存じます。

それがために政府は選挙制度

審議委員会という異例の審議

会を設けられ、総理大臣みずか

ら率先してぜひ法律を改正し

たいといふよりな熱意をお示し

になり、ここに改正案をお出し

になったことと存じます。一

体今日の選挙の公明を欠くよ

うになつた原因は何が、私は

一言にして申しますと、まだ

国民の間に民主主義といふ考

え方が徹底してないのだ、

それがために選挙がよりに

乱れておるのだと考へますが

ゆえに、根本は国民の啓蒙

運動、精神教育にある、人

心の刷新にあると存じます。

それがなければ幾ら法律、

制度を改めてみましても、こ

れは百年河清を待つもので、

とうてい実効を上げがたい

と思

います。しかし人心の一新など

といふことは、これは申して

みれば、病氣にたとえれば

漢方流の長期の服薬でなければ

なかなかなおならない。そ

れでは長期の服薬療法を待

てるのか、今日の状態は私

はそれを待てない状態だと思

います。そこで、まああま

り多少の副作用がありま

しても、おさなければいけ

ない、そういう事態が今日の

ありです。そのためには、

政府の改正原案を拜見いた

します。今日よく申されま

すように、選挙費の届出なん

ど、あれは八百だ、みんな

それを承知で出しているのだ

、こういう点も今度はかなり

実際に近いように改められる

、あるいは驚くことは、

政党が選挙告示があつて

後は選挙活動がはなはだ自由

でない、よく総裁や委員長

などが自党の候補者を推薦

されて告示されたりなどする

よりな奇妙なことが起つて

おりますが、まことに不

思議なことなんでしょう。ど

うしてこういうことが今日

まで放任されたか、これらの

ことが今度は改められてお

ります。いはいはさまざま

な形式犯などわずらわしい

ものも今度は大いに改めら

れておる。その他あげます

と七、八十項目にわたつて

、確かに今度のは従来の

選挙法改正に比べて相当進

歩しておること認めます。

しかし私が冒頭にあげ

ましたよりな、今日の選挙

の症状を十分に治療する

といふことがちよつとむず

かしいのじやないか、一番

肝心なことが忘れられ、

あるいは置き去られてお

る、かように考へるので

あります。鳥上さんからお

出しになりました修正案は、

この原案に比べますと、

はるかに有効なものである

か、私はこの鳥上修正案

を決して満足とは申し

ません、私どもから申

しますと、まだまだ不十分

な点が多いのであります

が、しかし政府原案より

はよほど効力がある、か

ように思ひますので、不

満足ながら、でき得れば

修正案の線において国会

が御決定になつてはい

かであらうか、それが

国民の望むところのよ

うに私には考へられま

す。

以下、その理由を申し

述べます。一番肝心な

点、病源に向かつて

薬が投ぜられていない

といふ第一点を申し上げ

ますと、申すまでもなく

今日の選挙界における

第一の欠陥は、候補者

と、候補者の味方にな

つておられます選挙運

動員、特にその首脳者

との間における不明朗

な取引があり、それが

巧妙な選挙運動によつ

て大体において隠蔽

されることができ

る、そういう方向だ

と思ひます。そこに

連座制といふよりな

はなはだおもしろくない

法律が生まれます。こ

れは私どもも連座制

なんといふよりなものが

決して文明国にふさわ

しいものとは考へませ

ん。できれば一日も

早くがよりの野蠻な

法律といふものはな

くなく、現状やむを得

ず、そういうものが用

いられた、こう思つ

ております。最近の

選挙界、皆さんその

方のくろりとでいら

っしゃるから、私が

説明するまでもない

と思ひますが、ま

ず候補者に及ぶ責任

をいたしましては、

総括主事者、会計の

責任者、これが

この法律に定め

られた一定限

度以上の悪質

な、選挙法に

触れたもので

、犯罪が確

定されてお

る、犯罪が確

定されてお

る、犯罪が確

定いたしますと、候補者に累が及ぶ、
こういうことでありますが、しかし今日
の選挙の実情を見ますと、表に届け
出た総括主宰者と会計の責任者、これ
と実際にやった者とが同一人である
という事はあまりないようでありま
す。これは全然別の人が隠れたところ
におつてやつておるのであります。
従つてその人がかりに検査されても、
相当の犯罪が発覚してしまつても、事
実上は候補者には及ばない、それが当
選者である場合にもその人には及ばな
い、かような抜け道が用意されてお
ります。

さらにはなほだしいのは、最近数回
の選挙に傾向が顕著になりましたこと
は、家族をしてさよならなことを行な
しめる。他人の総括主宰者あるいは会
計責任者のほかに家族——妻、両親あ
るいは兄弟、子供といったようなもの
に大金を与えて、これが実際の買収を
やり、膨大な選挙違反を起こしてお
るという事は明らかで、これは
すでに検査され、裁判にもなつてお
る事実がたくさんあるから指摘するこ
とをやめておきますが、かようなことが
最近流行になりつつあるように見え
ます。

これらの点から考えまして、連座制
というものは好ましくはありま
せんけれども、その傾向に対してこれ
を牽制する、ブレーキをかけるとい
うことが選挙の実際から見れば必要
ではないか、いや必要だと信じます。と
いふ事は、その連座制の対象を、実
際の総括主宰者あるいは実際の会計
責任者及びそれと同じようなことをや
つた家族にまで及ぼすという事は、現
状いたし方がないのじゃないか。悪い
ことだという人もあります。確かにそ

うであります。しかし法律という
ものは、これは抽象論で、仮空の事実
に基づいて作るものではない。いつの
時代、どの国におきましても、事実
に基づいて、それが社会的に大いなる
弊害を及ぼすというような場合に初め
て法律の規制が行なわれる、これは法
律の建前でありましよう。その点から
見まして、今日の選挙界において隠れ
たる総括主宰者、会計責任者あるいは
一選挙区全部でなくとも相当な広い範
囲にわたつて実際の選挙運動をやり、
また悪質選挙をやつた人々あるいは家
族、これらの人々はその連座の制度を
拡充するといふことは必要やむを得な
い処置ではないか、かように思いま
す。

しかるに、この点について政府原案
を見ますと、それはよろしくないこと
であるといふ建前をおとりになつたと
見えます。第二百五十一条の二の四
号において、これには家族に対する連
座制は五つのしほりがかけられてお
る。御承知の通りであります。同居の
家族であつて、意思を通じて、悪質の
選挙犯罪であつて、禁固以上の刑に処
せられて、しかも執行猶予のつかない
者、こゝろ五つのしほりがかけられ
ておりますが、これではたして連座の
目的が達せられるかどうか、私は達せ
られないと思ひます。達せられない証
拠として一つのことを申し上げます
が、同居しておるといふ条件に対し
て、これは親子で別居するのは今日
すでに流行であります。ほとんどの家
庭では親子は、相当の年令になれば別
居しております。これはすでにそれが
あります。また、意思を通じて申しま
すし、この点にはいろいろな議論もあ
りましようけれども、かなりむずかしい

判別ではないか。第三には、禁固以上
の刑に処せられ、またそれが執行猶予
がつかないものだけが連座の対象
と申しますけれども、しからはこの数
字はいかがでありますか。昭和三十
三年の総選挙において、懲役刑に処
せられた者は百五人なんです。その
うち執行猶予の恩典に浴した者が百三
人、しからは二人だけが連座の対象に
なるにすぎません。百五人のうち二
人であります。禁固に処せられた者は
十二人、このうち執行猶予の恩典の
あつた者は十一人、連座の対象になる
者といへばたった一人です。三十四年
の参議院の選挙においては、懲役刑に
せられた者九十八人、このうち執行猶
予は九十七人、禁固に処せられた者は
二十九人、このうち執行猶予に処せら
れた者が二十九人、全員であります。
これは全然連座の対象にも何にもなら
ないのであります。これを合計いたし
まして九九・八〇までがのべられるとい
ふことになるのであります。こゝろい
う条件がつけられて、はたして連座制
をこれに適用するといふ意義が成り立
ちましようか。私はそんなことには
思ひません。この点一つを考えまして
も、連座が家族の上にも、あるいは隠
れたる総括主宰者にも必要であるとし
ますならば、かような条件は取り除
くのが当然ではないか、かように考
えるわけであります。

またその次の問題、右様の者たちが
選挙の悪質犯罪が確定いたしましたな
らば、今度の案によりますと、これは
さらに検事がそれから公訴を起して
失格裁判をやるのだ、こゝろいふこと
になつておりますが、検事が公訴して一
休事実役に立ちましようか。今日まで
の実例を見ますと、選挙裁判はまづこ

く短いもので初審が二年、普通三年
かかつております。それが控訴、最高
裁判所への上告、これらのものを通算
いたしますと、よほど早いもので五
年、六年、七年は普通であります。
六、七年たつて悪質犯罪が確定をす
る。その上で検事が訴えを起す。こ
れを最短二年と見ましても、まづ七年
から八年、ときには十年くらいはか
かるのではないでしようか。十年間に
一体最初の犯罪の連座の対象になつた
当選者の身分はどうなましようか。
その間に参議院の場合は二度、三度あ
るいは五回くらいは選挙が行なわれ
る。これではたして刑の目的を達し得
られましようか。これは私どもはナン
センスであると思ひます。かようなこ
とはやはり常識をもつて現実の事態を
見詰めて改正をはかつた方がよろしい
ように思ひます。

この問題については、先ほどの公述
人のお話にもありましたように、憲法
違反の疑いが確かにあります。学者の
中には連座であるとの説が少なくない
ことは私も承知いたしております。し
かした一方、権威ある憲法学者の中
に連座にあらずとする説も少なくない
です。現に選挙制度審議会の中におら
れる憲法、政治学の権威である人々、
たとへば矢部貞治博士あるいは宮沢俊
義博士あるいは田上穰治博士、これら
の人々はいずれも日本の憲法学の権威
であります。限定された場合には
さよふな疑いはなくなる、こゝろいふ説
をとつておられます。第三十一条ある
いは第三十二条などに触れるという疑
いはありません。これはや
はりさよふなことは、学者の一部にそ
ういふ説があるからといつて、それだけ

をとるといふことはいかがでありま
しうか。
ことに、私はさらに指摘したい
ことは、本法第二百五十一条を見ま
すと、総括主宰者や会計の責任者が悪質
犯罪を犯したときには、候補者は自動
的にそれに連座するといふことにな
つております。現に、現在の公職選挙法
に自動的に連座の対象になるという規
定が設けられておるのであります。
これなども、この自動失格といふこと
が行なわれてもおかしくないといふ理
由になりはしないか。さらに改正案の
政府原案を拜見いたしますと、公務員
が同じ公務員をやめた人の選挙運動を
やつた場合には、その犯罪に対しては
連座する、そしてこれは失格すると
はつきりと書かれております。これは
政府原案にあるのであります。これは
事実もまた、悪質犯罪を犯した人々
が、犯罪が最終判決で確定した場合に
は、自動的に連座失格しても差しつか
えないといふ論拠になるような気がい
たします。もつと手近なことを申しま
すと、近ごろの交通犯罪などに、やは
り街頭で犯罪を犯した者はその場でチ
ケットを渡して処罰するといふこと
が論ぜられ、あるいは雇い主にも連座
せしめる。明らかに第三者の過失であ
るか、故意か、何か交通犯罪を犯した
場合に、雇い主がそれに連座する、こ
れも今法律にならうかといふ議論が起
こつておるくらい——まだなつてお
りませんが、これらのことを考えま
すと、それに比べてはるかに重い選挙上
のこゝろいふ犯罪に対して候補者が連座
する、そしてその結果が自動的に責任
を負うといふことは、きわめて常識的
ではないか、現状やむを得ないので

ことには、私はさらに指摘したい
ことは、本法第二百五十一条を見ま
すと、総括主宰者や会計の責任者が悪質
犯罪を犯したときには、候補者は自動
的にそれに連座するといふことにな
つております。現に、現在の公職選挙法
に自動的に連座の対象になるという規
定が設けられておるのであります。
これなども、この自動失格といふこと
が行なわれてもおかしくないといふ理
由になりはしないか。さらに改正案の
政府原案を拜見いたしますと、公務員
が同じ公務員をやめた人の選挙運動を
やつた場合には、その犯罪に対しては
連座する、そしてこれは失格すると
はつきりと書かれております。これは
政府原案にあるのであります。これは
事実もまた、悪質犯罪を犯した人々
が、犯罪が最終判決で確定した場合に
は、自動的に連座失格しても差しつか
えないといふ論拠になるような気がい
たします。もつと手近なことを申しま
すと、近ごろの交通犯罪などに、やは
り街頭で犯罪を犯した者はその場でチ
ケットを渡して処罰するといふこと
が論ぜられ、あるいは雇い主にも連座
せしめる。明らかに第三者の過失であ
るか、故意か、何か交通犯罪を犯した
場合に、雇い主がそれに連座する、こ
れも今法律にならうかといふ議論が起
こつておるくらい——まだなつてお
りませんが、これらのことを考えま
すと、それに比べてはるかに重い選挙上
のこゝろいふ犯罪に対して候補者が連座
する、そしてその結果が自動的に責任
を負うといふことは、きわめて常識的
ではないか、現状やむを得ないので

ことには、私はさらに指摘したい
ことは、本法第二百五十一条を見ま
すと、総括主宰者や会計の責任者が悪質
犯罪を犯したときには、候補者は自動
的にそれに連座するといふことにな
つております。現に、現在の公職選挙法
に自動的に連座の対象になるという規
定が設けられておるのであります。
これなども、この自動失格といふこと
が行なわれてもおかしくないといふ理
由になりはしないか。さらに改正案の
政府原案を拜見いたしますと、公務員
が同じ公務員をやめた人の選挙運動を
やつた場合には、その犯罪に対しては
連座する、そしてこれは失格すると
はつきりと書かれております。これは
政府原案にあるのであります。これは
事実もまた、悪質犯罪を犯した人々
が、犯罪が最終判決で確定した場合に
は、自動的に連座失格しても差しつか
えないといふ論拠になるような気がい
たします。もつと手近なことを申しま
すと、近ごろの交通犯罪などに、やは
り街頭で犯罪を犯した者はその場でチ
ケットを渡して処罰するといふこと
が論ぜられ、あるいは雇い主にも連座
せしめる。明らかに第三者の過失であ
るか、故意か、何か交通犯罪を犯した
場合に、雇い主がそれに連座する、こ
れも今法律にならうかといふ議論が起
こつておるくらい——まだなつてお
りませんが、これらのことを考えま
すと、それに比べてはるかに重い選挙上
のこゝろいふ犯罪に対して候補者が連座
する、そしてその結果が自動的に責任
を負うといふことは、きわめて常識的
ではないか、現状やむを得ないので

という、当該選挙に關して寄付することはいけな、こういふことになつておりましたが、これが当該選挙の寄付であつたか、その人の政治活動の基金であつたか、あるいはは政党に対する献金などに至つてはもつとあいまいになるのでありましよう。これらのことを考へますと、これは弊害の中心に向かつてメスを入れていない。弊害のわきの方に持つていってメスを多少振り回した程度であつて、實際の役には立たない。骨のかたわらに腐つた部分があるのに、皮膚をちよつと削つたくらいでお茶を濁すといつたようなことが、この政治献金の政府案の規制ではないか、かように思います。

特にこの場合皆さんの御注意に訴へたいことは、私の今右に申しましたよな点は、わが国の現在における世論がほとんど一致しておる点だといふことであります。もちろん反対の意見のあることを私も承知いたしております。現にこの公聴会にも多くの反対の陳述者がおいでになつておるので、これを疑ふことはできません。しかし世論にいわゆる世論として認められておるものはどうであるか、世論調査があまりこの問題で行なわれておりませんけれども、国策研究会という団体があります。この団体が昨年、朝野の有識者に対してアンケートをとつておりました。皆様の中にもお受け取りになつた方があるだらうと思ふ。政治家、学者あるいは言論人、財界人、地方の指導者、これらの人々に選挙法改正についてのアンケートをとつておりましたが、その答えを申し上げます。高級公務員の全国区立候補について賛否いかに。これに対しては、禁止が百八十四に対して禁止反対が二人、百八十四対二

高級公務員の立候補を禁ずることに賛成があるものであります。また特定の寄付を禁止することがよいか悪いのか、禁止すべしという者が二百四に対して、禁止する必要なしとする者が八人であります。一般的な選挙資金の寄付、これを禁止すべきかどうかであるかといふことに對しては、百五十六の禁止説に對して、禁止する必要なしという者が三十七人であります。連座制をさらに強化し家族にまで及ぼすことがよいか悪いのか、それがよいといふ者は百八十七人に対して、すべからずとする人が二十人であります。どの項目を取り上げましたか、圧倒的多数で私どもの申し上げたことに日本の識者は賛成をいたしております。この回答の中には、衆参両院の議員諸公の回答も含まれておることをつけ加えておきますが、この一点を見ましても、世論がどちらに向かつておるかといふことは明らかではないかと思ふ。

さらに申し上げたい。つい先般、政府の委託を受けております中央調査社が、やはりこの問題について世論調査をいたしました。これに對して、罰則はどうかといふ問いに、罰則が軽過ぎるという者が全体の五五・四%、重過ぎるという者が一・九%であります。五五対二といつた比率で罰則を嚴重にすべしといふ世論、違反を減少させるためにはどうかといふ問いに對しては、法律を改正すべしといふ者三九・九%、現行法で規制すべしといふ者が一八・六%、どの一項をとつても、現狀よりゆるくせよ、現狀でよろしいといふものは全くないのであります。すべがもつときびしくやらなければいけない、こういふことになつております。

さらにつけ加えますが、日本国中の日刊新聞をごらんになれば、いろいろな説が載つておられますけれども、その社説において、島上修正案の基礎になつております選挙制度審議会の原案、答申案、これに反対の社説を私は一社も見たことはございませぬ。もし私の寡聞でありましたならばお教えいたしたい。全部の新聞、北海道から鹿児島に至るまで、日本国中の新聞の社説は繰り返し繰り返し選挙制度審議会の原案を支持、賛成をいたしておる。この一事をもつて見ましても、今日、国論がどちらを向いておるかといふことは明らかであらうかと思ふ。これらの理由によりまして、私はぜひ本委員会において十分な御審議の上、最低限として島上修正案をもつて御決定になりたいという希望を持っております。

もう一つつけ加えますけれども、かような改正によつて一体だれが利益を得るのでありましようか。もちろん危険に瀕した民主政治が救われ、国民が最終的に政治的に得をする。ことは申すまでもありませんけれども、一番最初一番多くの利益を得るのは正しい議員諸公ではないのでしやうか。皆さんお困りになつていませんか。(拍手)選挙のたびごとに皆さんの御同僚、私も悪意な人がたくさんおられますが、実に憂うつな顔をしておられる。それは申すまでもなく選挙資金の収集のためでありましようが、かようなことがいつまで続くのでしやうか。おそらく私の承知しております限りの国会議員諸公は、みなりつぱな紳士であります。決して悪いことはなさる人ではありませぬ。その人々がどうしてああいうことをするのか、それは自衛上やむを得

ない、自衛権の発動でありましようが、自分がやらなければ相手方がやる。また皆さんの中には、正しい選挙をおやりになつたために、相手方の無法な選挙によつて落選の悲運を味わわれた方もお見受けする。二、三おありのようでありますが、はなはだ失礼でありますけれども、もしあなた方がそういう場合に相手に負けない悪質選挙をやられたならば、おそらく落選されるようなことはなかつたのじやないかと思ふ。これらのことを考へるにつけて、これはみんなが一斉にやりさえすれば選挙は改まる。一斉にスタートするためには、この改正案に一つ十分な御検討を加えられて、良心の発動をもつて、この国民共同の大事な法律案をりつぱなものに改めていただきたらいい。これが私の申し上げる意見の大部分であります。失礼しました。(拍手)

○加藤委員長 次、坂出市婦人会長の綾房江君の御意見の御開陳をお願いいたします。綾房江君。○綾房江君 たいは御手洗先生の非常に綿密なデーターをとられた、いろいろと微に入り細にわたつたお話がございしましたが、そのあとで私が引き續いてここで意見を發表させていただきますことは、まことにおこがましいと存じます。私は地域婦人団体連絡協議会に属するものであります。このたび当委員会の御要請によりまして、たゞいま御審議中の公職選挙法の一部改正について、何か意見を述べようといふこととございしました。私はほんとうに法律とございしますし、こうしたほんとうに

というふうなことは、まことに精み入るわけとございしますが、今回の改正法の重要と思われる二、三点につきまして、私の意見を述べさせていただきますと思ひます。現下の政治の最大の話題は、私たち国民に信頼される正しい議会政治が確立されることとございまして、これがすべての政策に先立つ前提であると思ひます。それには、その出発点となる選挙が正しく公明に行なわれることが肝要とございまして、この正しい選挙なくして国民に信頼される議会政治の確立などといふことはとうてい不可能であると思ひます。しかしながら現実の事態は、ややもすればこれとは反対の方向に進みつつあるようで、ほんとうに寒心にたえないのでございします。今回の改正は、従来の現行制度のもとで各方面で論議されておりましたほとんどすべての問題にわたつて大改正を行なおうとするのでございまして、私どももいたしましては、これだけはぜひともやつていただきたいと存じますのでございします。まず御送付いただきました資料をざつと拝見したのですけれども、政府案はその大部分が選挙制度審議会の答申案をそのまま出したことになっておまして、この点は各党とも御異論がないようございします。連座制を強化する問題や、高級公務員の立候補の制度等については、各党の間に相当見解の開きがあるように見受けられます。

連座制の強化については、従来と異なつて、家族や親族に対する連座規定は今回初めて政府案に盛り込まれたようございしますが、これは審議会の答申の線に沿つてお出しになつたものと思ひますが、最近選挙違反が非常に多く

なつて、これは年とともに悪質化して
おる。しかもその中で親子、兄弟と
かあるいは親族が特にそれに大きな役
割を占めておる、また候補者と親族と
は一体をなしておるというふうなこと
が、今回この規定が設けられた理由の
ように伺つておられます。しかし現在、
家族制度は廃止されたといつても、親
子、夫婦とか兄弟などのように血族や
愛情で結ばれた特別の關係にあるもの
がお互いに助け合ひ、そしてかばい合
りというのは人間の常でございませ
う、これらはあくまで自然の姿ではな
いかと思つてございませう。しかしそ
れならば、これらの親族が何をしても
よいといふことを決して申すわけでは
ございませぬが、これらの人が選挙違
反をしたからといつて候補者が失格す
るならば、これは親族以外の者の場合
と比べまして、あまりにも均衡を欠く
ものといふように考へるのでございま
す。親族以外でも特殊な關係にある者
はたくさんあるはずでございまして、
親族による多少の違反行為が選挙の結
果に異動を及ぼすおそれはないのに、
候補者の失格にまで及ぶといふふうな
ことになるならば、他の大ぜいの善意
の票が全部死んでしまふといふふうな
ことにもなりまして、選挙の一部が無
効である場合でも、選挙管理下統に問
題がなければ当選者には直接影響がな
いように伺つておるのでございませ
うが、この場合と比べても明らかに不
合理であると思つてございませう。以
上の点から考へましても、親族を連座制
の対象とする場合、候補者と意思を通
じて選挙運動をした者で、悪質な違反
行為によつて禁固以上の刑に処せられ
た場合などに限る程度の規定は当然必
要かと考へられます。

なお、総括主宰者などの選挙違反に
よつて有罪の判決が確定した場合、直
ちに当選人を失格させるべきかとい
ふが、そつういふ御意見もございま
すが、私は法律問題について全くし
らうでございませぬが、法律に定める手
続によらなければ刑罰を課してはなら
ないといふ憲法の規定は、自由平等の
人権の尊重を特に強くうたつていて、戦
後の新しい憲法の精神からいつても、
候補者の生死を決する重大な問題を、
候補者の一言の抗弁の機会も与えずに
当選を失格させるということは少し酷
に過ぎるのではないかと、いふふう
に思つてございませう。刑事判決を待つ
て、このことも義務づけた問題であるとい
うことも義務づけた問題であるとい
ふことでもございませぬが、この程度の規定
ならば、選挙民があらためて当選無効
の訴訟を提起することになつてはいる現
行法に比べて相当の前進ではないかと
いふふうに考へられるのでございま
す。それに、これはしつうと的な考へ方か
もわかりませぬが、総括主宰者などが
選挙違反によつて有罪の判決が確定す
れば当選人が失格するといふふうな
酷なほどきびしい連座制にしないで
ればよいのではないかと、私はこのと
ころを強調したいのでございませう。し
らうとすから皆さんお笑ひになるかも
しれませんが、従来の裁判があまりに
も長い年月を要して、判決確定のとき
は、選挙違反を犯した問題の選挙で当
選した人の任期がもう終わつておると
いふふうなことは、これはほんとうに
国民として遺憾であります。それか
ら、当選無効の訴訟を起すことは意
味がないと言われませぬが、だからと
いつて、候補者自身ではない総括主宰

者等の選挙違反の裁判の結果が直ちに
当選人の当選の無効に結びつくとい
ふようなことは、妥当を欠くのではな
いかといふように考へるのでございま
す。やはりこれは何としても急速に裁
判を促進するよりはかかることが先決
で、選挙法の中にもこのことが書かれ
てあるように存じておられます。裁判が
おくれるのは選挙違反のみではないよ
うに聞いておりますけれども、少なく
とも選挙違反の場合は、政府の改正案
で、裁判の促進によつて悪質な選挙犯
罪をきびしく罰して、連座による当選
無効の訴訟を檢察官が提起するとい
う改正で十分ではないかといふように考
へるのでございませう。

次に、高級公務員の立候補制限の問
題についてちよつと触れてみたいと思
います。これも必ずしも憲法上の問
題がからんでおらず、実はどうい
う工合に申し上げてよいのやら表言に
苦しむものでございませぬが、国民は法
のもとにおきましてすべて平等である
といふのが新憲法を貫く精神であると
聞いております。そのために、われ
われは職業の選択についてもすべて自
由であつて、だれからも拘束されない
ことが明白になっております。今回の
高級公務員についても、私もよく
わからぬいろいろな問題があると思
いますが、組織や職権を利用して事前
運動をすることはあまり好ましくな
いといふのもちろんだと思つて、これ
をいゆる高級公務員といわれる人に
限つて立候補の制限の対象としても、
公務員でない他の職業人といへども大
同小異のことが言えるといふことも
ございませぬが、こうして範囲を広げ
ると自体が問題がある上に、先ほど申
上げた憲法の自由平等の精神に明らか

に反するわけではございませぬ、こうし
た点からも立候補は自由とするかわり
に、立候補しようとする者、職務を利
用した行為やその立候補者に職務上つ
ななる公務員の職務利用行為があつて
選挙違反の刑に処せられたときに当選
無効とする処置は、ある程度合理性を
持つたものと考へられます。

このほかにもいろいろ問題になる個
所はあろうかと思つて、先進國の
例を見ましても、現在の状態になるま
では相当長い年月を要してございま
す。現在複雑な社会情勢のもとにお
きまして、一朝一夕に完璧なものを作
らうと思つても、これは必ず絶対的に
可能といつても過言ではないのではな
いかと思つて、総じて選挙制度審議会
の答申案の精神、趣旨を尊重いたしま
して作られた今回の改正案はおおむね
妥当なものと思つております。

なお、今回、選挙法の改正につきま
して、特に婦人の立場から次のことを
私はさらに申し加へたいと存じます。

第一に公営ポスターとか、掲示場を
増設しまして、選挙の盛り上がり
を奏するようにならしたい。整然
と秩序正しく公明選挙を推進する方
法として、ポスターを一カ所にまとめる
ようにすることができないものかと思
つてございませぬ。

それから第二には、ラジオ、テレビ
を政治意識の高揚、すなわち政治教育
選挙に大いに利用していただきたい。
困におかれてもまたNHKさんにおか
れても、民間放送におかれても、大い
に協力をしてほしいのでございませぬ。

第三には、筋金の入つたところの真
の民主主義を基盤とした社会教育、婦
人教育を充実してほしいのでございま
す。日本の婦人の地位はその問題意識
と自主性等、まだまだ今後の向上に待
たなければならぬ点が多いと思つて
ございませぬ。

第四は、選挙管理委員会においても
常時の政治教育をしてもらいたい。選
挙の前になつて、あわてて人を寄せ、
どうだこうだといふふうなことがよく
ありますが、私、常にこのことはよく
申すのでございませぬが、そのために
その予算の確保、増大を考へてほしい
と思つてございませぬ。

それからまた選挙管理委員に婦人を
加へていただきたい。政治意識は男子
に比較いたしましてはるかに低調であ
るといふわけではございませぬが、しかし
有権者の過半数が婦人であつて、また
婦人に対しての啓蒙がしやすくなる点
などから考へましても、これは妥当と
思つてございませぬ。

第五には、選挙費用を合理化してい
ただきたいと存じます。選挙が国民の
代表者を選出するところの嚴肅な行為
であつて、その結果は、政治の善悪と
してわれわれにはね返ってくるので
ございませぬ。買収など腐敗行為があ
れば、その候補者が当選すれば、次の政
治に腐敗が伴ひやすくなるということ
は言を待たないと思つてございませぬ。
次に政治に法定費用を適用するよう
にして、候補者にはせひ守つてもら
うべきだと存じます。選挙民もまた買
収を追放することを政治の常識として実
行に移すときだと思つてございませぬ。
選挙の腐敗は政治の腐敗に通じ
て、家計に直ちに影響いたしますか
ら、特にこの点、国をあげて公明選挙
運動を進め、今度の参議院議員選挙が
公明、公正に行なわれるように切に念
願する次第でございませぬ。

最後に、総括的に申し上げます。選挙というものが、なお取り締まりを強化することによって、絶えず警察の目が私たち有権者の前にも光る、候補者自身ももちろんでございますが、そういうことになりまして、恐怖観念を与えるということが最も心配でございます。特にまじめな、小心な有権者のため、たとえばわれわれ婦人会の会合におきましても、警察の目が一応注意を注ぐというよりな事になってはたまりません。特にわれわれは、私どもの理想を持って、われわれ国民のしあわせのために、ほんとうの政治を行なってくれる人と信ずる人のために公正な選挙運動をいたしたくても、一応警察から注視を受けるということは好まれません。厳罰過ぎる法律によって、公正な国民、特に婦人の誠意を萎縮させないように、出たい人より出したい人と信ずる人に十分に公明選挙運動ができるように配慮していただきたいと思っております。私、法を強化するということは、それは現在の複雑な情勢下におきまして、ここまで選挙というものが非常に乱れてきて、いろいろなことにつきまして、法を強化するということは、だれが考えてもそうだと思うのでございますけれども、何としまして、国民の政治意識というものが非常に低調でございますから、この点政治教育ということも、公明選挙運動という点につきまして、皆様方に大いに考えていただきまして、私どももども大いに協力して、国民個々の政治意識の高揚に努めたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

○加藤委員長 次に、民主社会主義研究会事務局長、和田耕作君の御意見を

の御開陳をお願いいたします。和田耕作君。

○和田公述人 たいだいま三人の方から、今度の公職選挙法の改正案について、いろいろ御意見を承りましたが、私は率直に申しまして、今度の政府の原案でも、また島上善五郎さんが代表する社会党の修正案でも、また公職選挙法の審議会の答申案にしまして、率直な感じは、何か法令しげくして罪人多しという老子の言った言葉を思い出すのであります。あまりごまました取り締まりというのはいかがなという感じでございます。つまり、現在いろいろ論点になっておる幾つかの重要な問題は、非常に重要な問題でございますけれども、その問題だけを離して、そういう形でこの改正案を取り組むという切先の入れ方、この入れ方がはたして正しいかどうかということでございます。

最近、私いろいろ全国のあちこちの会合に参りまして、選挙法の改正の問題について、いろいろ国民の人たちの意向を関心を持って聞いておるのでありますけれども、非常に遺憾ながら、この問題について皆さん低調な関心しか持っていない、あまり関心を持っていないということが言えると思っております。ついせんだつても、三月の末でしたか、青年会館で多くの日本の問題をよく考えておる青年たちの集まった青年集会がございました。約千人くらいの方が集まっておった会でありまして、そのすぐ直後に安井自治大臣あるいは午前中にお話のあった長谷部さん、その他非常に有力な政界の代表の人たちがこの選挙法についていろいろ討論する会があったのですけれども、この千人の集まった人たちが、一たび

この問題の議論になりますと、ほんの七、八十人に減つてしまつた。みなどらだら帰つてしまつた。この状態を見まして、これはどうも大へんなことだという感じを受けたのであります。単にこういふ会合だけでなくて、私たちが関係のある人たち、しかも学者、知識人あるいはこういふ問題を平生考えておる人たちの会合に参加したことがありますけれども、そのときに東大の有名な選挙法の権威者が話をされたのでありますけれども、いつもでありますと大体六、七十人の人が集まる会合なのであります。この会合にたくさん来て困るのじゃないかと思つておりましたら、集まつた人が二十二、三名ということでございます。こりいふふうな問題を考えますと、新聞その他、あるいは国会でも非常に大きくこの問題を論議しておりますけれども、はたして国民がこれに対して大いなる関心を持っておるかどうか、この問題について議員の皆様方に特に関心を持っていただきたい。一般国民と申しまして、こりいふふうな技術的な問題を含まないことになりまして、いろいろめんどうくさくてわからないということはあるまいか、今私が申し上げた二つの例の場合では、かなり関心を持っておる、あるいは持つべきはずの人、この人がそういう状態であることは特に考える必要があることじゃないかと私は痛切に感じておるわけでありまして。

しからは、どうしてこりいふふうな民主主義の基本になる選挙法の改正ということについてこのような状態が起るのだろうか。先ほども御手洗さんからも、いろいろな数字をあげまして、国民の世論というふうなもの動向に

ついてお話がございました。おそろくそういうことも事実でありましようけれども、しかしそれをささえる国民の気持というものは、あまり積極的な意欲というふうなものは見られない、これもまた事実だと思つて。一昨日も私名古屋へ参りまして、名古屋の組合関係の人と話し合ひをしておりまして、この問題についてどう思ふのだと聞いてみると、こりいふ答えでした。われわれのところでも一、二度この問題を議論した、したけれども、どうせこれは議論してもわれわれの意見は通るまい、また通つたところで実際に行なわれるよりなことはあるまい、従つて関心は非常に薄いのだということでございます。こりいふふうな状態で、つまりこの問題をいろいろ考えてみましたけれども、切先の入れ方が間違つていふのじゃないかということでございます。

この選挙法の改正の問題について、この問題を非常に憂えておる人たちが一番大事だと思つておる問題があと回しになって、そしてこまかい当面の選挙をいろいろ規制するあるいは罰則その他が先になつて、おそろくこりいふ問題が先にはないかということでございます。昨年四月でしたか、この問題がいろいろ新聞紙上で問題になりましたときに同じような会をやつたことがありますが、非常に熱心な会でした。そのときには、選挙法の改正といへば、どのような選挙制度を、つまり比例代表制とか小選挙区制とかあるいはそれをかみ合わせた問題、そりいふ問題が大きな議論の焦点になつておつたときであります。また民主主義の一つの選挙の基本になる議員数の非常にアンバランスな問題、こりいふ問題が

改正の中心になるだろうと思われるようなときには、非常に真剣な議論があつたということも思い出す必要があるのじゃないかと思つて。こりいふふうに見えますと、現在せつかくこりいふ真剣な議論をしておるけれども、この議論をしておる内容というものは、案外国民にとつては無関心な状態を起してこりいふふうな無関心な状態があるのだからこりいふことになりまして、今も申し上げましたように、何か選挙法の大改正ということにはみみつきい改革だという印象でございます。こりいふ間、世界各国で選挙法の改正という問題がしばしば議論を起しておられますけれども、選挙法改正の国際的なレベルから見ますと、きわめてみみつきい改革だという印象は避けられないのであります。従つて、最近の審議会の答申であらういふふうな罰則規定、当面のいろいろな粗末——粗末だといつては失礼ですが、いろいろな問題をやるという出し方、その前に、あるいはそれと並行して、どうして選挙区制度の問題を出さなかつたか、これも私は不思議に思つておるわけでございます。

次に、名古屋の組合の人たちの言っている、つまりわれわれの意見を言つてもその意見が聞かれない、聞かれたところでもまともな実行されないんじゃないか、これは非常に重要な内容を持っておると思つて。この前の総選挙で民社党——私は民社党の推薦人でありましても、民社党のちやうちんを持って言つておるわけでもない。民社党が三百五十万という得票を得た。その得票を得て結局議席が十七になつた。最近の事例としてはこりいふふうな問

題は、非常に大きな問題として取り上げられるべき問題じゃないか。まともなことを考えよとする人たちが、どうせ言っても自分の意見は通らないという空気が知らず知らず選挙民の中にありますと、まともな意見は引つ込んでしまふ。まともな意見を述べた人が少数だということは遺憾なことでありますけれども、しかし、それは実情に近い。こういうふうなまともな意見ができるだけ政治に反映さすような導きの方法になるような選挙制度を考えることが、最近の選挙の大きな欠陥を直す方法として非常に重要な方法だと思つて居る。ここに比例代表制という問題が出てくると思つて居る。小選挙区制度という問題も出てくると思つて居る。こういうような問題と関連をつけて選挙法のいろいろな規則の改正を考えたければ、しよせん大きな改正にはならない。現在、自民党の方と社会党の方から三つの問題点、公務員の問題、連座制の問題あるいは選挙資金の問題、いろいろな議論がなされて居ります。ここにおられる公述人の方々からも相反した意見が出されて居ります。いずれももつともなことなんです。御手洗さんは自衛権の発動のために仕方がないのだということを申された。つまり自衛権の発動ということを考えないで現在の選挙がやれるかどうか。また、御手洗さんの、あるいは選挙制度審議会が出された案というの、私は案としては非常に常識的なまともな案だと思つて居るけれども、これでやつて、この案に規定したことが行なわれるという保証があるかどうか。おそれなくありますまい。いろいろな法律はたくさん作つてみたけれども、法令多くして罪人多しという結果にならない

ければ私は幸いだと思つて居る。つまり、問題の焦点はそこにあるのではななくして、日本の選挙の基本をなす選挙区の問題あるいは定員数の問題等についてもつと本気な改革、少なくともそれと並行した改革を進めなければ、とうていこの議論は解決できない現実の矛盾なのです。仕方のないいろいろなことが多い。こゝから点を特に委員の皆様方に関心を持っていただきたら、できればこの改正案は、自民党の案にしても、あるいは社会党の案にしても、現在あるものよりはだいぶまさらせて居る、できるだけ審議会の案に近い線をいろいろと話し合つて改正してもらいたいと思つて居るけれども、しかし、この改正をなす場合には、選挙区の問題あるいは定員数の問題について、一つのタイミングをつけて、スケジュールについては失礼であります。いつの日までにはこういう問題についてやるんだということをぜひとも付加してもらいたい。また審議会答申案にしても、こういうふうな選挙区制の問題が出れば、あらためて大きな改正が必要ないという前文もついて居ります。しかし一べんこの問題だけをやってしまふと、あとでまた選挙法の改正という問題を国会で取り上げることは、精神的にも非常な困難な問題があるということがあります。で、この改正と並んでぜひとも選挙区制度の問題、定員数の問題について御審議、あるいはある条件をつけて承認するといふふうな考えでもらいたいと思つて居ります。

また、当面今度の参議院選挙が近い、その参議院選挙に間に合うようにこれだけのことはやらなければならぬという感じが確かにあると思つて居る。その感じが間違つておるとは私申し上げておけません。おられませんけれども、参議院選挙は、新聞でもいわれまうすように、もうすでに中盤戦を越しているといふふうにいわれて居ります。参議院選挙に間に合うようにといふことを、その絶対命令として考える必要もないんじゃないか。むしろ正しい方法は、審議会でも議論の大きなワクとしてあるように、この問題に関する基本的な問題と関連させてこの改正案を考えられることを焦点にして、そしてこの改正案をそれに似た、あるいはそれに近づけるような形でぜひ審議してもらいたいといふふうに思つて居る。また、その場合には、筋の通つた意見ができるだけ出やすいようなものにする。民主主義の政治から見れば筋の通つた意見ができるだけ出やすいものにする。力の対立の中で、あの党に、あの人が投票しても、これはおれの投票が死んでしまふという感覚にできるだけ多くの国民を陥らせないようにする。現在、それが日本の政治には必要だと思つて居る。一つの大きな力があるれば、どつちか定まつた人に投票しなければ、おれの投票が死んでしまふんだ、そういうような問題を、どうしたらうまく筋の通つた人が出せるかというふうな考慮も特に必要だと思つて居る。また、こういうことについては、今度の審議会の答申案にしまして、あるいは政府の案にしまして、ある程度の考慮は払われておると思つて居る。選挙の期間を延ばした、あるいは文書活動を活発にさせた、こういう点も低く見るわけにはありませんけれども、現在、基本に関する問題が焦点にあるんだ、国民もそれを望んで居る

んだ、こまかい法律の論議は案外国民には関心を持たれていないんだ、これはおそろく皆さんの周囲をごらんになれば、すぐわかると思つて居る。そういう点を特にお考えになつていただきたら、簡単でございますけれども、その点に集中いたしました。私の意見をお述べいたします。(拍手)

○加藤委員長 これより公述人に対する質疑に入ります。順次質疑を許します。まず青木正君。

○青木委員 私、御手洗公述人にお尋ねいたします。

御手洗公述人のお話を承つてお聞きして、私は、こまかい点に若干の意見の違ひがありますが、率直に申し上げます。御趣旨としては同感なものであります。考え方も同感であり、よくお気持はわかるのであります。特に高級公務員の問題と連座制の問題、これは御承知のように、昭和三十四年の選挙制度調査会の答申にも入つておりました。私も真剣に取り組んだつもりであります。しかし、これを法律の条文に書くということになりますと、どうもわれわれとして、その考え方を出すことに非常に困難を感じるものであります。社会党の案が答申の線を——もう社会党は純粋に、でき得るならば答申そのものに直したい、こういうお考えであつたと思つて居ります。そういう社会党の考え方に立つてやはり修正案を作るといふことになりまして、政府案よりはむしろ答申案に近寄つておられますが、それにいたしましたとしても、やはりこの二点については答申案そのままだというわけにはいかなかつたのであります。これはどなたがお取り扱ひになりましたか、答申の線を尊重

しようといつたとしても、立法技術上非常に困難な問題があるということをお私自分でも体験いたして居るのであります。そういう観点からいたしまして、ただいまのお話を承つてお聞きして、いろいろありますが、たとえば高級公務員の立候補制限の問題、たゞいま連座制の問題は社会党の案で大体よろしかろうというお話でありましたが、高級公務員の立候補制限について社会党案でよろしいというふうなお話はなかつたように聞いておるのであります。社会党案を私批判する意味ではありませんが、やはり答申は法律で定める職、とそれはわかるのであります。その通りでよいのであります。しかし、法律で定める職とは、しからばいかなる職にするかということになりますと、これは合理性を発見することがむずかしくなつてくるのであります。その点に私ども非常に難渋を感じて居るのであります。そこで、社会党案について、連座制の問題は大体あれでよろしかろうというお話でありましたが、高級公務員の立候補制限についてあれでよろしかろうというふうな表現がなかつたようでありまして、それをどうお考えになつて居りますか。社会党案について私ども検討いたしましたのであります。一応地方支部局を持つて居る中央官庁の局長といふふうにしほつたようでありまして、しかし、しさいに検討しておりますと、地方支部局を持つて居る局長を全部あげておるわけではないのであります。その中の特定局長といふものは過去の実績によつて居るかといふものと、必ずしもそうでない。そうなるべく、お話し気持はよくわかりませんが、法律で特定の職をあげるとする

場合に、一体何を基準として条文化することが合理的であるか、これについて何かお考えがござるかどうか承りたいというところ、社会党のようなしほり方で、あれでよろしいというお考えかどうか、その点を一つお聞かせ願いたいと思います。

○御手洗公述人 公務員の立候補制限を法律化することは困難である、こういってお話であります。社会党の修正案を見ますと、地方に出張所あるいは支局、分局というようなものを持つて、全国的に支配力を持つている中央の高級公務員、これをねらいとされていと思うのであります。私はそれは正しいと思うのであります。しかし、それだけで抽象的にワクをかけますと、実際には、そういうものを持たなくとも非常に大きな影響力、支配力を持つていけるものがられることになり

ます。これは公平でないと思えます。従って、私は、実績主義でいくのがいいではないか。もう今日まですでに五回ですか、六回ですかあったわけでありますが、これらの実績から見れば、大体一定の地位というものが全国区参議院で出て弊害を起して、事実明らかに成っております。まずそれをあげられる。そして、今の島上案のよ

うな地方に実際に支配機構を持つてい

るもの、この二つのものをかみ合

して判断していけば、やや公平に近いものができ

るのであるのではないかと、こうい

うことを考えてお

○青木委員 大体お考えはわかったのであります

が、それを法律にするとい

うことになる

と、実

績主義もよろしいのであります

が、その中で、その職のため

にそういう弊害が出たものと、人柄

による場合もあるわけでありま

す。ところが、人柄によるとい

うよりよい問題が

出てくるので、そこに法律にする

場合における困難さというものがあ

る。私は非常に困難を感じて、政府案よりほ

かないではないか、こうい

う結論に到達せざるを得なかつたのでありま

す。その点はその点として、時間をとつても恐縮でありますから……

それから連座制の問題。お話のよ

うに、家族で行き過ぎたものがある

、それから事実上の総括主宰者あるいは出

納責任者のような仕事を

している家族というよう

な表現がおありになりま

した。それが、それならば、総括主宰者もしくは出納責任者として当然ひつかかってくるのではないかと。むしろその方に関連を持たせるのがよいので、家族であるとかどうとかいうことより、その方にしほって関連を持たせるとい

うことであるならば、家族なるがゆえにとい

う考え方もおかし

いではないか。お話を中でも家族なるがゆえにとい

うではないかとあります。要するに、事実上選挙の中心となつて

いろいろなことをや

つたから、そうであるとするならば、総括主宰者の方に考え方がいくの

ではないか、こうい

うのであります。そこで、家族であり、しかも同時に総括主宰者あるいは出納責任者の仕事を

をやつた者を連座せせるとい

うふう

に持つていくことが適当ではないか、その持つていき方に政府案が行き過ぎであるとかどうとか、これは議論があると思

題は答申案にしますとそのまま即当選人が失格するといふようなことになつておりますので、私の考えをいたしたことは、現在の文明社会にそつたところとはあり得ない、日本の法律もこれをそつたあり得ないの所です。結局やはり自分の発言権を得る場所がある。そして自分のその問題に対して有利な証拠を提出し、そしてそれらによつて自分の言ひ開きができるといふように考へておるから、答申案は行き過ぎではないかといふように申し上げたので、そこで政府案の方がほんとうであるといふように考へた。

それから政治資金規正法の問題にいたしますれば、この問題はただ選挙にのみ限つておるからといふようなことなんだと思ひます。私は選挙にだけ限つておつた方が現在の情勢からではよいのではないか、こつた簡単に申し上げた。それはどうかといふと、現在の政治社会を見ましても、現在の選挙の状態を見ましても、政党的運営を見ましても、その政治資金の規正といふことには、相当深く慎重に検討しなければならぬ問題が残つておるのではなからうか、審議会の答申案にもそつたいふふりにうたわれておる。そこで私もそつた考へまして、結局政府の提案の通り、まずこの際選挙に限つた方がよいのではなからうか、その条項はあの条文にお示しになつておる通りです。なぜそつたいふことを言ひかた申しますれば、先ほど申し上げましたように、解決のすぐできぬような大きな問題がこの十三年たつて行なわれる選挙法の第一回の大きな改正のときに、それが三つの大きなものがほんとうの山になつてしまつて、このためにこの選挙法の改正ができないといふようなこと

になれば、国民はこれを期待しておつたのであるからして、どんな考へを持つておらうか。そこで、まず皆さんの考へによつてできるものからごんごん解決していつて、その問題は、今の状態においてまず解決をして次に残して、そして十二分に検討してまたこの次に十分新しい面からよい方法でやつた方がよくなるか、こつたいふふりな考へから申し上げたので、これは頭から反対であるといふようなわけではないのであります。

○畑委員 私がいふのは、現状の認識がだいい違ひではないかといふ言葉がそつて出てくると思ひます。ともかく政府の改正案も前進だからといふこと、御議論も一応わかりますけれども、しかし、先ほど来御手洗先生のお話を聞いておりましたわれわれは非常に驚かされた。今度の答申案、それに對する政府案が重要な点でほんとうにメスの入れどころが違つておるといふことを私は今聞いておりました、御手洗さんに非常にお教へられた。どうしてここで荒療治をしなればいかぬ段階ではないか、それなるがゆゑに、若干の憲法違反の疑いという程度で、盛んに自民党あるいは政府の方では、一部あるいは半分くらい憲法違反の疑いがあるといふことを取り上げて、そしてそれを理由にして、憲法違反だからといふことでどうも答申案に反対のよつたにわれわれには見受けられるのであります。とにかく、こつたいふ際に、大前提は、何としても選挙界の肅正、腐敗政治の肅正、こつたいふことにあると思ひます。それをだんだんにやつていくのだといふことで、非常になまぬるいと思ひます。そこで、やはりやるならば、徹底してやらなければならぬ。

連座制の問題でも、当然失格といふことを除けば、先ほど御手洗先生に教へてもらつたように、ほんとうに実効のないものになつてしまふ。ほとんどこつたかかものになつてしまふ。ほとんどこつたことでは、連座制を強化しようといふことは決して言へないと思ひます。やはり当然失格にしなければならぬ。そこで、憲法違反の疑いの問題があるけれども、それには議論が二つある。しかも、文字解釈からすれば、憲法三十一条には明らかに「刑罰」と書いてある。一体、失格といふのは刑罰ではないかといふ解釈をとつておる。それがないといふ解釈をとつておる。それがないかゆゑに、現行憲法に違反はしないのだ。選挙法におけるやむにやまれぬ一つの独特の制裁なんであつて、もう罰則につきましても最高限までいつている。さらにこれを何とかしようとするには、やはり候補者が当選をそれによつて失う、そつたいふおそれがあれば、危険なところへは近寄らぬといふことになるので、それで家族なんか気の毒な面も相当あると思ひます。先ほど言つた、十緊くらしい程度で当然失格になつてしまふといふのは気の毒じゃないかといふ議論もありませんけれども、しかし、大の虫を生かすために小さい虫も殺さなければならぬ、こつたいふのが、それを肯定するか、あるいは先へ送つてしまふかといふことの議論の分かれ目だと思ひます。そつたいふ点で、先生の意向もわかるような気がしますが、どうせ改正するならば、はつきりその点を削り切つて、憲法違反だとか何だとか、あるいはまた、高級公務員の立候補の制限の場合に、職の指定といふのは非常にむずかしいと、今青木正先生も言われた。

しかし、むずかしくたつて、あるいは実績主義によるか、あるいは今言つた地方支分部局云々といふことはいくか、そつたいふことにむずかしさがあるといふことのために、立法技術的にむずかしいといふことだけの理由で回避すべきではないと思ひます。社会党案にも相当たくさん矛盾はあると思ひます。あると思ひますけれども、やはりこれではいかなければならぬのだといふことでわれわれは案を出したのでございませぬ。もちろん、批判される人は大いにあろうと思ひますけれども、立候補は自由だ、憲法の規定に触れるから、それをおそれるからといふので、これは憲法のあるには触れない。公権的解釈によりまして、具体的な理由があれば、その職を指定できれば、それは憲法違反にならぬ、こつたいふおつた努力をしておる、われわれはそつたいふ努力をしておる、一応さんとは思ひますけれども、あれだけの職を指定したわけではございませぬ、そつたいふ点で、答申案反対、政府案賛成の方々の考へ方は、どうもその根本的な現状認識がわれわれとは違ふような感じがして仕方がない。こまかいことはよしにいたしますが、その点はいかがでしょう。

○岡崎公述人 ただいま、憲法上刑罰でないといふようなお話であつたが、特権を剥奪されるというよりなことが、刑罰よりもつと大きな罰ではなからうかといふように考へませぬか。私にはそつたいふふりに考へませぬか。私もまた高級公務員の問題にいたしたことをわかつて申しますことは、これは立候補してはいかぬのだ、こつたいふ驚くだつた、気をつけるだつたといふようなお

話でございませぬが、そつたいふ話で、やはり今政府で提案されているような問題もよくごらんになれば、あれもそれに近いような方向にいつているのではないらうか。しかも連座制までそれに併加されるといふように私は考へておりますので、私は憲法学者じゃないものだからして、どうも憲法の方は暗い者ですが、やはりいかなる法律であつても、常識より強いものは少ない。それで私は常識的にそつた考へてお答えしておるわけでありませぬ。こつた、今問題にされませぬ、どうせやるなら一本でやつてしまつた方がよい、なるほど、それには相違ありません。私どももそつた考へております。私は、先ほど申し上げましたように、選挙を取つておる者でございませぬので、ぜひそつた考へておる、すつきりした、最もやむにやまれぬのが、おつた選挙はひとりでは執行ができません、皆さんも立候補すれば直ちに他の有権者が判断をして当選ができるような方向にいつたいたのだが、どうも現在の状況ではそつたいふか。いかなるかはどうか。しかし、それだからといつて、有権者あるいは候補者ないし運動員の方々を、それほど野蠻人に野蠻人とやつては語弊がありますが、わからず屋に取り扱つて法律で頭から押さつておる、そつた考へておる、こつた考へたなら、もう民主主義もこつたまで発達してきませぬ、徐々に皆さんの自覚もできたことと思ひます。国民も大体自覚しておるのではなからうか。先ほど私が申し上げましたように、非常に困難な全国区の問題なんかは、私がいろいろ話し合ひの運動をしてみませぬ、あれはやめたらどうだ、

話でございませぬが、そつたいふ話で、やはり今政府で提案されているような問題もよくごらんになれば、あれもそれに近いような方向にいつているのではないらうか。しかも連座制までそれに併加されるといふように私は考へておりますので、私は憲法学者じゃないものだからして、どうも憲法の方は暗い者ですが、やはりいかなる法律であつても、常識より強いものは少ない。それで私は常識的にそつた考へてお答えしておるわけでありませぬ。こつた、今問題にされませぬ、どうせやるなら一本でやつてしまつた方がよい、なるほど、それには相違ありません。私どももそつた考へております。私は、先ほど申し上げましたように、選挙を取つておる者でございませぬので、ぜひそつた考へておる、すつきりした、最もやむにやまれぬのが、おつた選挙はひとりでは執行ができません、皆さんも立候補すれば直ちに他の有権者が判断をして当選ができるような方向にいつたいたのだが、どうも現在の状況ではそつたいふか。いかなるかはどうか。しかし、それだからといつて、有権者あるいは候補者ないし運動員の方々を、それほど野蠻人に野蠻人とやつては語弊がありますが、わからず屋に取り扱つて法律で頭から押さつておる、そつた考へておる、こつた考へたなら、もう民主主義もこつたまで発達してきませぬ、徐々に皆さんの自覚もできたことと思ひます。国民も大体自覚しておるのではなからうか。先ほど私が申し上げましたように、非常に困難な全国区の問題なんかは、私がいろいろ話し合ひの運動をしてみませぬ、あれはやめたらどうだ、

なるかどうかということ、それから私は、いろいろな今度の答申案を中心として考えましても、選挙法の改正案は、これは枝葉末節の問題であつて、先ほどどなたもおっしゃつたと思いますが、根本的には区制の問題が問題になるのではないかと、社会党がどうして政友会との争い、政策をお互いに競い合うところの小選挙区制のものを、選挙法の改正に賛成せられないのであるか、これによって一切の腐敗選挙といふものは一掃されるのであるといふが、なぜ社会党がこれに賛成されないかといふことについて、先生はどういうふうにお考えですか、この点一つ……。

○御手洗公述人 第一番の、きたない票がわずかあつたからといって、多数の清い票、選挙民が自分の権利を抹殺されるのは不当ではないか、こういうお話であります、それはそういう場合もあるかもしれませんが、こういう場合もあるかもしれません、たとえば、五万票で当選したのである、あるいは四万九千票で落選したのである、しかるに、その五万票の方には一千一票のよごれた票がある。一千一票のよごれた票によって、四万九千票の正しい票が全部抹殺される、無効になる、こういうケースもないとは言えないだろうと思ひます。そこはものは比較の問題であります、やはり私は、汚れた票のあるというよりなものは、その応報を受けてもいたし方ないのではないかと、私は今そういう考えを持っております。今あなたの言われた減票の問題であります、これは青木さんが多量御唱道になつておられます、私も耳にたごができるほど聞かされて、これ

は非常に合理的ではあると思ひます。合理的ではあると思ひますが、たとえば五万のうちに百票の汚れた票があつた場合に、百票であるのか、二百票であるのか、千票であるのか、どうしてわかるでしょうか。こういうことは、そういうものが出た以上はいたし方がない、それを許すようなことになりますと、全体がやはりよごれてくるのではないかと、もう一歩進んで申しますと、議員として、ずつと下級の団体の議員は別として、国会議員としてここにお出になるならば、そういうふうなものがあるならば、そういうふうなものが現われたらというならば、そのことについて一応責任をとられるくらい、廉恥の心をとりとばれてはいかかでしょうか。私は大へん失礼なことを申しましたけれども、あなたは大へん苦杯をなめられたことがあるから、私は御同情申し上げたい。もしあなたに相手同様の乱暴な選挙をなされたら、そういうこともなかつたのではないかと、そういうことなから、これはみんながそういうふうな心持になれば初めて——この選挙法というものは、いふん乱暴な法律だと思ひます。こういうものは、それこそほんとうに改正されてだんだん正しくなるのではないかと、そふ思ひます。

それから今、改正が改悪か、この政府案についてのきついお尋ねがありましたが、改悪とは思ひません。現状に比べて確かに進歩してあります。先ほど申しましたように、何十点かの改正があつたのですから、これは私は決して悪いとは思ひませんが、ただ、この段階で、私が先ほど申した述べたよ

うなことがなござりにされますと、ちよつと当分また、これが取り上げられてもう一歩改正を進めるといふ機会が先へ延ばされるのではないかと、それを私はおそれるのであります。でありますから、これは一つ——あなたは、最大の被害者は選挙民だといふお話でありましたが、それはそうかもしれません。しかし、そういうことによつてきれいな選挙になれば、一番先に救われるのは選挙民だろふと思ひるのであります。同時に、直接に、さつきも申しましたが、悪い選挙で苦しめられておられるのは議員の皆さんじゃないか。りつぱになれば、自衛権を發動して悪いことに対抗する必要がなくなるであらうと思ひるのであります。私は決してこの原案を改悪など申したことはございませぬ。確かにかなりの進歩である、改正であります。けれども、おそれるのは、このことによつて、ちよつと当分もう一歩の前進が大事なところと足踏みをしはせぬか、これをおそれるのであります。でありますから、ぜひどうぞもう一度お考え直していただきたいと思ひます。

○高橋(英)委員 ちよつと最後に、御参考にもなろうと思ひますが、私ども意見も申し上げますが、質問も含んでいられるわけですが、要するに、御承知のやうな時代になりましたので、廉恥心というものが普通通りじゃないやうに思ひます。非常にみんながドライになりまして、合理的になりまして、民主的になりましてから、理屈に合わなければ辞職したくてもせられぬといふふうなことでございしますが、要するに、御手洗先生の御良識、御常識からお考えになりましてもおわかりのことと思ひますが、罰則とか連座規定

が強化されればされるほど、これは廉恥觀念とは全然正反對の、免れて恥なき者が多いといふことになつて、運が悪い者がこのきびしい規定に触れるのだといふやうなことで、つかまつた者、選挙違反にあげられた者、連座の対象になつた者は、これは非常に不運な人である、運の悪い人であるといふやうなことになるやうな事情につきましても、十分一つ御考慮を願ひたいと思ひます。この程度です。

○加藤委員長 堀昌雄君。今朝来のいろいろな公述人の御意見や質疑応答を通じて感じておりますことは、何かどうも選挙違反が起ころのあたりまえのやうな前提がございまして、その前提の上に立つて、そういうことが起きたときにどういふことになるのかがどうも不当じゃないかといふ議論が、実は与党の御推薦の公述人の方の御意見の中に非常に多いやうな感じがいたします。私どもが選挙法の改正をやるのは、そういうことが起きないやうにやる防止策なのであつて、起きたあと、それがどうなるということがおかしいといふ論理は、私はちよつと前提が少し狂つてゐるのではないかと、その点は御手洗公述人ほどいふやうに御お考えになりませんか、その点ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○御手洗公述人 どうもそういう感じがある、この委員会ばかりでなくて、私は国民一般にあるやうに思ひます。これは高橋さんが先ほど最後に述べたにやりました通りなんです、運が悪かつた、こつちが法律が精密になつたから運が悪

いのではないと思ひます。これは先ほど私が最初の冒頭陳述で申し述べましたやうに、国民が選挙犯罪について罪の意識がなくなつてゐる——薄らいでいるといふ方が正確でしょう。そういうことではいけない。これは私は高橋さんと全く同じ意見です。私ども地方へよく頼まれて話に参りますが、どこへ行きましても、選挙のあれでつかまつたといふと、あいつはフグに当たつたか、雷に打たれたのだ、運の悪いやつだ、そういう話が平気でなされてゐる。そういうふうなことは、選挙犯罪といふものが、どうも自分自身の損害になるばかりばかり犯罪であるといふやうな罪の意識がない。ですから、これを絶滅する方法が根本治療的なんだ。それはやはり漢法的な長期の治療が必要。しかし、それはほつておけないから、頓服薬としてこの法律を改めてきびしくする。きびしくすればするほど、さつき言われたやうに犯罪が多くなる、こつちがやうなことであつて、罪の意識がないことが犯罪を多くする、そこにやはり力を入れなければいけないのじゃないか、そふ思ひます。これはあなたも、高橋さんとも全く同じ考えであります。

おるわけなんです。それはもちろん問題ありましょが、ただ私どもの感じといたしましては、もちろん私どもの修正案が万全だとも思いませんけれども、三点のうち二点ぐらいいは——二点はこの点が、一点はこうだというように、なことが何か出ないかと私は非常に期待をして聞いておりましたけれども、非常に符節を合わせたように出ておることは、私非常に残念な感じがいたします。

そこで、問題はさっきの問題に返るわけでありまして、こうして明日一日間さらに公聴を続けさせて、ただくと、与党の方は八人の公述人を御推薦になり、公聴会では、八人の方は大体このわれわれの修正案には反対で、政府原案でよろしいというお答えが出るのじゃないかと思っております。私どもの方が五人推薦をさして、ただい、その五人についてはおおむね私どもの意見をあれしておる。ただ、私どもの方で推薦をして御出席をいただいた方は、これは率直に申し上げますと、ふだんいろいろな政策の面については必ずしも私どもと意見を同じくしておられる方をお招きしておるわけじゃないわけなんです。その点、私は皆さんごもつと謙虚に耳を傾けていたいただきたい。問題は、決して社会党の政策、自民党の政策ではなくて、その土台をなしておるところの選挙制度の問題、これは国民の権利に關する問題でありますので、その点について、公聴会の意見は結局八対五になるのか、七になるのかわかりませぬけれども、公聴会の意見が多数であるからというところが——私は先ほどから長谷部さんにも伺ったし、また御手洗さんにもさつきおっしゃった、新聞その他の世論は審

議会の答申尊重の方に立っておるんじゃないか、それが国民の世論である、こらいうふうにおっしゃってあります。ここの公聴会の姿は、これが八対五になる。国民世論は八の方が多いんじゃないかという議論が出やしないかという不安がございますので、ここの入り組んだところについてはどんなふうにお考えになるか、ちょっと伺っておきたいと思っております。

○御手洗公述人 どうもそれは非常に迷惑なお尋ねで、私は推薦されて出てきたのであります。どういふわけでも私どもが三人が五人になったか、それは存じませんので……

○堀委員 そのことは申し上げておりません。そうじゃなくて、人数の多寡が民主主義の世論に結びつくかどうかというところだけを伺いたいたいたいです。

○御手洗公述人 御無理でしょうね。そのお尋ねはどうかお答えのしようがありません。これはあなた方が数をきめて御推薦になったのですから、私にそれについての意見を申し述べたわけには参りませんが、院外の世論、これは私さつき詳細に申し述べました。日本じゅうの日刊新聞などの新聞の社説一つといえども、この審議会の答申に反対の社説を私は一度も見たことがございません。近ごろいろいろなことがございまして、政府案が出て、この委員会が最終段階に近づいておる、いろいろな社説がまた出ておる。また識者の評論も出ておる。それを見ましても、どうしてもこれ以上いけないならば、まずこれでもやっておけ、しかし、できればこの答申の線まで戻せ、というの、私の見た限りの新聞の社説、あるいはその他の世論でありま

す。こらいうことを見て、また、私は先ほど世論調査の数字——中央調査社というの、御承知の通りに政府の機関であります。その政府機関でやつた世論調査ですら、あの通り五十幾つ対一九ですか、比較にならない数字である。それからまた、国策研究会というの、この中にも御参加の会員の方がおられますが、かなり有力な会でありまして。そこでやりました識者に対する、国会議員、多分百人くらい含まれておると思っております。そのアンケートをとりましたも、百八十対二だとか五だとかというふうなことで、審議会の答申の結論に大体賛成しておる。こらいうようなことが私はほんとの世論じゃないかと思っております。それだけはお答えできます。

○堀委員 綾さんに伺いをいたしました。実は先ほどお話を聞いておりました中で、ちょっと私よくわからない点があります。大へん今選挙が腐敗しておると思っております。そのことは御同感だろうと思っております。その腐敗した選挙をどうやら取り除くことができるのか。私どもは、腐敗選挙を取り除くためには、連座制の強化なんといふことは、皆さんおっしゃっているように、これはほんとうにいい制度だと思つていないのです。しかし、選挙の中で肝心なことは、当選人が無効になるといふのが、この選挙法の場合一番重要なことですね。そうすると、そういう非常に重要なことに關係があるから、お互いがそういう買収を受けたら、あるいは買収をしたら、そのことをやめたというところが、今度の審議会の答申の考えなんです。人を罰したり、当選人を引きおろすことを目的としておるわけじゃないわけですね。そのことは、なるべくそらういふことが起きないように

しよう、もしわれわれがこらういふことをやれば、当選人に迷惑がかかる、それによって当選人が落選するようになることになつたら大へんだから、お互いに運動者も自粛しましよ、それから運動を受けて買収をされる方も、その人に投票するのでしよから、そらういふことで迷惑をかけてはいけないから、やめましよ、お互いに自粛するためにはこらういふこともやむを得ないといふ気持ちで審議会も答申をされたと思つておるわけですが、そこで、今の腐敗選挙について、あなたはどういふふうにしたら腐敗選挙はなくなると思われるのでしよか。

○綾公述人 候補者にいたしまして、少しくもお金をかけないで、ほんとうに公明選挙をやりたいといふふうな気持ちがある。お金をよけいにかけて派手にやろうなんと思つておる人はおそろくないと思つておる。また有権者の方にいたしまして、私も婦人会の中であらういふ仕事をさせていたたいと思つておる。婦人会の役員なんかに出てきておるという方は、戦後何年か政治教育がありましたので、そらういふことについてかなりの認識を持っておられますけれども、親戚にいたしまして、頼んでこないと入れてやらない、お金をくれな、あそこにはあいつに來たけれども、うちには來なかつたといふことが非常に多いのです。そらういふことで、有権者自身が非常に政治に対する意識が低いといふのです。結局、私たちがの理解してない。結局、私たちの代弁者として国会に送る議員は、私たちの気持ちを反映してくれるために出ておるのだといふ気持ちが非常に薄いので

です。そらういふことで、何か非常に近欲です。選挙ボスなんか非常に多いのですが、女子の中でもそらういふような方が多いし、私もいつも感ずることなんです。これは一人一人、個々の人間性を高めていくといふほんとうの民主主義を、さつき申しましたが、骨の髄までしみ込ませていく、これは一朝一夕にいかないけれども、だからといって、今の状態ではいけないのであつて、ほんとうに出てもらう方にも、そらういふ面でも非常に自粛をしてもらわなければいけない。また有権者自身一人一人が、ほんとうに民主主義といふものを身につけて、そして自分たちの責任である、ほんとうに自分が主人公である、国民は、いろいろなことがあつた場合に、自分もその責任者であるといふふうなことを自覚するような方向に持つていくように、学校教育も大事だけれども、社会教育という面でも、もっと民主主義をほんとうにしみ込ませるようにな、そらういふふうな社会教育をもつてもつと強力に進めていたいただきたい。私、これは常日ごろ婦人会の中におりまして考えておるわけなんです。当面の問題として、今度の改正案につきましても、少しでも法の強化をするといふことも、ある程度やむを得ないと思つておる。私なんか法律の問題について詳しくわかりませぬけれども、そこは皆様方非常にりっぱな方ばかりいらつしやいますので、もつともつと研究を重ねられまして、ほんとうに国民にも納得できる、政治がほんとうによく進んでいくだけ、皆さん、党同士の争いでなしに、ほんとうに公正な立場になつて、もつと健全なものを考へ方でお互いに

しよう、もしわれわれがこらういふことをやれば、当選人に迷惑がかかる、それによって当選人が落選するようになることになつたら大へんだから、お互いに運動者も自粛しましよ、それから運動を受けて買収をされる方も、その人に投票するのでしよから、そらういふことで迷惑をかけてはいけないから、やめましよ、お互いに自粛するためにはこらういふこともやむを得ないといふ気持ちで審議会も答申をされたと思つておるわけですが、そこで、今の腐敗選挙について、あなたはどういふふうにしたら腐敗選挙はなくなると思われるのでしよか。

○綾公述人 候補者にいたしまして、少しくもお金をかけないで、ほんとうに公明選挙をやりたいといふふうな気持ちがある。お金をよけいにかけて派手にやろうなんと思つておる人はおそろくないと思つておる。また有権者の方にいたしまして、私も婦人会の中であらういふ仕事をさせていたたいと思つておる。婦人会の役員なんかに出てきておるという方は、戦後何年か政治教育がありましたので、そらういふことについてかなりの認識を持っておられますけれども、親戚にいたしまして、頼んでこないと入れてやらない、お金をくれな、あそこにはあいつに來たけれども、うちには來なかつたといふことが非常に多いのです。そらういふことで、有権者自身が非常に政治に対する意識が低いといふのです。結局、私たちがの理解してない。結局、私たちの代弁者として国会に送る議員は、私たちの気持ちを反映してくれるために出ておるのだといふ気持ちが非常に薄いので

進んでいただけたら、どんなに仕合わせかと思ひます。

○堀委員 もう一つちよつとお伺ひしたいのですけれども、さつき、家族が連座する関係は、人情の問題で適当でないんじゃないかというふうなお話

がございまして、私はどうも逆じゃないかと思ふ。ということは、たとえば候補者の母親なり妻なりが、自分の夫なり息子を当選させたいという

こと、これは私、人情としてわかりません。しかし、自分たちがまともでないことをしてまで夫を当選させたい、息子を当選させたいというのは、私

は、これは人情の問題ではなくて、逆じゃないかと思ふ。人情なら、そういうことをしちゃいけない、ともかく正しい選挙で出て下さいというのが、婦人としての親の立場であり、妻の立場

じゃないかと思ふ。私には思ふのですが、自分が悪いことをしてでもいいから夫を出したいのだというの、私は婦人の立場としては少し間違つてはいはしないかという感じがするのですが、その点はどうでしょう。

○総公述人 常論論といたしまして、やはりそういう不正を犯してまで、主人とか、あるいは自分の信する人たちをどうしても出したいというふうな気持は、私も間違つていないと思ひます。公正な選挙をして出られなければ、その人の運がないのですから、それはもう仕方がないというふうに考えますけれども……

○堀委員 けつこうです。
○加藤委員長 小林進君。――予定の時間が延長しておりますから、なるべく簡単に願ひます。
○小林進委員 私はまとめて先生方にお尋ねをいたしたいと思ふのでござ

います。一つは、品川の選挙委員長ですが、これは現状認識の問題でございませぬけれども、私は、選挙に関する限りは、毎回買が悪くなつていっている

が、あなたの先ほどの話をお話承つておきますと、日本の民主政治もここまで来たのだから、それ大きく法改正をやらぬでも、現状のような形で、だんだん国民の認識も深まつて、きれいな選挙に向上していくんじゃないか、

こういう意味のお話があったというふうには私がお聞きしましたが、私の経験によりまして、終戦後でも、衆議院の選挙が八回行なわれております。参議院がこれで四回目になります。私も八回立候補をいたしておりますが、そのつどだんだん金がよけいかかるようになってくる。これは私一人の経験かと思つて他に聞いてみますと、ほかの人々も、みんなそうだ、選挙は、一回目より二回目、二回目より三回目、八回を通じて、前回のよりよきれいな選挙で、前回より金のかからなかつたという人は、私は寡聞ながら、私の知っている範囲にその人を知りません。おそらく、ここにおられる方々も、みんな選挙のたびに無理な金を工面して、無理な選挙をおやりになつてい

と思ひます。ここにおられる方々は与野党ともりつぱな方々でございまして、その意味においては、御手洗先生のおっしゃる通り、みんな自衛権発動やむを得ずそういうふうな毎回々々よけいな選挙の金を使わなくてはならぬ。その意味において、私どもをならしむるならば、まさに選挙に関する限りは、日本のむしろ民主政治の根底をよめるところまで事態が急迫を告げているというふうには私は認識を

いたしております。先生は、やはり日本の民主主義は、選挙に關してもすなほ健全に成長しているとお考えになりますかどううか、この点一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○岡崎公述人 私が、先ほど、非常に民主的になつておつて、選挙もだんだんよくなつてきておるようになつておると申し上げたのは、大部分の人はそうであつて、その中に特殊なものがあるという事は、これはやむを得ないと思ひます。

それから金の問題ですが、金は、これは物価指数の問題であつて、八回前のお金と今ではそれはちよつと違ひました。それであるから選挙の執行経費も上げなければいけません。そういうことになりましたので、そういう点で社会党さんの方はお金の方は、その関係がないのではないかと、みんな相当きれいな選挙をやつておられるよう

で、金を使つてどうしようという話も、私どもはあまり聞いておりません。なぜかと申しますと、そういうふうには選挙違反でお金のために逮捕されたとか、あるいは召喚されたとかいう人は、私の区ではあまり見受けられないのでございまして、それだから、どうも非常に狭い視野から申し上げたので、まことに申しわけはないのですが、先ほど来申し上げますように、この公明選挙運動をやつてみますと、非常に有権者諸君の考えが新しくなつてきています。金というものは関係がないように現在考えられておるのでござい

ます。それだから、もし先生のおっしゃるようなものがあるとしたら、それは特殊なものであつて、一般にはやはり民主政治の基礎は固まりつつある、私はかように考えているものでございまして。

○小林(進)委員 あなたは選挙管理委員会の委員長もおやりになつておるのでございまして、毎回の選挙には私に關係せられておると思つておられます。そのあなたのお口を通じて、各級の選挙がそのつどむしろ浄化をせられておる――今のお話では浄化という言葉はございせんが、よくなつておる、こういうふうな証言を得ましたことは、私は残念ながら納得できません。と同時に、これは大きなあなたの認識の不足ではないか、私はかように考えておられます。私は金と申し上げましたのも、ただ選挙は金のみではない、一例として申し上げた、一例がかくのごとくであつて、金に見られるがごとく選挙というものはだんだん悪くなつておるぞというのを私は申し上げたのでありますが、あなたは選挙管理委員長の立場でありながら、選挙は浄化されておる、よくなつておるといふふうなお言葉をいただいたことは、私は実に奇異の感にとらわれておる。あとで他の先生方にもお尋ねしますけれども、今われわれが国会でどうやつて選挙制度の改正を行なつておられますか、制度審議会もいろいろい

う答申案をお作りになつたことも、私は、まさかわが日本の選挙が回を重ねるたびに浄化せられたという認識の上で、この答申をなされておるとは考えられない。もうあなたに対する質問はこれでやめますが、この点、私は一つ御手洗先生に同じ質問をいたしたいけれども、毎回の各級選挙を通じて日本の選挙がそのつど浄化をせられてお

る、清潔にせられておる方向へ歩んでいると先生は御認識になつておられるか、あるいはやはりだんだん悪化する、腐敗をする方向へ歩んでいるとお考えになつておられますか、一言でよろしゅうございませぬけれども、先生の御意見を伺ひたいと思ひます。

○御手洗公述人 ある部門ではややきれいになりつゝあることを認めます。しかし、大勢としてはなほだ憂うべき腐敗が深刻化しつつある、これは断言できます。

○小林進委員 御手洗先生、実は私はけさから各先生方の御意見を承つたのでございまして、多くの公述人の方々の中で、率直に私の気持ちを申し上げさせていただきましたならば、先生と午前中の長谷部先生、このお二方のお言葉に私は非常に感銘をいたしましたのでございまして、実は私も、両先生の上にとらされておることを心から折らざるを得ないのであります。そういう気持ちで、二の御質問を申し上げたいと思ひますが、私のささやかな法律の常識をもつていたしましても、選挙に關する違反といふものは、一般の刑法における犯罪と全く異なる、私にはかように考えております。すなわち、選挙に關する犯罪といふものは、一に当選をした、当選をさせた、これだけの問題でございまして、人を殺したとか、物を盗んだとか、そういうふうな原因を有する他の犯罪とは性格は全く異なるのでございまして、その意味において、選挙違反に關する限りは、これを一般刑法と同一視して、情状酌量とか、あるいは刑の輕重とか、そういう細かい問題を追及していく必要はないの

ではないか。当選をしたい、当選をさせたい、これが選挙違反に関する万人同一の原因であります。原因は一つです。そしてその当選をしたいというたつた一つの目的に向かつて、あるいは金を使う、いわゆる法定選挙費用以上の金を使う、さもないければ、国家の権力を利用する、あるいはそのほかの物質的な利益誘導という形、大体三つか四つであります。でありますから、私は、この選挙違反という事実が現われた場合には、情状酌量も何も要らないのでありますから、そんなものは速戦速決でよろしい、直ちに判決を下すという厳罰主義で臨んでも、特別刑法上これは当然ではないかというふうに考えているのでございまして、その意味において、選挙違反に関する限りは徹底的な厳罰主義でいくべきではないか。さもないければ、午前中に証言がありました——私ははなはだ無責任なお言葉であるとは考えておりましたが、これも一つの方法であると思つた。それは小江利得先生のお言葉であります。野放しにしてしまえ、どうせこれを取り締まることは困難なんだから、野放しにして、金を使えるだけ使わせ、そして一人十億円くらいの金を使つたら、それで本人は一回の選挙で参つてしまつたら、あいつは金で票を買つたやつだから問題にするなど言つて、帷帳つを受けるだらう、こういう証言でありました。私は、後段の、他人の帷帳つを受けるという言葉は信頼できない。阿弥陀も光る金の世の中のでございまして、だんだん金が高まるに従つて、人の良心も、金をくれる人がありたい、金を使うことがありたいというふうな風潮が出て参り

ましたから、十億円の金を使うような人は阿弥陀様以上にさらにありがたく見えるような世の中になりつつあるのではありませんから、人は帷帳つしないと思ひますけれども、使ひ切れなくて一回でやめるだらうというふうなことはあり得るかも知れません。今日の選挙の腐敗を見ている限りでは、両極端に徹底する以外に道はなかりうというのが私の主張であります。思ひ切つて野放しにするか、思ひ切つて厳罰主義にいくか。厳罰主義をもつてするならば、私は答申案の限度においてもまだなまぬるいと思つておる。今も申しますように、ほかの犯罪と違つて、情状酌量の余地はないのでありますから、徹底的に速戦速決主義で厳罰主義をもつて臨むべきではないか、かように考えます。この点についての先生の御答弁をお願いいたします。

その問題は、先ほどから私は聞いておるのでありますけれども、高級公務員の立候補制限の問題であります。これは同僚青木先生の話を聞いておりましたと、先ほどから趣旨としてはよろしいが、立法技術上困難である、弊害は認められるけれども、立法技術上困難であるという主張であります。これはどうも大を見のがして小にこだわり過ぎている議論ではないか。その弊害は何とならば、そういう技術上の困難は何とか克服してその弊害を除去するために立案するのが、われわれの方の立場ではないかと思はれております。残念ながら、技術に名を借りてその弊害を見のがそうとする主張は誤りではないかと思ひますが、この点に対する先生

の御所見を承りたい。これが第二点であります。

第三点は、ほかでもございせんが、与党議員の主張であります。それは制度審議会の答申は尊重すべきであるけれども、制度審議会必ずしも神ならず、あるいは間違ひがあるかも知れません。国会議員それ自体にも、委員会自体にも間違ひがあるかも知れません。投票を得て、大ぜいの人の支持を得て当選したのであるから、最も良識のすぐれた知能優秀な者でなければならぬと判断してよろしいから、その間違ひは少ない、ものの判断は正しいのだ、従つて、何も答申案の主張それ自体を正直に用いなければならぬという理由はない、より良識的であり、より国民の意向を吸ひ取るに値する価値あるの作り上げた原案はむしろ価値あるものでなければならぬというふうな主張をなされておる方がおるやに承つております。(「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり)あるいは間違ひであるかも知れませんが、国会議員は、なるほど立法府であり、法律を作る権限はありますけれども、しかし、選挙法に関する限りは、今国民の批判の中にある当事者ではないかという考え方に立つておるのであります。あるいはこれを被告とかいふ言葉は非常に不謹慎でありまして、そういう言葉は使つてはいけません。そのような意味において、国会議員の良識と常識とを決して私は疑うものにはありませんが、選挙法に関する限り、大小にかかわらず、やはり自分の家族を——細君のない人や親のない人や兄弟のない人は別であります

けれども、あれば、大小にかかわらず、そのもうろの人たちは、自分たちの親戚、家族をやはり活用しながら選挙に当選してきた。今の高級公務員の問題、あるいは連座制の問題、あるいはその資金規正の問題等に、大小にかかわらずみな関連を持ちながら今日の地位を得ておるのでありますから、私は選挙法に関する限り、当事者であるという言葉を用いても過言ではないと思ひます。その当事者が、みずから身分、地位あるいは自分の行動に關係するものを、自分たちが一番良識あることは、法律的にそれが正しかろうとも、政治道徳上、私は、幾分遠慮をすべきではないか、その意味において、やはり国会において制度審議会の答申を尊重すべきだという形において、あの制度審議会の答申に沿つた法案が国会を通過するのが正しいと思ふ。その意味において、私は答申は文字通り尊重すべきものと思つております。それが今度の国会において、自民党政府案が、当事者であるという身分を忘れて、制度審議会のその答申を尊重すべきなのに、若干これを尊重せざる形でこらう改正式案が出てきたのは間違ひではないか、少なくとも政府・与党としては行き過ぎではないか、私はかように考えておりますが、この問題に対する尊敬する御手洗先生の率直な御意見を承らしていただきたいと思ひます。

○御手洗公述人 最初の厳罰主義、情状酌量など要らぬというお話であります。これはあなたのお考えですか。別に私がこれ申す必要はない。あなたはやっぱりお若いから、少し短気でいらつしやるように思ひま

す。民主主義に私は奇跡はないと思ひます。やはりバイ・ステップでいかなければいけないのではないか。もしここに奇跡を求めるならば、それは左右いずれかのファクションによることか。一番正道ということになるので、そういう考え方は非常な危険を含んでおるのじゃないかと思ひます。あなたが危険というのじゃありませんが、そういう考え方が危険なあれじゃないかと思ひます。ただ、しからばこの委員会に出ておられます政府案が漸進主義であるか、あるいはこれ以上は一步も急ぐことはできないようなものかといふと、私はこれは漸進ではない、ほとんど歩行停止状態に近い緩歩だと思ひます。だから、もう少しテノボを早めていただけないかという意見を申し上げておるのであります。私はおそろくこれが国民の多数の常識じゃないかと思ひます。野放し論に至つてはもう話のほかで、全然議論の対象にはならぬ問題だと思ひます。この困だつて同じことなんでありま

す。こんなことをこの席で言うのはばかりですけれども、イギリスの選挙だつて、ごらんなき、おろか七十年前までは今日の日本以上の腐敗選挙が数百年続いておつた。それが今日のよる選挙に改まったのは、五十数年にわたるイギリス国民の絶えざる努力の結果であります。そういうことは、私は、他山の石といふか、先進国のあれをまねていつていいんじゃないか、こ

ういうふうな運動が百年も二百年も続かなければいけないようなことでは困ると思ひますけれども、しかし、まあまああまり奇跡を求めない方がいいように思ひます。そういう意味で、あなたのお考えも一つの見識でありま

す。民主主義に私は奇跡はないと思ひます。やはりバイ・ステップでいかなければいけないのではないか。もしここに奇跡を求めるならば、それは左右いずれかのファクションによることか。一番正道ということになるので、そういう考え方は非常な危険を含んでおるのじゃないかと思ひます。あなたが危険というのじゃありませんが、そういう考え方が危険なあれじゃないかと思ひます。ただ、しからばこの委員会に出ておられます政府案が漸進主義であるか、あるいはこれ以上は一步も急ぐことはできないようなものかといふと、私はこれは漸進ではない、ほとんど歩行停止状態に近い緩歩だと思ひます。だから、もう少しテノボを早めていただけないかという意見を申し上げておるのであります。私はおそろくこれが国民の多数の常識じゃないかと思ひます。野放し論に至つてはもう話のほかで、全然議論の対象にはならぬ問題だと思ひます。この困だつて同じことなんでありま

す。こんなことをこの席で言うのはばかりですけれども、イギリスの選挙だつて、ごらんなき、おろか七十年前までは今日の日本以上の腐敗選挙が数百年続いておつた。それが今日のよる選挙に改まったのは、五十数年にわたるイギリス国民の絶えざる努力の結果であります。そういうことは、私は、他山の石といふか、先進国のあれをまねていつていいんじゃないか、こ

うけれども、もう少し何といひますか、氣長にやる必要がありはせぬか。しかし、今日の原案は、氣長も少し過ぎるのじゃないかと思ひます。こゝういふ感想を申し上げます。

それから、今公務員の立候補の禁止を立法化することに困難があるといふことについての御議論があつたようであり、そんなことは、さつきも申しした通り、そんなことはないと思ひます。やればできることなんで、それをどうもちゅうちょせられるといふことは、非常に危険なことを予想せざるを得ない。これもさつき申しました、もし自衛隊の幹部などが退職後に全国区議員などに出て参りまして、三年ごとになつたらどうなるか。これは自衛隊といふものを政争に巻き込むようなことになる。他日社会党がおそらく政府を組織されるということもありましよう。そういうときに、自衛隊の幹部が退職して、社会党の候補者として出てこないとは言えない。そういうふうな場合に、自衛隊の先輩が朝野に分かれ、保守、革新に分かれて選挙場裏で戦うようなことになることも、私はないとは言えないと思ふ。かつてわれわれの陸海軍の中に政争を持ち込んだことが、ああいうぶざまなことを起こした重大な原因だつた、こゝういふことを私も今は今思ひ出さなければいけないと思ふ。自衛隊は特例であり、その他の役所にしても同じだろつと思ひます。どうせいづれは政権の交代期ができる、そのたびに社会党の鉄道線路が、自民党の橋がかかるなどということになつては一大事でありましよう。過去に私もはこゝういふ苦い経験があるのではありませんから、こゝういふこ

とから申ししても、今日あんなばかばかしい傾向については早く是正するといふことは、おそろく国会の良識として進んでおやりになるべきじゃないかと思つておられます。これは方法は幾らでもあることは、さつき申し上げました。

それから最後の三番目の、議員が一番高いから、審議会の答申を尊重しなくてもいいといふような思想があるなどといふことをお話しになりましたが、私はこゝういふことを承知しております。ここで議員さんを誘惑するわけに参りませんから、この答弁は差し控えてさせていただきます。

○小林(進)委員 私はいこれで終わりますが、嚴罰即決主義といふことは、私先ほどから申し上げておられますように、一般の法律と違ひまして、特別法でございますから、一般の刑法でいけば犯罪をすぐ構成するわけではございません。切つたはつたとか、盗んだとかいふことは全然違ひますから、いかうこととは全然違ひますから、やはいり今もありません。食管法のような統制経済の法律にやや匹敵するものでありまして、自然法とは異なるのであります。その意味において、こゝういふ罰則は、監獄へ入れるとか、刑罰を加えるとかいふことではなしに、いわゆる公選した者が失格をするとか、あるいは公民権を停止するとか、こゝういふような罰則をもつて足りるのであります。その意味において、もつと判決は即決でやるべきではないか、同じ公民権停止をするにしても、あるいは当選を無効にするにしても、七年も八年も争つてゐる間に、みな犯罪者のはがれしてしまふ。その意味において私はもつと判決を早目にやつてほしい。幸い、

先生は今英國の例をおつしやいました。七十年前に、五十年かかつた。しかし、五十年で今日あれくらいクリアな選挙をするようになった根本の理由は、この特別の刑罰の法規が強かつたことが最大の原因をなしてゐる。しかも判決も即決にして、しかも早かつたといふことが、英國の政界が浄化された根本の理由ではないか、こゝういふうちに私は質問したのであります。決してファッション的な意味において質問したわけではございませんので、いまだこの点先生の明確な御答弁をお願いいたします。

○御手洗公述人 いやよくわかりました。こゝういふことならば、決して異議を申しません。できるだけこゝういふような犯罪が減り、こゝういふことによつて世の中が戒められるような罰則は十分あつた方がよろしいと思ひます。

○加藤委員長 次に井堀繁男君。――予定の時間が経過いたしましたから、なるべく簡単にお願いいたします。

○井堀委員 大へん公述人の方に御迷惑だと思ひますが、実は四人の方皆さんにお伺ひしなければならぬのでありますけれども、特に御手洗公述人には、他の公述人と違ひまして、選挙制度審議会のメンバーでもございまして、この機会にお尋ねをいたしたいと思ひまして、御迷惑を顧みず時間をちょうだいするわけでありまして。二つばかりお願いをいたしたいと思ひます。

一つは、社会党の修正案に対する御意見が明確に伺えたのであります。私どもは社会党の修正案と政府原案を中心にして討論を急いでおるわけでありまして、その際どうしても問題になりますのが、第一に指摘されておりました

した特に連座制強化の問題、これについても、連座制を強化する場合に、政府原案と社会党の修正案の違いは、確かに社会党の修正案が大きく長所を出しておると思つております。ことに、答申案に忠実であるといふのは、その通りだと思つております。ところが、この連座制の強化は、考え方によつて思つておりますが、社会党の連座制強化の問題で、親族、ことに親子兄弟の間に起つてきます選挙違反の事実と、それから今日の選挙法は、御存じのように総括責任者あるいは選挙事務長といつたような制度が実はあまいなわけです。だから、実質的に選挙事務長、選挙参謀といふような人々を把握するすべがないのであります。親族、兄弟の場合には、これは戸籍法でも明らかでありますから、簡単に把握ができるわけです。親族、親子兄弟まで把握するといふところに踏み切つたのでありますから、もつと実質的に選挙参謀といつたような動きをする者を把握するようにならなければならぬのではないかと、この際に私には社会党の大きなミスがあるのじゃないかと思つております。せつかくあそこまで踏み切つたのでありますから、それに見合ふように一つこの際修正案をわれわれはさらに要求していきたいと思つておるわけでありまして。この点に対する見解を承りたい。

第二の問題は、高級公務員の立候補制限の問題は、御承知の通りであります。ことに御手洗参考人が強く主張されました自衛隊の某幕僚長の話が出ておりましたが、私も非常に遺憾に思つておつたやまきでありまして、社会党の修正案で参りますと、それが抜けている。これはなかなか問題

のあるところでありまして、高級公務員をどうして規定していくかといふことについて、社会党もかなり苦心をしたやうであります。どこかにその理論的根拠を求めようとして努力された、その経過はわれわれよく知つておりますし、敬意も表しておるわけでありまして。しかし、高級公務員を縛る場合には、私は、列挙主義をとつたといふ点については、政府原案に比ばましてはるかに正確を期することのできる点に大きな特徴があつたと思ふ。しかし、こゝで法でいつておられますように、抽象的には、自分の選挙を有利にする影響力、その影響力を一体的にどう表示するかといふ点については、どこまで引つぱつていっても私は問題が出てくると思つております。でありますから、どこで踏み切るかといふことが一つ。いま一つは、こゝういふ行き方ではなくして、むしろ抽象的の方が実質的效果が上がるのじゃないか。すなわち、要するに、これこれの立場の者はこゝういふ影響力があるからといふことを表明できるように――時間がありませんから多くを述べませんが、ああいう列挙主義をとるといふことになる、どこかで切らなければなりませんから、こゝういふ問題が起きます。この点一つ問題があるのじゃないか。

それから第三の問題は、政治資金規正法の問題であります。これは公職選挙法と別な法律と二つに分かれてくるわけでありまして。この政治資金規正法の問題は、諸外国の例を学びまして、これはぜひこの際思い切つて強化しなければならぬ大事な問題だと思ふ。この点についても、社会党の案は大事なところには手抜かりがあるのじゃないか。一々申し上げる時間がありま

ないか。一々申し上げる時間がありま

せんが、この三つの社会党の修正案というのには確かに核心に触れておることは事実であります。しかし、兄たりがたいという点がそりうところにはつきり出てきておるのじゃないか。こりう点に対する答申案は、もちろん抽象的であることが当然であるかもしれせんし、せつかくあなたがこの三つの点について社会党の案に賛成なされた御趣旨はよくわかるわけでありすが、そりう点をおれわれはさらさら下げていかなければならぬのじゃないかと思ひます。もしこの点に對して御意見がありましたら、一つ伺いた

いとでもう一つちよつとお伺ひいたしたいと思ひますが、時間がありませんから、これだけについて一つお答えをいただきますと思ひます。

○御手洗公述人 家族などよりは実質的な主宰者をもつとせよとつかまぬかとお話でありましたが、そりう方法がありましようか、お伺ひしたいのです。もしあれば、それはむろんそりう方々が望ましい。審議会でも、また政府部内でも、この表現はいろいろ工夫しておられるようであります。一または二以上の区域において総括主宰した者とか、あるいは、相当広範囲において主宰した者とかいつたような表現でありすが、どれもなかなかあなただのねらわれるようなところを正確につかみ得ないで困っておるが実情ではないか。そこで政府案がこりうよりな形で出たのだらうと思ひるのであります。これでも大体似たり寄つたりで、これ以上どうして正確にこれがつかめるかむすかしいのであります。もし御案があれば、私どももど

うぞそりうふりに願ひたい。今の状態では、今の問題に關する限り、政府案でも社会党案でも大した違いはないよりに思ひます。

第二には、高級公務員の問題であります。列挙主義でやると自衛隊みいたなものは落ちる、その他これからもいろいろあるだらう、それはごもつともであります。実を申しますと、私ども、自衛隊の幹部が選挙に出ようなどというところは夢にも思ひない。これは青天のへきれきという言葉が一番当たるだらうと思ひます。びつくりした。警察庁長官などは、もちろん過去にもありますから、予想してあります。自衛隊の幹部がやめてすぐに国会議員に出てくるなんていうことは、夢にも思ひなかつた。おそろくそりうことを予想した人は日本じゅうにあま

りないのじゃないかと思ひます。そのぐらゐこれはびつくりした例外でありますから、列挙主義だからといつて、必ずしもそんなにだめだといつたわけにはいかなないのではないか、今のよう

過去に実績のあるもの、それからまた、原案にありますよりに、地方に支局、分局、出張所といふような支配勢力、権力の及ぶ組織を持つてい

るもの、そりうものにしほりますれば、かなり正確につかめる。そりうして選挙をやつて、その選挙でさらに新しい弊害が起これば、それはまた引き續いて追加してもいいのではないでし

ょうか。あなたが別に何か名案をお持ちでありますたら、お聞かせ願ひたい。それから今の問題は、限定するといつたところに非常に大事な憲法論に對するエクスキエーズがあるわけであり

ます。これが違憲でないと言われる学者も、一般的に公務員全部に立候補制限が及ぶ場合はもちろん憲法違反である、こ

ういふ説であります。ある限定したワクを作つての制限であれば違憲ではない、これが私の先ほどからあげております学者諸君の意見でありますから、やはり範囲を制限するといつことが必要なんです、その方法としては、列挙主義といつたようなものが一つあり、一方には、そりう権力の地方に及ぶ組織を持つていものといふよりの制限、こりうことが必要なんです。もしこれを制限するとすれば、ど

うしてもそりうものがなると、違憲論に根拠を与えることになるわけであり

ます。○井堀委員 これから、これはあなた

の直接のお仕事のひとつのようでありすが、この際、選挙法の改正の中で重要な部分はまだ答申されてないやうであります。それはいろいろな事情があるよりに伝えられてい

るわけであり。特に、新聞記事でありますけれども、あなたのお名前も出て指摘されているよりにあります。この際、選挙区制の問題を除いてこりう重要な改正を行なうわけであり

ます。あとからその部分だけ追加してやればい

い議論もあるよりにあります。私

はやはり同時にやるべきではないかと

いふ考えの一人であります。こりうのは、他の今言つた制裁規定を強化いた

しましたり、あるいは取り締まりを強化したり、あるいは公明選挙推進のためのもろの規定をいたしました

るといつたよりのものと切り離すことのできないものが、区制の問題ではないか。こりうのは、これは考え方がい

ろいろ分かれると思ひますが、御存じ

のよりに、これはやはり個人中心の選挙運動を、政党あるいはそれらの団体

を中心に進めようといふ、要するに大きなカーブを切ろうとする選挙法の改

正だと思ひます。また、そのことがあつてこそ、このものが生きてくると思ひ

ます。そのためには、やはり政策を中心とするよりの選挙区制をとるこ

りが大事ではないか。中選挙区制度の特徴は

は、もちろんごさいましようし、小選挙区

の欠点はもちろんあると思ひます。こ

ういふ区制の問題に言及しながら、こりうもろもろの改正が同時に

行なわれるといふことによつて、選挙法の改正に斬新な、要するに改正の機

会を与えるのではないか。この点の答

申がおくられて、新聞記事であります

から、信するに足らぬかもしれせん

が、第一次答申に對する議會なり政府の態度に對する不満が影響してとい

ふよりの意味のこりうものがあるよりにあります。まさかそりうものにこりう

る審議会ではないと思ひますが、しかし、他に理由があるとするならば、私

はこりう際何とおきたいと思ひます。区制の選挙問題について、あるいは政党に對する規制をこの法律でするの

がいいか、こりう重要なものを考えるの

がいいか、こりう同時にやるべきではないか、あるいは、同時にやるべきではないか、こりう点について御手洗さ

んの御意見を伺つておきたい。

○御手洗公述人 私は選挙制度審議会の委員の一人でありすが、その委員

の内部の事情をこりう申し上げるの

は、ちよつと遠慮していただきま

す。ただ、新聞の、先ほどから出てお

ります二、三のお話の点を申し上げま

すと、この政府原案にも、社会党の修

正案にも現われておりますよりに、選

挙は政党本位に行なうべきである、個

人本位の選挙などといふものは、ますます選挙を腐敗させ、ゆがめる、漸次

政党本位に移さなければいけない、こ

ういふ意見が支配的であり

ます。そのことが答申に現われ、その現われた骨

子はこの政府原案にも取り入れられて

おるよりに思ひます。これはいろいろ

なところ指摘できると思ひます。政党法

のお話でありすが、これも一部

の委員からすでに原案のよりのものが出

ておりますが、まだそれを審議する段階

にいつておらぬよりに聞いてお

おるところだ、こういうことは申し上げて差しつかえないのじゃないかと思
います。

○井堀委員 他の方にお伺いしなければなりませんでしたが、時間の都合上
これでやめますが、なお、御手洗さん
のさきの御説につきましては、われわ
れまだ検討をいたさなければならぬ時
期でありまして、適当な御指示をいた
できたかったのでありますが、事情は
よくわかりましたので、またいずれお
伺いたしたいと思えます。本日はど
うもありがとうございます。

○加藤委員長 以上をもちまして、本
日予定いたしました公述人に関する議
事は全部終了いたしました。

この際、公述人の皆さんに一言御礼
を申し上げます。

公述人各位におきましては、御多用
中長時間にわたりまして貴重な御意見
をお述べいただきました。まことにあ
りがありがとうございます。本委員会を代表
いたしまして、厚く御礼を申し上げます。
(拍手)

明日は午前十時より開会することと
し、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十四分散会

昭和三十七年四月十二日印刷

昭和三十七年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局